

第2期大野市中心市街地活性化基本計画

平成25年4月

平成25年3月29日	認定
平成25年7月25日	変更
平成26年3月28日	変更
平成26年7月29日	変更
平成27年3月27日	変更
平成28年3月15日	変更
平成29年3月24日	変更
平成29年7月28日	変更

原点への回帰
～人が集う、活気に満ちた城下町の再生を目指して～

ゆい　　く　　に

結の故郷　越前おおの

目 次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 大野市の概要	1
[2] 中心市街地の現状分析	2
[3] ニーズ等の把握、分析	22
[4] 中心市街地のまちづくりの方向性	37
[5] 第1期中心市街地活性化基本計画に基づく取組の実施状況と検証	43
[6] 課題の整理	47
[7] コンセプト及び基本方針	52
2. 中心市街地の位置及び区域	54
[1] 位置	54
[2] 区域	55
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	57
3. 中心市街地の活性化の目標	62
[1] 中心市街地活性化の目標	62
[2] 計画期間の考え方	63
[3] 数値目標指標の設定の考え方	64
[4] 具体的な数値目標の考え方	65
[5] フォローアップの考え方	72
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	73
[1] 市街地の整備改善の必要性	73
[2] 具体的事業の内容	74
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	82
[1] 都市福利施設の整備の必要性	82
[2] 具体的事業の内容	83
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	88
[1] まちなか居住の推進の必要性	88
[2] 具体的事業の内容	89
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	92
[1] 商業の活性化の必要性	92
[2] 具体的事業等の内容	93
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	110
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	110

〔2〕 具体的事業の内容――	110
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所――	114
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項――	115
〔1〕 市町村の推進体制の整備等――	115
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項――	118
〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進――	121
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項――	123
〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方――	123
〔2〕 都市計画手法の活用――	123
〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等――	125
〔4〕 都市機能の集積のための事業等――	129
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項――	130
〔1〕 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項――	130
〔2〕 都市計画との調和等――	131
〔3〕 その他の事項――	134
12. 認定基準に適合していることの説明――	135

様式第4 [基本計画標準様式]

○ 基本計画の名称：第2期大野市中心市街地活性化基本計画

○ 作成主体：福井県大野市

○ 計画期間：平成25年4月から平成30年3月まで（5年間）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 大野市の概要

- 本市は、福井県の東部に位置し、北は石川県と勝山市、東と南は岐阜県、西は福井市と今立郡池田町に接しています。
- 本市のあけぼのは、右近次郎遺跡などから出土する石器や土器により、縄文時代中期であることが明らかにされています。
- 安土桃山時代、織田信長の家臣、金森長近が亀山に城を築き、その東麓に築いた城下町が本市の市街地の起こりで、江戸時代は、大野藩・土井家4万石の城下町として栄えました。
- 昭和29年（1954年）に大野町、下庄町、乾側村、小山村、上庄村、富田村、阪谷村及び五箇村の2町6村が合併して市制を施行し、昭和45年（1970年）に西谷村、平成17年（2005年）に和泉村を編入し、現在に至っています。
- 現在の本市は、人口が35,963人（平成24年4月1日現在住民基本台帳）であり、面積は872.30km²と福井県内最大で、市域の87%が森林面積となっています。
- 本市の産業は、農林業と繊維産業を基幹産業として推移しており、農業は米をはじめ、サトイモ、ナス、花き、マイタケなどが特産品として有名で、製造業は伝統ある繊維産業に加え、近年は電子部品などの新たな製造業が進出しています。その他豊かな自然と歴史資産を生かした観光産業も成長が期待されています。
- 交通は、国道157号が南北に、国道158号が東西に走り、東は東海北陸自動車道、西は北陸自動車道と連絡しており、また、JR越美北線が国道158号にほぼ並行して走り、JR福井駅でJR北陸本線と接続しています。



〔2〕 中心市街地の現状分析

（1） 中心市街地の概況

- 天正3年（1575年）、織田信長から一向一揆討伐の命を受けて、金森長近公が美濃から大野に進攻しました。一揆平定後、長近公は、大野盆地が見渡せる亀山に城を、そして、その東麓に東西六条、南北六条の碁盤の目の城下町を造り始めました。これが現在の大野市街地の起こりです。
- 江戸時代には、美濃街道沿いの一番通り、七間通り、五番通り及び横町通りが発展し、米屋、酒屋、呉服屋等の店が軒を並べました。
- 大正3年（1914年）、北陸地方で最初の私鉄である越前電気鉄道の新福井・大野口間が開通し、大正7年（1918年）には、中心市街地（本計画における中心市街地の区域98ha（56ページ参照）をいう。以下同じ。）の北端の大野三番駅まで延伸されたことから、商業の中心が一番通りから三番通り及び七間通りへと移っていきました。
- 戦後、商業の中心は、古くからのれんを守っている商店が多数あった七間通りや五番通り、そして三番通りとなり、特に、七間通りは朝市でにぎわいました。
- 昭和35年（1960年）、旧国鉄の越美北線が福井・大野・勝原間に開通し、駅前通りに各種サービス業、スーパーマーケット等が出店し始めました。
- その後、全国的なモータリゼーションの発達により、昭和49年（1974年）に京福電気鉄道（昭和19年（1944年）12月1日に、越前電気鉄道をはじめとする私鉄4社が合併）大野・勝山間が廃線となり、駅前として栄えてきた三番通りをはじめ中心市街地の人の通行量が減少し始めました。また、国道158号バイパス等の整備により、中心市街地への車の流入量が減少し始めました。
- 昭和51年（1976年）に、本市で初めての大規模小売店舗となる「大野ショッピングセンター・スカイモール」がＪＲ越前大野駅の東地区に開設されたことに端を発し、平成11年（1999年）には国道158号沿いに「ショッピングモール・ヴィオ」、平成12年（2000年）には、国道157号沿いに「ホームセンターみつわ九頭龍店」が開設され、商業の中心は徐々に郊外へ移動していきました。
- 大規模小売店舗の郊外立地に伴い、中心市街地では、商業活動の衰退、後継者不足等により、空き店舗、空き家及び空き地が増加し、集客力や人口が減少して活力を失うという悪循環に陥っています。
- 居住に関する施策では、良質な居住環境を備えた住宅地を造成するため、昭和28年（1953年）以降、郊外を中心に、10地区・282haの区域で土地区画整理事業を実施し、計画的な新市街地の整備を図ってきました。
- 一方、東西六条、南北六条の碁盤の目の城下町では、一つの宅地が、間口3間から5間前後で奥行16間という、いわゆる“うなぎの寝床”と呼ばれる区割りが標



準となっていることから、豪雪地帯である本市では、昭和38年（1963年）豪雪、昭和56年（1981年）豪雪、平成18年（2006年）豪雪等、冬季の降雪時に屋根雪下ろしに苦勞することや、自動車の駐車場が確保しにくいこと等が要因となって、若い世代を中心として人口の郊外流出が進んだ結果、中心市街地における人口の減少と高齢化に一層拍車がかかりました。

- 公共施設では、昭和46年（1971年）に旧城下町地区の亀山の麓にあった大野警察署が市街地北東部の友江地区に、昭和47年（1972年）には、亀山の麓にあった県の機関である県税事務所、耕地事務所、農業改良普及所、林業事務所及び土木事務所が同地区に移転し、福井県奥越合同庁舎、福井県大野土木事務所となり、平成5年（1993年）には、亀山の麓にあった大野高校が市街地南西部の新庄地区に移転したことも、中心市街地の人通りが減少した一因です。
- 現在、公共公益施設では、大野市役所周辺には福井県奥越健康福祉センター、大野市図書館、大野市歴史博物館、大野市消防本部等が、亀山周辺には大野簡易裁判所、大野税務署、有終西小学校・大野市生涯学習センター・大野公民館の複合施設である学びの里「めいりん」（以下「学びの里「めいりん」」という。）等が、JR越前大野駅周辺には大野労働基準監督署が所在しており、また、病院、幼稚園、保育所等の都市機能も集積しています。
- 第1期計画期間では、越前おおの結ステーション内に大野商工会議所、大野市役所周辺に保健・医療・福祉のサービス拠点施設である結（ゆい）とぴあ、また、亀山周辺では福井地方法務局大野支局があった施設にハローワーク大野が移転するなど、中心市街地への都市機能の集約が行われています。

（2）中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析及びその有効活用の方法の検討

1）歴史的・文化的資源

- 亀山の山頂にそびえる越前大野城と碁盤目状に区切られたまちなみ、中世から近世にかけて築かれた寺院が麓を連ねる寺町通り、城下町誕生の頃から続くとされる七間朝市等、400年を超える歴史の昔日を彷彿させる景観を今も色濃く残しています。
- 七間朝市は、城下町建設以来の歴史を持つ名物朝市で、農家の人たちが採れたての野菜や花を持ち寄り、春分の日から12月末までの毎日午前中、七間通りで開かれています。
- 安永4年（1775年）の大火で大野城天守閣は焼失、現在の天守閣は昭和43年（1968年）に復興されました。



越前大野城



七間朝市

越前大野城の再建を祝って始まった「おおの城まつり」は、旧盆の行事として欠かすことのできない市民のまつりとなっています。

- 大野織物協同組合が所有していた事務所（昭和12年建造の文化庁登録文化財）を本市が取得した後、これを洋風に改修し、「大野市まちなか観光拠点施設平成大野屋洋館」として整備しました。

この平成大野屋は、本市が推進しているまちなか観光の拠点として大きな役割を果たしています。また、幕末の安政2年（1855年）以降、財政危機に陥った大野藩が、北海道や大阪等全国37箇所、藩の商社「大野屋」を設け、財政再建を果たしたという史実に倣い、本市と同じ姓を持つ全国の「大野さん」に大野のPRを託す「平成大野屋事業」を推進し、本市の知名度アップと全国への情報発信を行っています。



平成大野屋

- 広大な森林を持つ本市は、湧水が多く、市街地には、名水百選にも選ばれている「御清水」をはじめとする湧水地がいくつもあり、古くから地下水を生活用水として利用してきました。この地下水は、現在でも市街地から市北西部の区域にかけて多くの家庭が飲み水などに利用しており、暮らしとコミュニティーに根ざしたこの地ならではの豊かな水文化を育んできました。

- 平成17年（2005年）度には、中心市街地等で市民や観光客が水を目にし、水を感じるができる「水のみえるまちづくり」を目指すため、「大野市水のみえるまちづくり計画」を策定し、御清水等の湧水の保全と再生、市街地を流れる水路の整備や活用、また、本願清水イトヨの里における環境学習など水文化の保全と継承について方針が示されています。



御清水

- 昭和41年（1966年）、中心市街地に住居表示が実施され、本町、元町、明倫町等の新町名が付けられましたが、40年経過した現在でも、三番、五番、七間等の通り名を使うことが多く、金森長近公が造った東西六条、南北六条の碁盤の目の城下町が、市民生活の中に受け継がれています。
- 今後とも、歴史的・文化的資源である城下町や水を有効活用したまちづくりを継続して進めていくこととしています。

2) 景観資源

- これまで本市では、平成3年度から5年度に、歴史の路整備事業により、七間通り、寺町通り及び石灯籠通りを石畳舗装し、城下町のまちなか散策ルートとして整備しました。

- 市等が整備してきた公共施設については、石灯籠会館、御清水会館、武家屋敷旧内山家、元町会館、大野市まちなか観光拠点施設（平成大野屋）、市営住宅「大野市東二番町屋住宅」・「大野市西二番町屋住宅」、ＪＲ越前大野駅やすらぎ空間、学びの里「めいりん」等、城下町としての景観と調和したデザインとしています。
- 「大野市水のみえるまちづくり計画」及び街なみ環境整備事業により、百間堀周辺での親水空間の整備とともに、背割り水路沿いに魅力ある水辺空間をモデル的に整備しています。
- 景観に対する市民意識の高揚及び市民主体の景観づくりを啓発するため、平成９年（１９９７年）度から大野市景観賞の表彰制度を創設し、景観の形成に寄与する建築物、良好な景観の維持向上に努めている団体等を表彰しています。
- また、平成１７年（２００５年）度には、都市景観の形成に寄与する建築物等の整備を行う者に対する助成制度として、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助制度を創設するとともに、五番通り地区、七間通り地区等５地区でそれぞれの特徴を生かしたまちづくり協定を締結する等、住民主体のまちづくりを推進しています。
- 平成１９年（２００７年）度に策定した大野市景観計画に基づいて、平成２０年度には大野市景観条例、平成２１年度には大野市屋外広告物条例を制定し、大野らしい良好な景観形成を図っています。
- 今後とも、景観資源である城下町や水を有効活用し、住民主体のまちづくりを継続して進めていくこととしています。



寺町通り

３）社会資本・産業資源

① 社会資本

- 中心市街地の道路は、城下町建設当時の碁盤目状に整備されています。
- ＪＲ越前大野駅周辺は、昭和３０年代の土地区画整理事業で整備されました。
- 越前大野城がある亀山公園は、まちなか観光の中心的存在であり、市民の憩いの場にもなっています。
- 平成１８年（２００６年）に完成した学びの里「めいりん」は、有終西小学校、大野市生涯学習センター及び大野公民館が一体となった複合施設であり、市民が集い・遊び・学び合うための文化の発信地及び地域コミュニティの拠点として、市民に利用されています。



学びの里「めいりん」

② 産業資源

- 本市の中心市街地は、豊富な地下水を生かした酒、味噌・醤油・酢醸造、和菓子、豆腐等の食料品製造業が集積しているのが特徴的です。
- 中心市街地の商業施設の業種構成では、衣料品、身回品、書籍等の買回り品店舗が約４２％、生鮮食料品、一般食料品等の最寄り品店舗が約１８％、残り４０％を理美容業、クリーニング店等を中心とするサービス業と飲食業の店舗で占めています。
- 市全体に占める割合は、小売業の事業所数で１９．０％、従業者数で１２．０％、年間小売販売額で７．５％となっています。

（３）地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

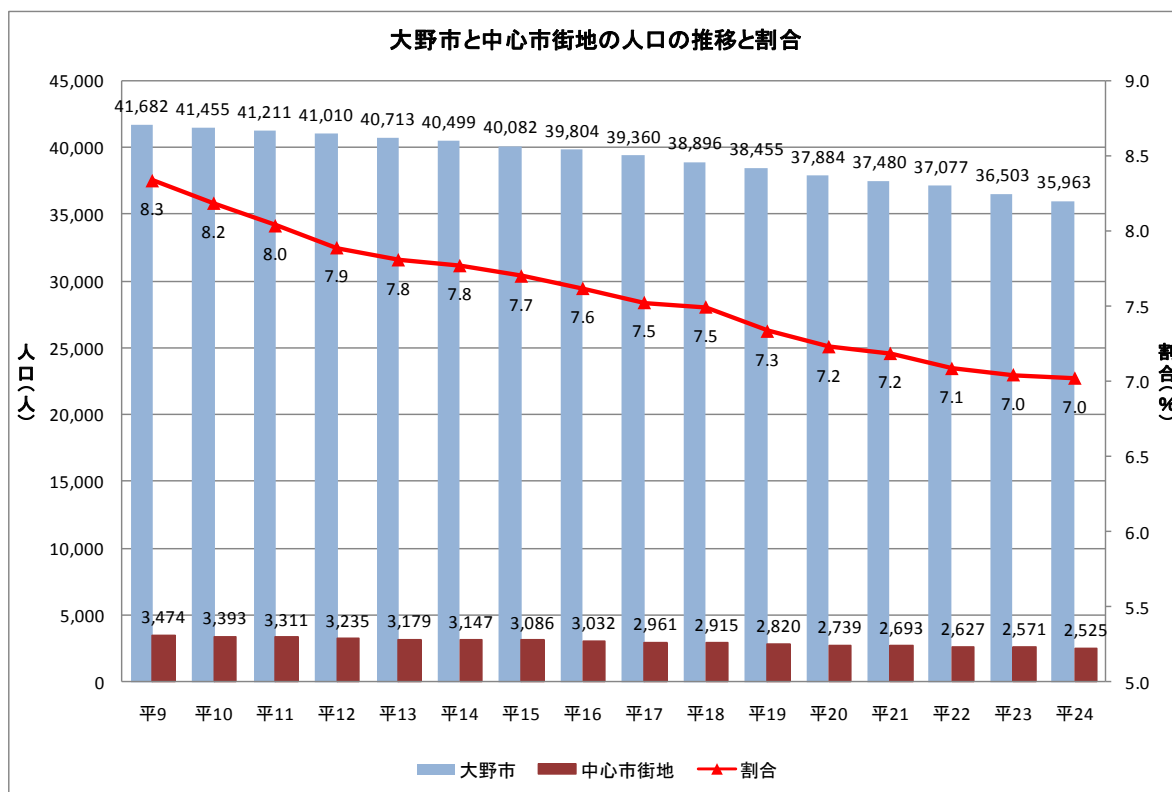
１）人の動き

① 人口

（人）	平成 9 年		平成 19 年（9 年比）		平成 24 年（9 年比）
市全体	41,682	➡	38,455（▲7.7%）	➡	35,963（▲13.7%）
中心市街地	3,474		2,820（▲18.8%）		2,525（▲27.3%）
割合	8.3%		7.3%（▲1.0）		7.0%（▲1.3）

- 住民基本台帳によると、平成２４年４月１日現在の人口は、市全体が３５，９６３人、中心市街地が２，５２５人となっています。
- 平成９年から平成２４年までの１５年間の人口の推移をみると、市全体、中心市街地ともに減少しており、市全体が１３．７％の減少に対し、中心市街地は２７．３％の減少と、中心市街地の減少幅が大きくなっています。
- 市全体の人口に占める中心市街地の人口の割合は、平成９年の８．３％から平成２４年の７．０％と、１５年間で１．３ポイント減少しています。
- 中心市街地は、人口及び世帯数の減少と高齢化が進み、地域コミュニティの低下、地域防災力の弱体化、建築物の老朽化等により活力が衰退傾向にあります。
- 中心市街地の人口減少については、中心市街地に居住していた人が、駐車場等を確保しやすい市街地周辺等へ移転したことが要因の一つと考えられます。
- 中心市街地は、亀山公園を除き、人口集中地区「ＤＩＤ（※）」に含まれています。

※「ＤＩＤ」とは、densely inhabited district の略語で、国勢調査において設定される人口密度が１ha 当たり４０人以上、人口５，０００人以上の地域で、実質的な都市地域をいいます。

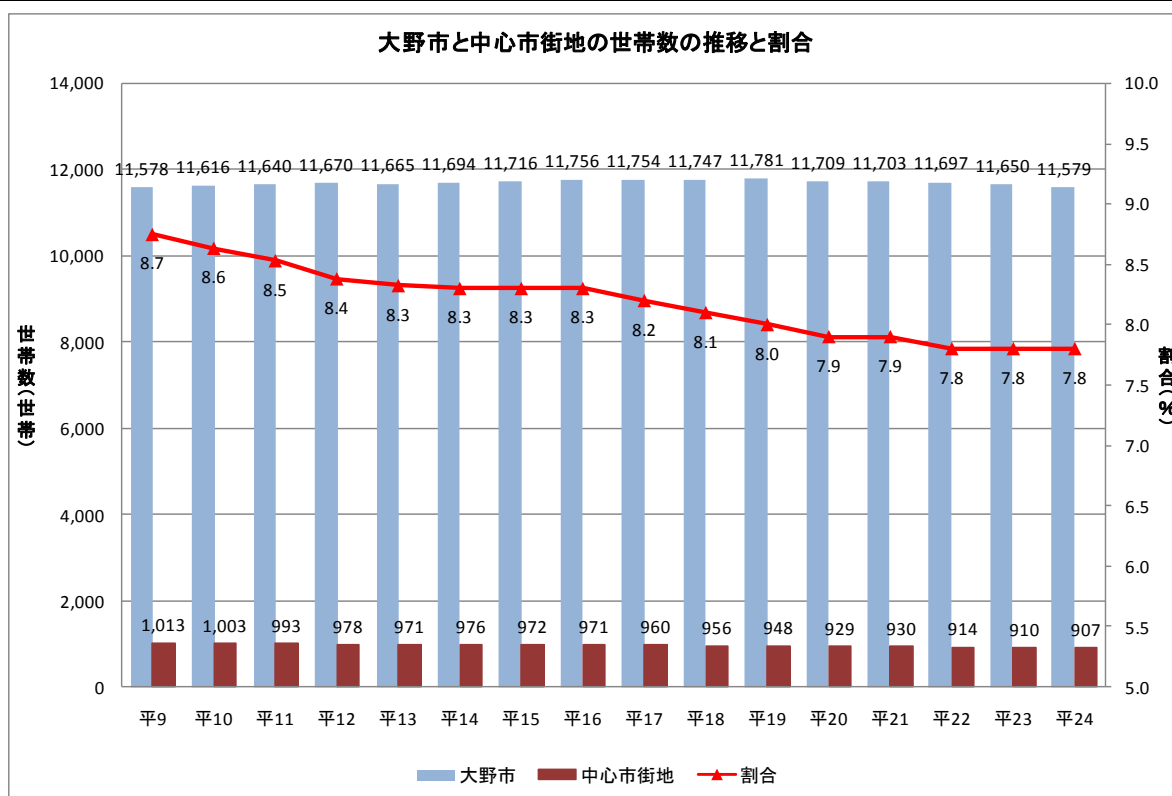


(出典：住民基本台帳)

② 世帯数

(世帯)	平成 9 年	平成 19 年 (9 年比)	平成 24 年 (9 年比)
市全体	11,578	11,781 (1.7%)	11,579 (0%)
中心市街地	1,013	948 (▲6.4%)	907 (▲10.5%)
割合	8.7%	8.0% (▲0.7)	7.8% (▲0.9)

- 住民基本台帳によると、平成24年4月1日現在の世帯数は、市全体が11,579世帯、中心市街地が907世帯となっています。
- 平成9年から平成24年までの15年間の世帯数の推移をみると、市全体が横ばい（1.7%上昇し後に減少）のところ、中心市街地は10.5%の減少になっています。
- 市全体の世帯数に占める中心市街地の世帯数の割合は、平成9年の8.7%から平成24年の7.8%と、15年間で0.9ポイント減少しています。

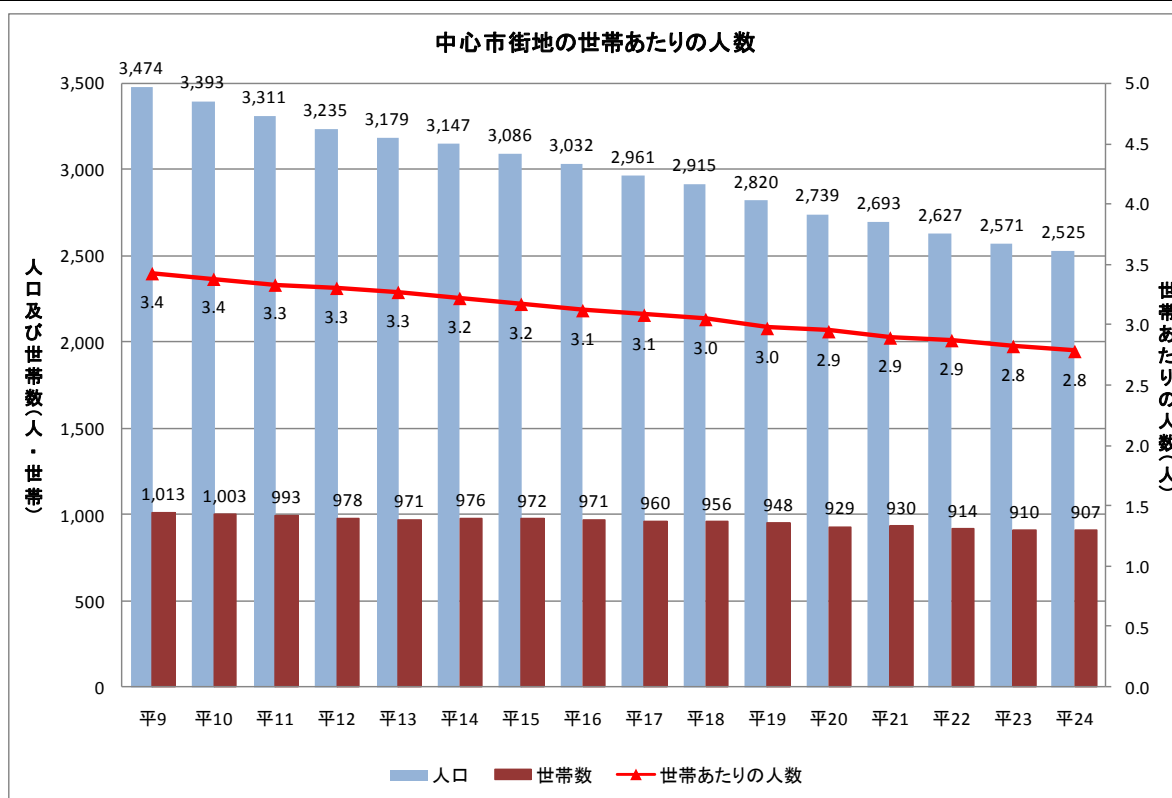


(出典：住民基本台帳)

③ 世帯あたりの人数

(人/世帯)	平成 9 年	平成 19 年 (9 年比)	平成 24 年 (9 年比)
中心市街地	3.4	3.0 (▲11.8%)	2.8 (▲17.6%)

- 住民基本台帳によると、平成24年4月1日現在の中心市街地の世帯あたりの人数は、2.8人/世帯となっています。
- 平成9年から平成24年までの15年間の中心市街地の世帯あたりの人数の推移をみると、平成9年が3.4人/世帯のところ平成24年が2.8人/世帯と減少を続けており、高齢者の単独世帯が増加していると考えられます。

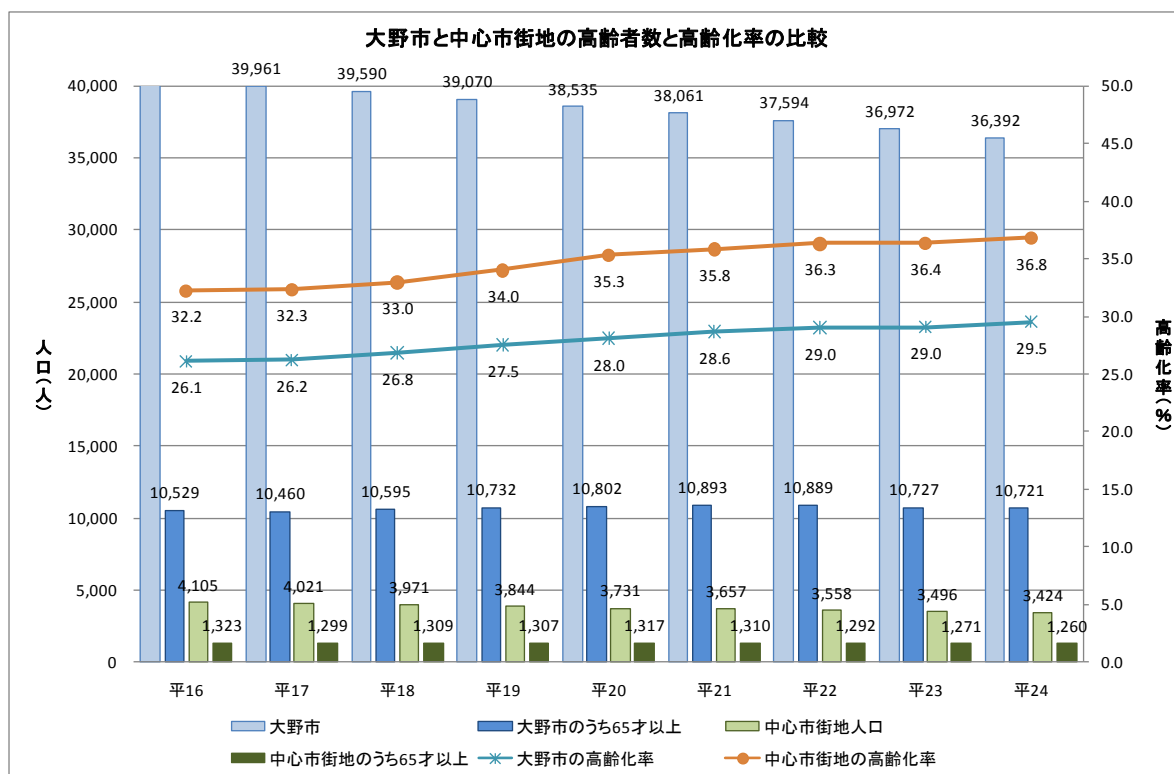


(出典：住民基本台帳)

④ 高齢化率

(%)	平成 16 年		平成 19 年 (16 年比)		平成 24 年 (16 年比)
市全体	26.1%	➡	27.5% (1.4)	➡	29.5% (3.4)
中心市街地	32.2%		34.0% (1.8)		36.8% (4.6)

- 住民基本台帳によると、平成24年4月1日現在の高齢化率は、市全体が29.5%、中心市街地が36.8%となっています。
- 核家族化の進展や生活習慣の変化に伴う若い世代の市郊外への流出により、市全体と比較し中心市街地の高齢化の進展が顕著です。

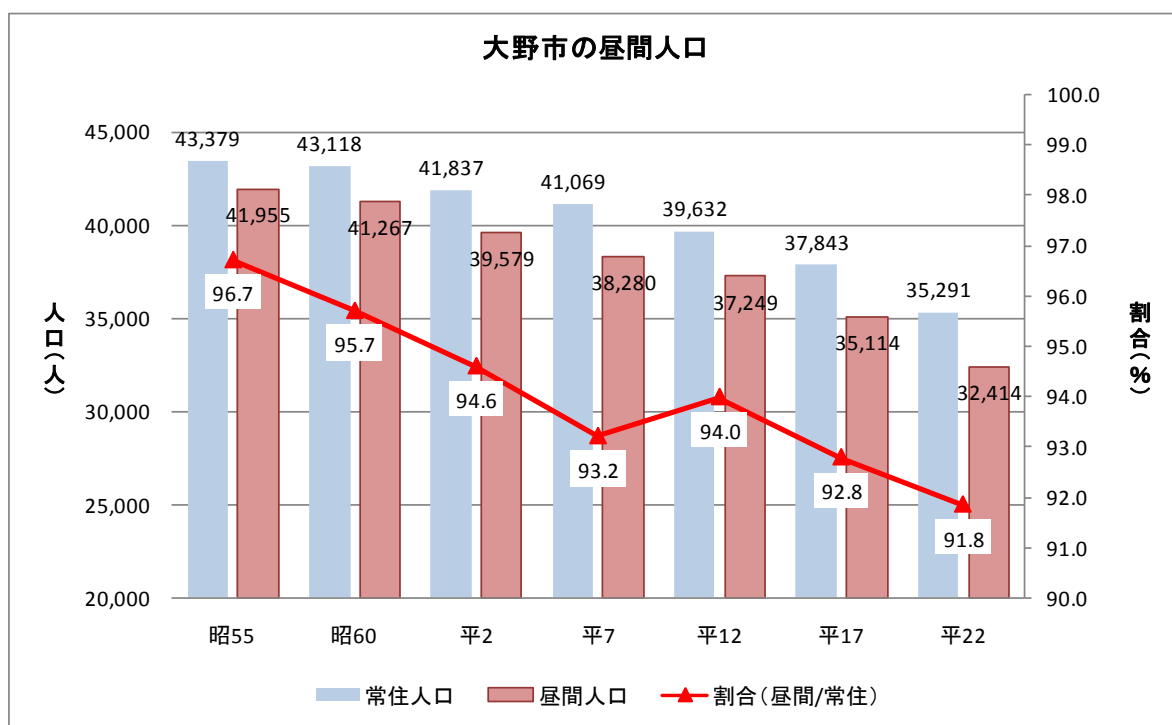


(中心市街地の隣接地を含む)
(出典：住民基本台帳)

⑤ 昼間人口（大野市全体）

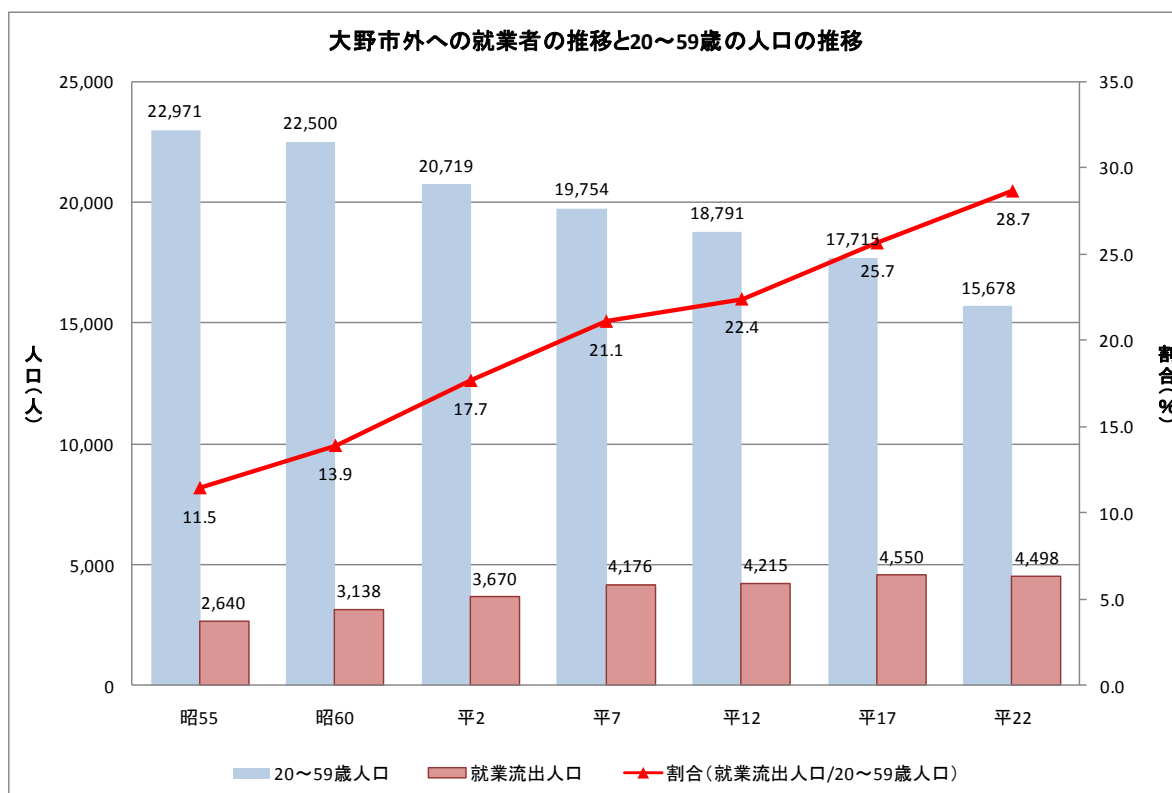
(人)	昭和 55 年		平成 22 年（昭和 55 年比）
常住人口	43,379	→	35,291 (▲18.6%)
昼間人口	41,955		32,414 (▲22.7%)
割合	96.7%		91.8% (▲5.1)

- 国勢調査によると、平成22年の市全体の常住人口は35,291人、昼間人口は32,414人となっており、昼間における市外への人口流出が多くなっています。
- 昼間人口流出の傾向は以前から続いています。昼間人口と常住人口の割合は、昭和55年が96.7%のところ、平成22年は91.8%と、減少幅が年々大きくなっています。
- 昼間人口が減少している要因としては、市外へ働きに出ている人（就業流出人口）が増加していることによると考えられ、実際、就業者の多い20～59歳の人口に占める就業流出人口の割合は、昭和55年が11.5%（約9人に1人）のところ、平成22年は28.7%（約3.5人に1人）と増加しています。



(平成17年までは旧和泉村を含む)

(出典：国勢調査)



(平成17年までは旧和泉村を含む)

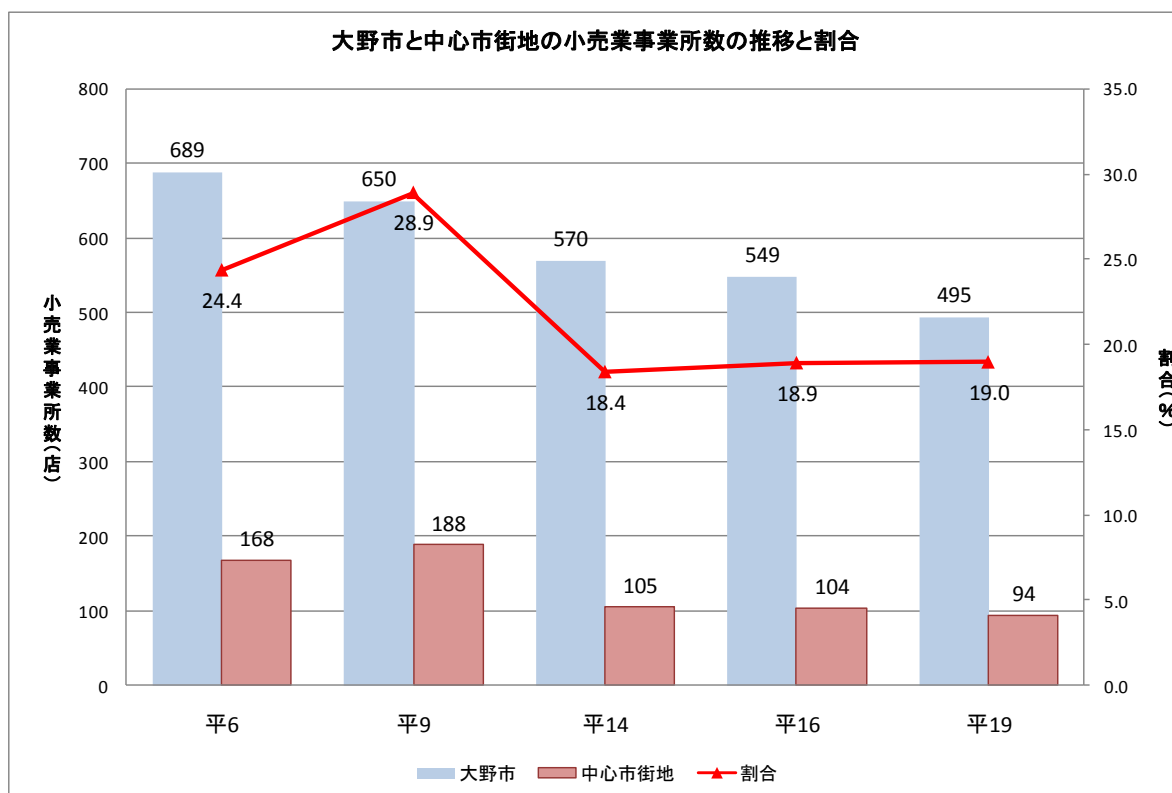
(出典：国勢調査)

2) 商業

① 小売業事業所数

(事業所)	平成 6 年	平成 19 年 (平成 6 年比)
市全体	689	495 (▲28.2%)
中心市街地	168	94 (▲44.0%)
割合	24.4%	19.0% (▲5.4)

- 商業統計調査によると、平成 19 年の小売業事業所数は、市全体が 495、中心市街地が 94 となっています。
- 平成 6 年から平成 19 年までの 13 年間の小売業事業所数の推移をみると、市全体、中心市街地ともに減少しており、市全体が 28.2% の減少に対し、中心市街地は 44.0% の減少と、中心市街地の減少幅が大きくなっています。
- 市全体の事業所数に占める中心市街地の小売業事業所数の割合は、平成 6 年の 24.4% から平成 19 年の 19.0% と、13 年間で 5.4 ポイント減少しています。
- 事業所の減少は、事業者の高齢化や後継者不在による閉店、営業所の整理統合、経済情勢の変化等によるものと考えられます。

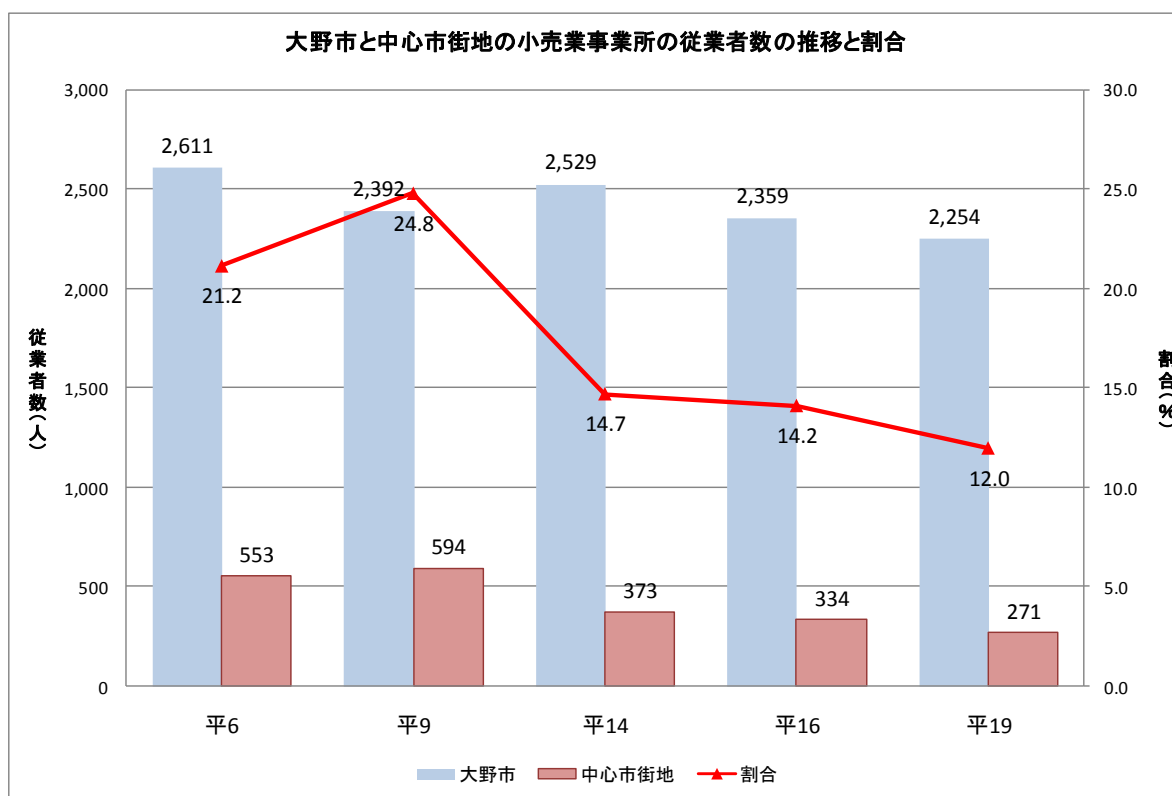


(出典：商業統計調査)

② 小売業事業所の従業者数

(人)	平成 6 年		平成 19 年 (平成 6 年比)
市全体	2,611	➡	2,254 (▲13.7%)
中心市街地	553		271 (▲51.0%)
割合	21.2%		12.0% (▲9.2)

- 商業統計調査によると、平成 19 年の小売業事業所の従業者数は、市全体が 2,254 人、中心市街地が 271 人となっています。
- 平成 6 年から平成 19 年までの 13 年間の小売業事業所の従業者数の推移をみると、市全体、中心市街地ともに減少しており、市全体が 13.7% の減少に対し、中心市街地は 51.0% の減少と、中心市街地の減少幅が非常に大きくなっています。
- 市全体の従業者数に占める中心市街地の小売業事業所の従業者数の割合は、平成 6 年の 21.2% から平成 19 年の 12.0% と、13 年間で 9.2 ポイント減少しています。

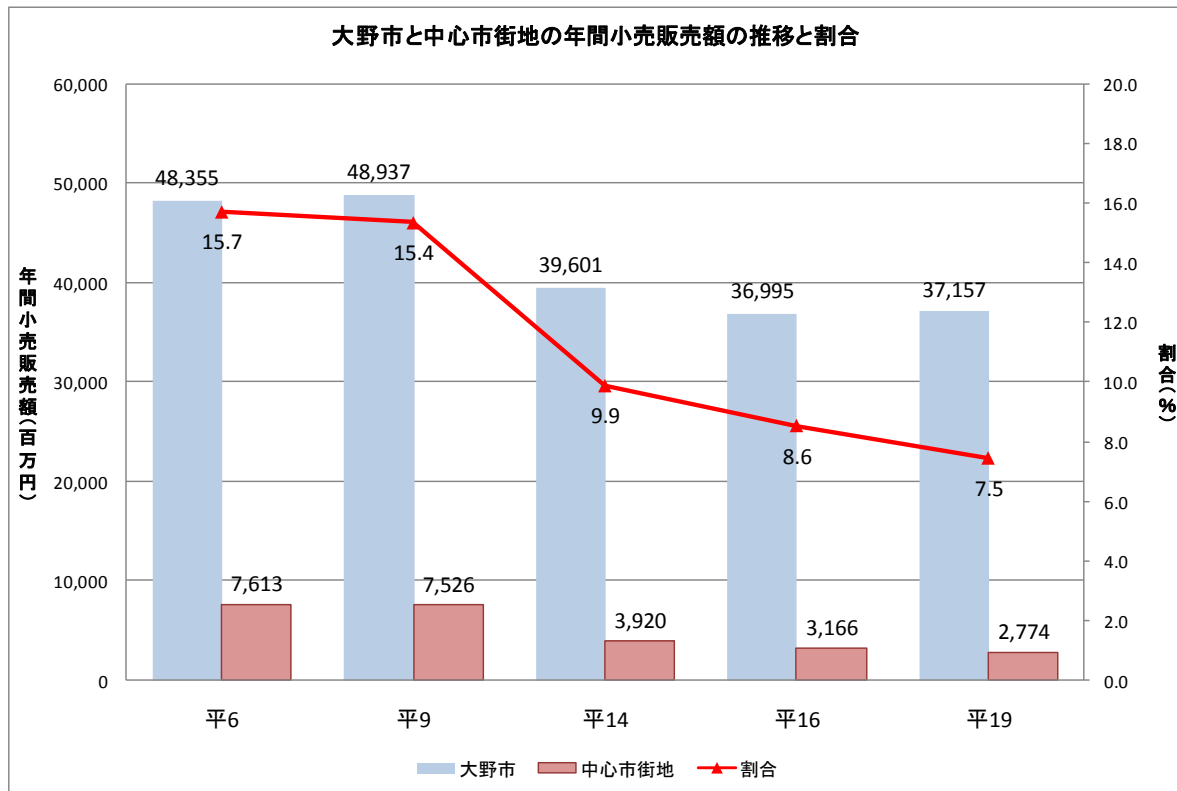


(出典：商業統計調査)

③ 年間小売販売額

(百万円)	平成 6 年	平成 19 年 (平成 6 年比)
市全体	48,355	37,157 (▲23.2%)
中心市街地	7,613	2,774 (▲63.6%)
割合	15.7%	7.5% (▲8.2)

- 商業統計調査によると、平成 19 年の年間小売販売額は、市全体が 3 7 1 億 5 千 7 百万円、中心市街地が 2 7 億 7 千 4 百万円となっています。
- 平成 6 年から平成 19 年までの 13 年間の年間小売販売額の推移をみると、市全体、中心市街地ともに減少しており、市全体が 23.2% の減少に対し、中心市街地は 63.6% の減少と、中心市街地の減少幅が大きくなっています。
- 市全体の年間小売販売額に占める中心市街地の年間小売販売額の割合は、平成 6 年の 15.7% から平成 19 年の 7.5% と、13 年間で 8.2 ポイント減少しています。
- 人口減少や少子化・高齢化のほか、若者を中心に、福井市や金沢市等の都市部へ買物に出かける機会が増え、市全体の年間小売販売額が減少し、市内においても小売店が大型駐車場を備えた郊外に移転・立地し、中心市街地の小売販売額の減少は顕著となっています。

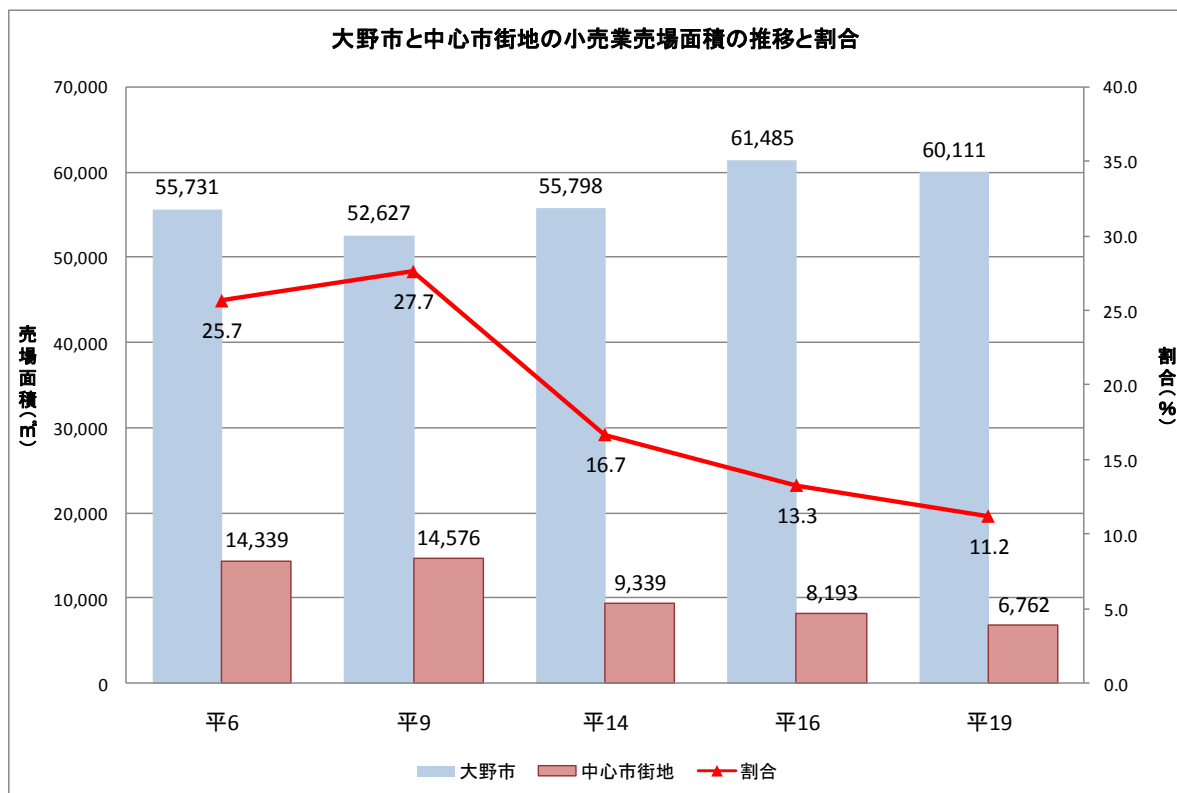


(出典：商業統計調査)

④ 小売業売場面積

(㎡)	平成 6 年	平成 19 年 (平成 6 年比)
市全体	55,731	60,111 (7.9%)
中心市街地	14,339	6,762 (▲52.8%)
割合	25.7%	11.2% (▲14.5)

- 商業統計調査によると、平成 19 年の小売業事業所の売場面積は、市全体が 60,111 ㎡、中心市街地が 6,762 ㎡となっています。
- 平成 6 年から平成 19 年までの 13 年間の小売業事業所の売場面積の推移をみると、市全体では 7.9% 増加していますが、中心市街地では 52.8% 減少しています。
- 市全体の売場面積に占める中心市街地の小売業事業所の売場面積の割合は、平成 6 年の 25.7% から平成 19 年の 11.2% と、13 年間で 14.5 ポイント減少しています。
- 中心市街地においては、事業所数の減少による売場面積の減少、市全体においては、事業所数が減少する中で小売店の大型化により売場面積が増加しているものと考えられます。



(出典：商業統計調査)

⑤ 大規模小売店舗立地状況

- 本市では、店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗は8店あり、そのすべてが中心市街地の区域外に立地しています。
- これらの大規模小売店舗は、国道157号、国道158号等の郊外の幹線道路沿いに開設されており、自動車の普及による生活習慣の変化に伴い、駐車場を備えた郊外に大規模小売店舗が立地されています。

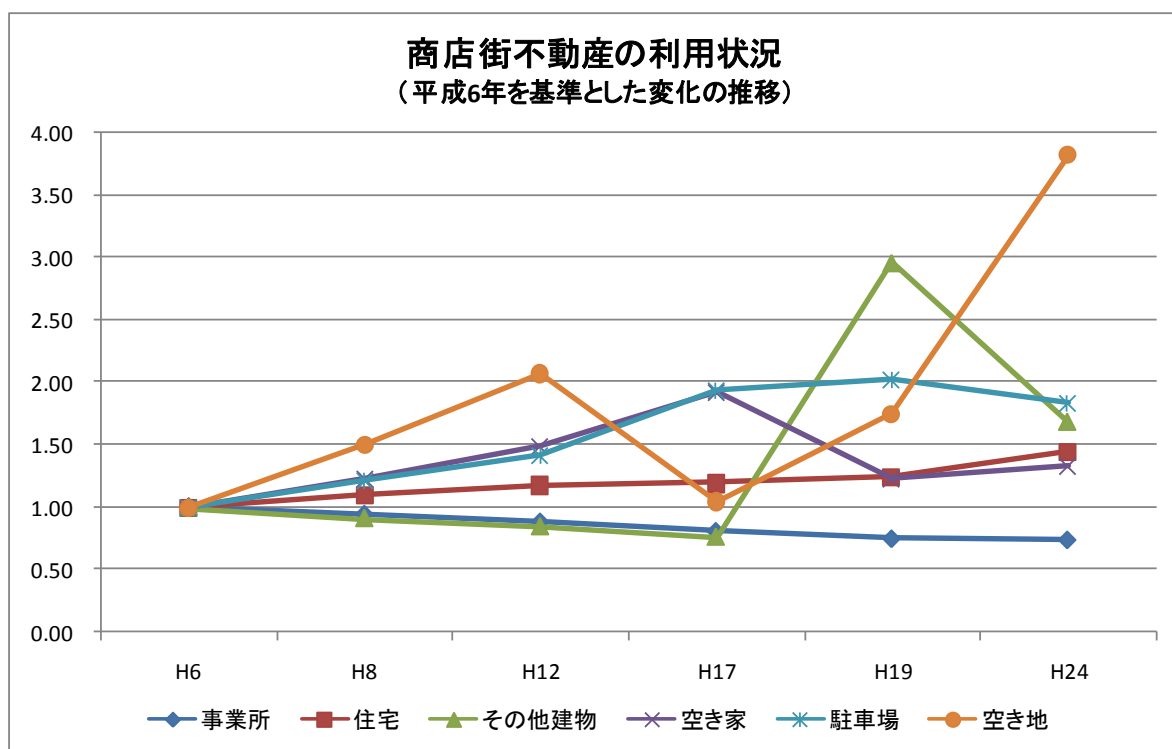
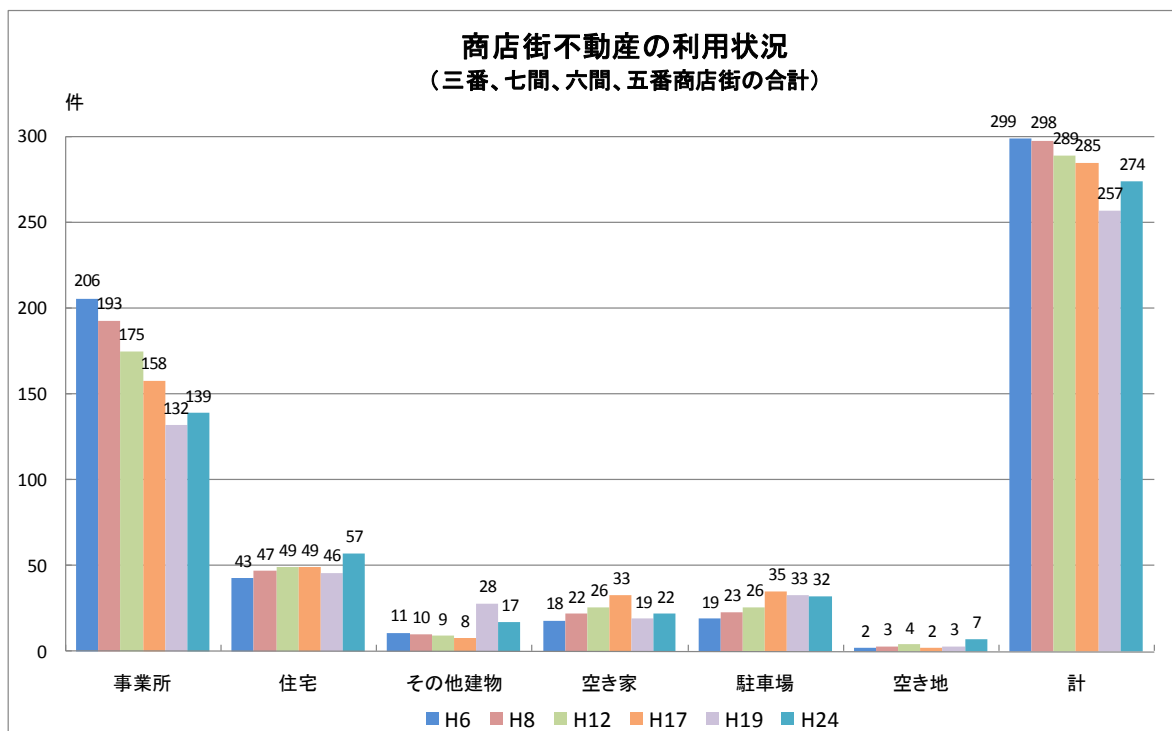
3) 土地・不動産

① 低未利用状況

平成6年		平成24年（平成6年比）	
空き家	1	1.33	(33%増)
駐車場	1	1.84	(84%増)
空き地	1	3.82	(382%増)

※平成6年を（基準＝「1」）とした場合の変化の比較

- 大野商工会議所が実施した「商店街用途別利用状況調査結果報告書」及び市産業振興課の調査によると、平成24年の中心市街地内の4商店街の事業所、住宅、その他建物、空き家※、駐車場等の合計は274件となっており、このうち、空き家が22件（8.0%）、駐車場が32件（11.7%）、空き地が7件（2.6%）となっています。
 - 平成6年の中心市街地内の4商店街の事業所、住宅、その他建物、空き家、駐車場等の合計は299件となっており、このうち、空き家が18件（6.0%）、駐車場が19件（6.4%）、空き地が2件（0.7%）となっています。
 - 平成6年から平成24年までの18年間の推移をみると、中心市街地内の4商店街において、空き家、駐車場、空き地が占める割合は、約2倍近くになっています。
 - 平成6年に206件あった中心市街地内の4商店街の事業所が、平成24年には139件まで減少し、その一方で、住宅が14件、その他建物、駐車場及び空き地が増加傾向にあります。これにより、事業所を廃業した後、一部は住宅に転換するものの、その他多くが低・未利用となっていることが窺えます。
 - 空き家、空き地の増加、店舗や住宅を取り壊した後の土地の駐車場への転換により商店街の商業集積や統一的なまちの景観が阻害され、中心市街地の空洞化と活力の低下が一層進み、集客力や人口の減少により活力を失うという悪循環に陥っています。
- ※この調査における「空き家」とは、使用されていない住宅、店舗、店舗兼住宅、倉庫等をいいます。



商店街不動産の利用状況表

(三番商店街、七間商店街、五番商店街、六間通り商店街の合計)

	事業所	住宅	その他建物	空き家	駐車場	空き地	計
平成 6 年	206	43	11	18	19	2	299
平成 8 年	193	47	10	22	23	3	298
平成 12 年	175	49	9	26	26	4	289
平成 17 年	158	49	8	33	35	2	285
平成 19 年	132	46	28	19	33	3	257
平成 24 年	139	57	17	22	32	7	274

※平成 19 年以降調査項目が 6 項目から 10 項目に変更

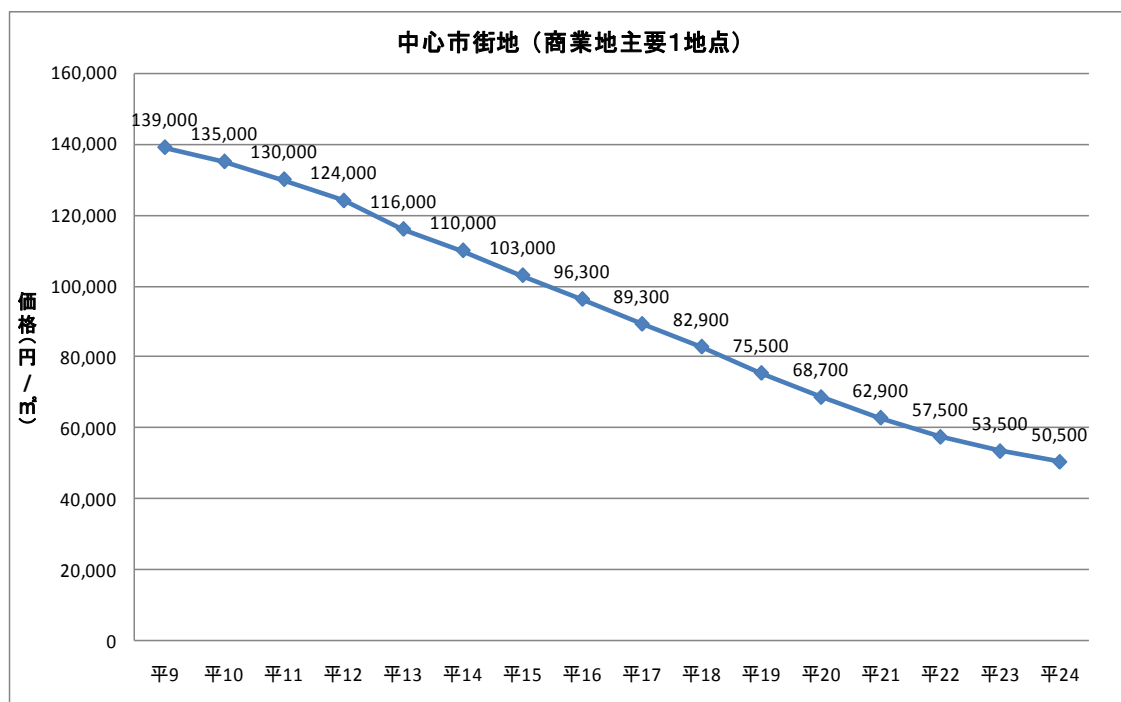
(出典：商店街用途別利用状況調査結果報告書及び市産業振興課調べ)

② 地価

(円)	平成 9 年	平成 19 年 (9 年比)	平成 24 年 (9 年比)
中心市街地	139,000	75,500 (▲45.7%)	50,500 (▲63.7%)

○ 国土交通省の地価公示によると、中心市街地の商業地主要 1 地点の地価公示価格は、平成 9 年が 139,000 円、平成 24 年が 50,500 円となっています。

○ 平成 9 年から平成 24 年までの 15 年間で、63.7% 地価が下落しています。



(出典：国土交通省 地価公示)

③ 駐車場

- 第1期計画で、越前おおの結ステーション及び城下町東広場を整備したことにより、中心市街地の普通車駐車台数は平成19年が117台、24年が240台、観光バス駐車台数は平成19年が18台、24年が41台と、それぞれ2倍以上増えています。

No.	名称	普通車駐車台数	観光バス駐車台数
1	元町駐車場	30台	—
2	城町駐車場	34台	—
3	亀山西駐車場	25台	—
4	越前おおの結ステーション	73台	21台
5	城下町東広場	78台	20台
合 計		240台	41台
(平成19年時点)		117台	18台

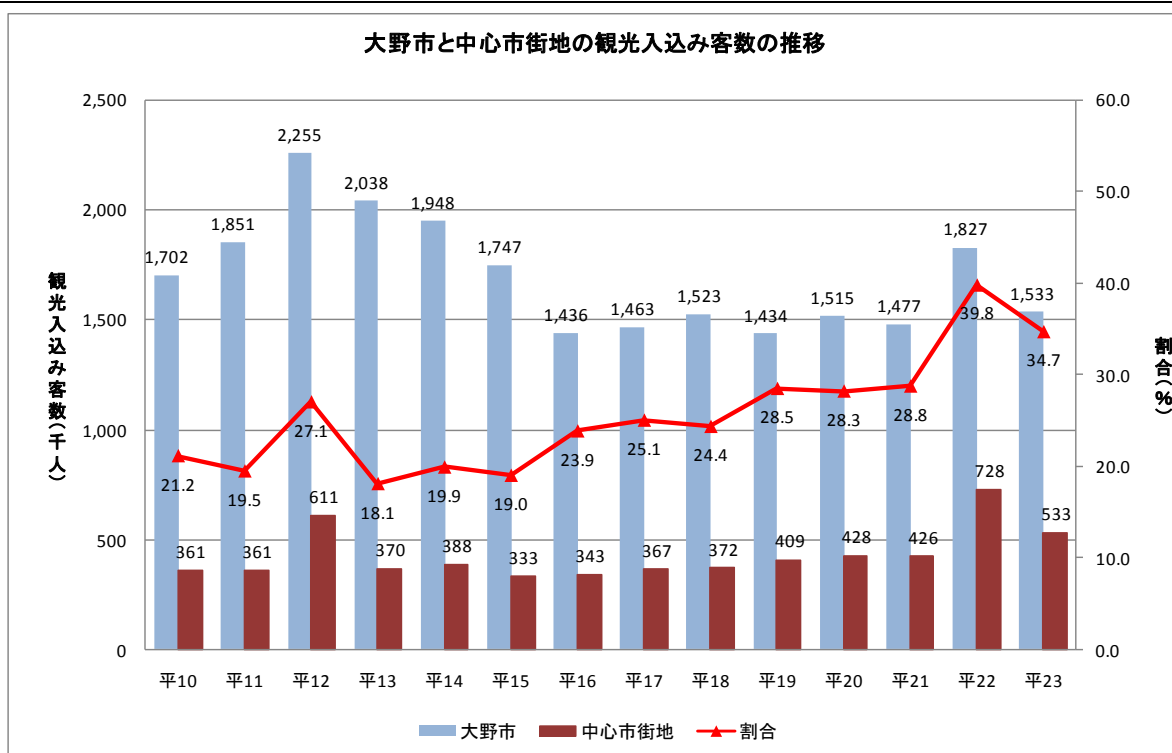
(市観光振興課調べ)

4) 観光

① 観光入込み客数

(千人)	平成10年		平成19年(10年比)		平成23年(10年比)
市全体	1,702	➡	1,434 (▲15.7%)	➡	1,533 (▲10.0%)
中心市街地	361		409 (13.3%)		533 (47.6%)
割合	21.2%		28.5% (34.4%)		34.7% (63.7%)

- 市観光振興課の調査によると、平成23年の観光入込み客数は市全体が153.3万人、中心市街地が53.3万人となっています。
- これまでの推移をみると、市全体の観光入込み客数は、「恐竜エキスポふくい2000」が開催され波及効果の大きかった平成12年の225万5千人をピークとして、スキー場入込み客数等の減少により、平成16年まで減少を続けてきましたが、それ以降は約150万人前後で、ほぼ横ばいとなっています。
- 中心市街地の観光入込み客数は、市全体と同様平成12年の61.1万人をピークに一旦減少しましたが、平成15年を最後に増加に転じ、「越前大野城築城430年祭」を開催した平成22年には72.8万人、23年も53.3万人と「越前大野城築城430年祭」開催前より約10万人増加しています。
- 市全体に占める中心市街地の観光入込み客数の割合は、市全体の入込み客数が伸び悩む中、増加傾向にありましたが、「越前大野城築城430年祭」を契機とし、より中心市街地の占める割合が大きくなっています(平成21年が28.8%のところ23年は34.7%を占めています)。



(市観光振興課調べ)

5) 公共交通

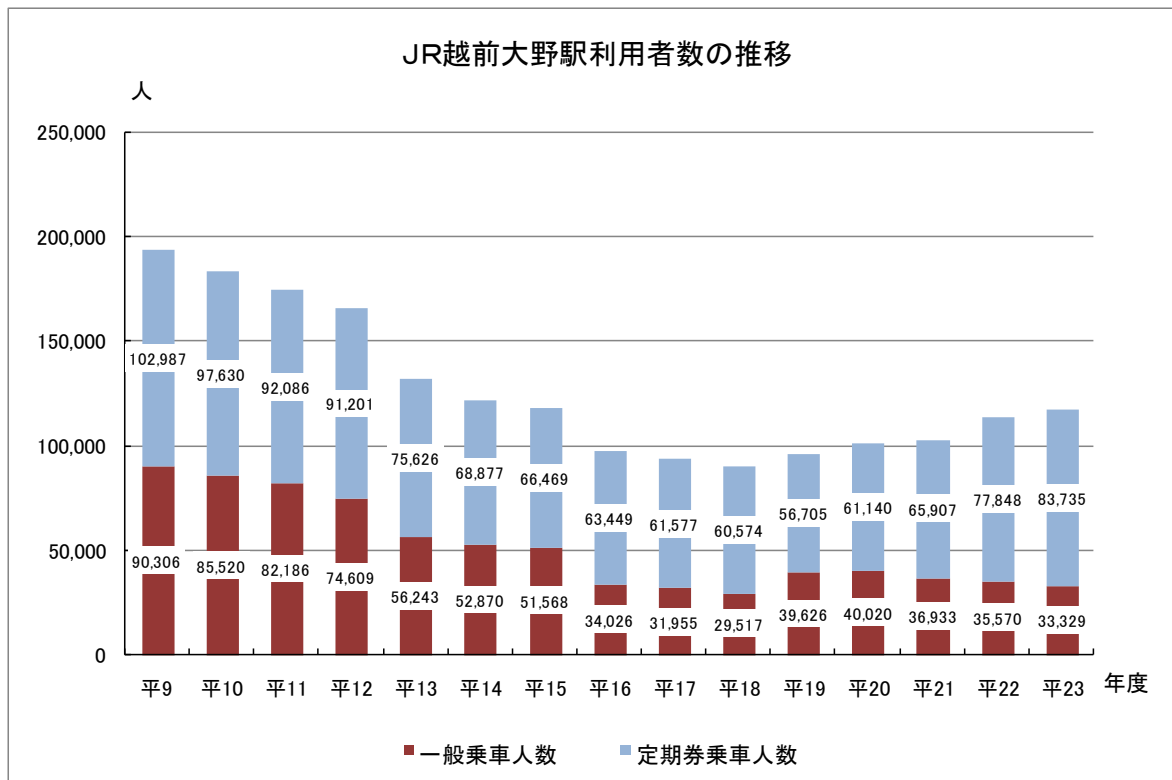
① JR越前大野駅利用状況

(人)	平成 19 年度	平成 23 年度 (19 年度比)
一般乗車	39,626	33,329 (▲15.9%)
定期乗車	56,705	83,735 (147.7%)
合計	96,331	117,064 (121.5%)

- JR越前大野駅の調査によると、平成23年度のJR越前大野駅の利用者数は、年間117,064人、うち一般乗車数は33,329人、定期乗車数は83,735人となっています。
- 平成9年度以降のJR越美北線のJR越前大野駅利用状況の推移をみると、一般乗車数については、平成9年度の90,306人が18年度には29,517人に減少(67.3%)、定期券乗車人数についても、同じく102,987人が60,574人に減少(41.2%)と大幅な落ち込みを示しています。
- 特に、平成16年度から18年度までの3年間は、「平成16年7月福井豪雨」災害により、平成16年9月11日から平成19年6月29日まで、福井駅・越前大野駅間の一部区間がバスによる代行輸送となったことも大きく影響しています。
- しかしながら、代行輸送が終了した平成19年度からはJR越美北線の利用

者数が復調し、平成23年度は利用者数117,064人と19年度と比べて約22%増加しています。

- 他方、一般乗車数については引き続き停滞していることから、中心市街地への来訪者数は増加しているものの、JR越美北線を利用しての来訪者はあまり増えていないものと考えられます。



(JR越前大野駅調べ)

〔3〕ニーズ等の把握、分析

（1）市民ニーズの分析

中心市街地に関する市民アンケートに基づくニーズの把握・分析

（1）調査方法及び時期

調査方法： 郵送による配布・回収

調査時期： 平成24年5月9日～23日

（2）調査対象及び回答の状況

無作為抽出による20歳以上の市民1,000名を対象

回答数362名／全1,000名（回答率36.2%）

○居住地域

回答者の居住地域は、中心市街地である大野地区が約半数を占めています。

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計	割合
大野	7	16	20	30	44	51	168	46.4%
下庄	4	9	8	19	14	18	72	19.9%
上庄	7	1	9	9	11	2	39	10.8%
小山	3	7	1	6	4	7	28	7.7%
富田	1	1	3	2	9	7	23	6.4%
阪谷	1	1	-	4	4	6	16	4.4%
乾側	-	1	1	2	1	2	7	1.9%
和泉	-	1	-	2	2	2	7	1.9%
五箇	-	-	-	-	-	-	0	0.0%
無記入等	-	-	-	1	-	1	2	0.6%
計	23	37	42	75	89	96	362	100.0%
割合	6.4%	10.2%	11.6%	20.7%	24.6%	26.5%	100.0%	

○中心市街地への来訪頻度

まちなかに出かける頻度は、週に1～2回以上が6割以上を占めています。

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計	割合
ほとんど毎日	7	9	9	20	18	22	85	23.5%
週に3回以上	1	-	6	13	16	17	53	14.6%
週に1～2回	6	8	13	14	22	21	84	23.2%
月に2～3回	2	6	5	5	11	17	46	12.7%
月に1回	2	2	4	6	11	7	32	8.8%
2ヶ月に1回	-	2	-	3	1	2	8	2.2%
ほとんど行かない	5	9	5	14	9	7	49	13.5%
無記入等	-	1	-	-	1	3	5	1.4%
計	23	37	42	75	89	96	362	100.0%
割合	6.4%	10.2%	11.6%	20.7%	24.6%	26.5%	100.0%	

○中心市街地への交通手段

自家用車の利用が多く、公共交通の利用は少ない傾向にあります。

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計	割合
自家用車	18	21	31	53	66	48	237	75.2%
自転車	-	2	2	1	11	18	34	10.8%
徒歩	-	1	1	3	3	16	24	7.6%
バス	-	-	-	-	1	3	4	1.3%
バイク	-	1	-	-	-	2	3	1.0%
JR	-	-	-	-	-	-	0	0.0%
その他	-	-	-	-	-	4	4	1.3%
無記入等	-	2	4	1	-	2	9	2.9%
計	18	27	38	58	81	93	315	100.0%
割合	5.7%	8.6%	12.1%	18.4%	25.7%	29.5%	100.0%	

○中心市街地への来訪目的（複数回答可）

中心市街地へ出かける目的は、「買い物」、「病院」、「仕事」の順に多くなっています。

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計	割合
買い物	7	2	11	15	17	34	86	20.7%
病院	4	1	6	8	9	29	57	13.7%
仕事	2	1	5	8	9	29	54	13.0%
飲食	2	3	5	6	9	12	37	8.9%
散歩、散策	4	1	4	7	7	9	32	7.7%
習い事	2	1	5	8	7	4	27	6.5%
娯楽	4	1	3	3	5	11	27	6.5%
サービス	-	-	-	3	5	6	14	3.4%
公共サービス	2	1	1	2	1	3	10	2.4%
その他	3	1	7	13	16	22	62	14.9%
無記入等	1	-	1	1	4	3	10	2.4%
計	31	12	48	74	89	162	416	100.0%
割合	7.5%	2.9%	11.5%	17.8%	21.4%	38.9%	100.0%	

○中心市街地に訪れない理由

中心市街地に出かけない理由は、「行きたい商店がない」、「行きたい飲食店がない」、「娯楽施設が少ない」の順となっています。

（中心市街地への来訪頻度が「2カ月に1回」、「ほとんどいかない」方を対象）

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計	割合
行きたい商店がない	4	4	1	8	2	1	20	28.2%
行きたい飲食店がない	5	5	1	5	1	1	18	25.4%
娯楽施設が少ない	3	2	-	6	-	-	11	15.5%
駐車場や駐輪場が不便	1	1	1	3	1	-	7	9.9%
文化・芸術施設が少ない	-	1	-	2	-	-	3	4.2%
休憩するところがない	-	-	1	1	1	-	3	4.2%
まちに何があるか知らな	1	2	-	-	-	-	3	4.2%
公園が少ない	-	1	-	-	-	1	2	2.8%
自転車が通りにくい	-	-	-	-	1	-	1	1.4%
公共交通手段が不便	-	-	-	-	-	-	0	0.0%
歩きにくい	-	-	-	-	-	-	0	0.0%
立ち寄りたくない	-	-	-	-	-	-	0	0.0%
その他	1	-	1	-	1	-	3	4.2%
計	15	16	5	25	7	3	71	100.0%
割合	21.1%	22.5%	7.0%	35.2%	9.9%	4.2%	100.0%	

○中心市街地以外の買い物、飲食の場所

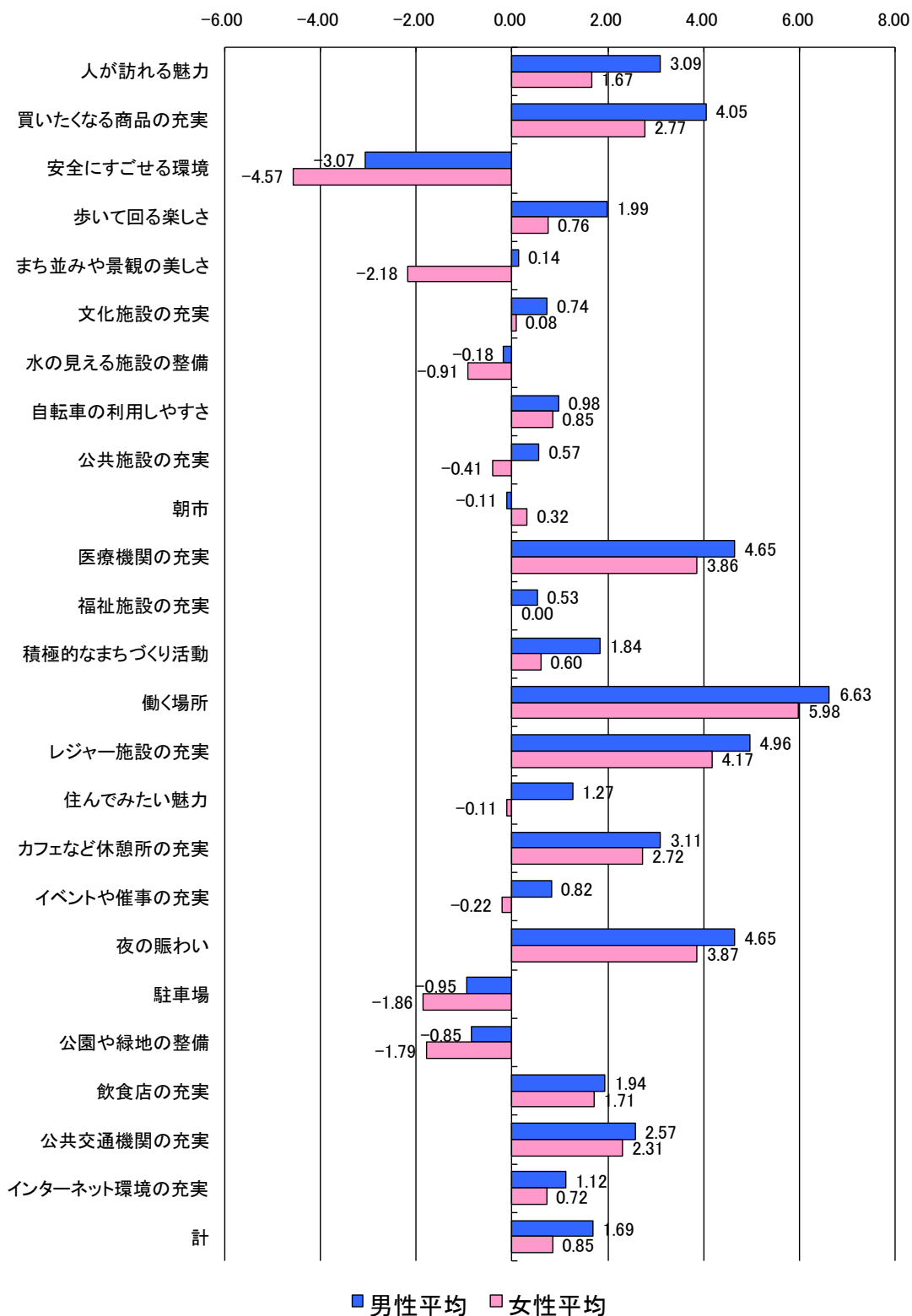
中心市街地に出かけない人の約半数が、郊外ショッピングセンターや郊外大型店を利用しています。

次いで、市外（県内）で買い物をする割合が多く、特に20代、30代の割合は大きいです。

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計	割合
郊外SC・大型店	5	17	25	38	50	50	185	45.0%
市外(県内)	15	16	15	25	21	7	99	24.1%
自宅近くの店	1	4	5	10	19	34	73	17.8%
通信販売等	2	6	7	11	1	2	29	7.1%
県外	2	1	-	1	1	1	6	1.5%
その他	-	1	1	-	3	3	8	1.9%
無記入等	1	-	2	-	2	6	11	2.7%
計	26	45	55	85	97	103	411	100.0%
割合	6.3%	10.9%	13.4%	20.7%	23.6%	25.1%	100.0%	

○中心市街地に関する男女別の満足度（不満：-10 ～ 満足：10）

- ・男女の傾向は概ね似ていますが、全体的に男性より女性にとって、まちなかの魅力が劣っているといえます。
- ・男女共に、安全にすごせる環境、駐車場、公園や緑地の面で不満が多いです。



(2) 事業所ニーズの分析

中心市街地に関する事業所アンケートに基づくニーズの把握・分析

(1) 調査方法及び時期

調査方法： 郵送による配布・回収

調査時期： 平成24年5月9日～23日

(2) 調査対象及び回答の状況

中心市街地エリア内の事業所221社を調査対象

(最新の住宅地図を基に抽出)

回答数109社／全221社 (回答率49.3%)

○不動産

約7割の事業所で土地・建物ともに自己所有しています。

	計	割合
土地・建物とも自己所有	74	67.9%
建物のみ自己所有	22	20.2%
土地・建物とも借地借家	12	11.0%
無記入等	1	0.9%
計	109	100.0%

○居住場所

店舗に居住している事業所が約8割を占めています。

	計	割合
店舗に居住	87	79.8%
大野市内	21	19.3%
大野市外	1	0.9%
無記入等	0	0.0%
計	109	100.0%

○経営者の年代

50代以上の経営者が9割以上、うち60代以上は7割を超えています。

	計	割合
30歳未満	0	—
30代	1	0.9%
40代	7	6.4%
50代	23	21.1%
60代以上	78	71.6%
無記入等	0	—
計	109	100.0%

○定休日

約半数の事業所で日曜日（祝日、平日定休含む）が定休日となっています。

	計	割合
日曜日（祝日・平日定休も含む）	50	45.9%
無休	28	25.7%
平日	15	13.8%
不定日	12	11.0%
無記入等	4	3.7%
計	109	100.0%

○後継者

約5割の事業所で後継者がおらず、後継者がいる事業所は3割に満たない状況です。

	計	割合
後継者がいない	56	51.4%
後継者がいる	31	28.4%
まだ考えていない	18	16.5%
無記入等	4	3.7%
計	109	100.0%

○後継者がいない場合の店舗の利用

後継者がいない事業所の約半数が後の不動産の利用について方向性が定まっておらず、用途が定まっている場合は「居住用」が最も多く、テナント貸し等の利活用を検討している事業所は1割程度となっています。

	計	割合
わからない	26	46.4%
居住用として利用	16	28.6%
テナントとして貸す	6	10.7%
取り壊し、別の利用をする	4	7.1%
空き店舗のまま	2	3.6%
その他	1	1.8%
無記入等	1	1.8%
計	56	100.0%

○来店者数の変化（5年前との比較）

74.3%の事業所で5年前より来店者数が減少しています。

	計	割合
増えた	9	8.3%
変わらない	17	15.6%
減った	81	74.3%
わからない	2	1.8%
無記入等	0	—
計	109	100.0%

○売上の変化（5年前との比較）

来店者数とほぼ同様、76.1%の事業所で5年前より売上が減少しています。

	計	割合
増えた	9	8.3%
変わらない	13	11.9%
減った	83	76.1%
わからない	3	2.8%
無記入等	1	0.9%
計	109	100.0%

○売上に占める観光客の割合の変化（５年前との比較）

売上に占める観光客の割合は、「増えた」、「変わらない」の合計が約５割となる一方、約２５％の事業所は減少しています。

	計	割合
増えた	12	11.0%
変わらない	41	37.6%
減った	27	24.8%
わからない	26	23.9%
無記入等	3	2.8%
計	109	100.0%

○観光客向けの商品・サービスの提供

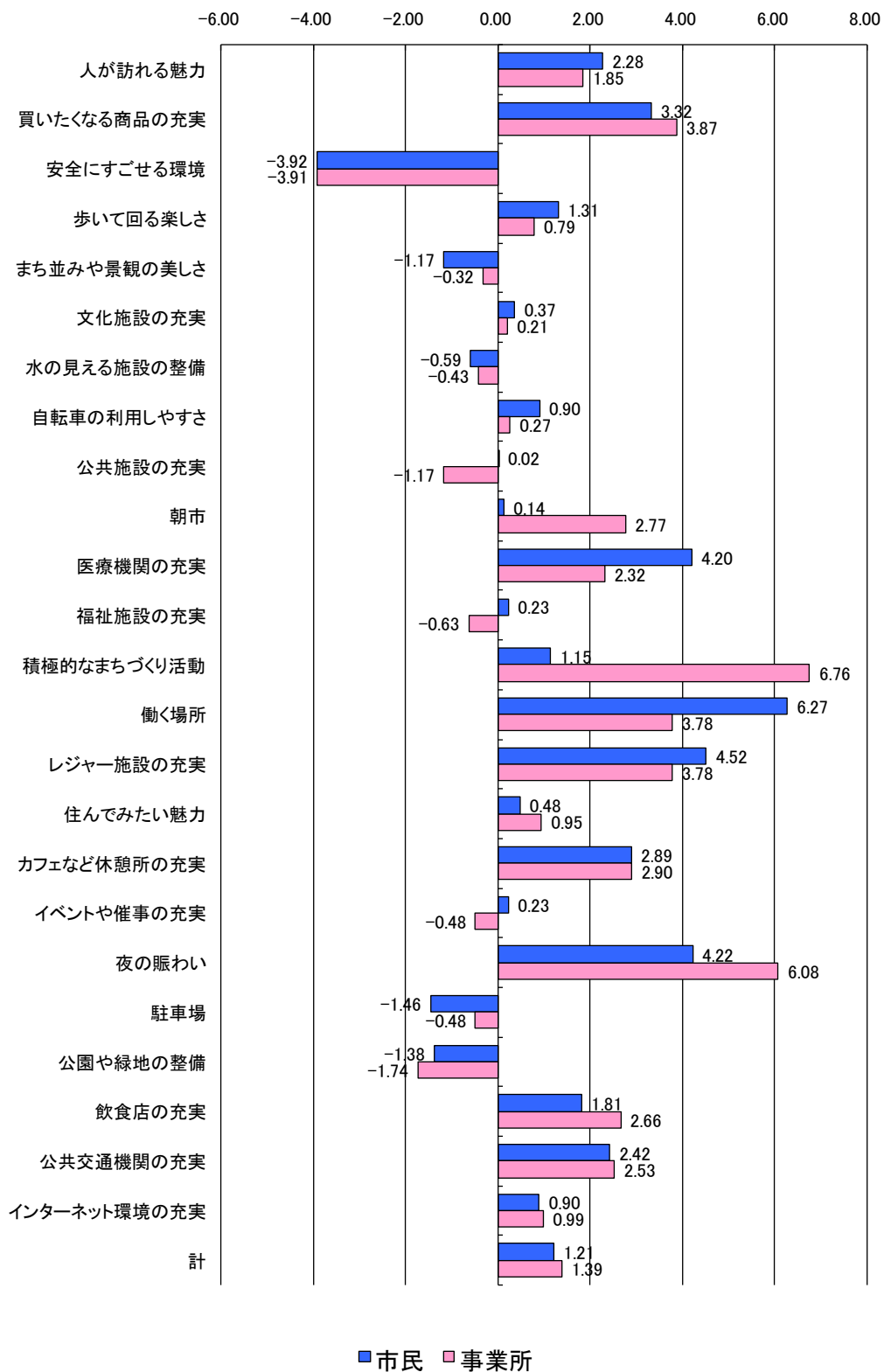
約７割の事業所で観光客向けの商品等の提供をしていません（ただし、この数値には、業種業態が観光客を対象としていない事業所も含んでいます。）。

一方で、約１割の事業所で観光客向けの商品・サービスの提供を、「近年しはじめた」、または「今後したい」と考えています。

	計	割合
していない	76	69.7%
以前からしている	14	12.8%
近年しはじめた	6	5.5%
今後したいと考えている	3	2.8%
無記入等	10	9.2%
計	109	100.0%

○中心市街地に関する満足度〔市民満足度との比較〕（不満：-10 ～ 満足：10）

- ・事業所と市民の傾向は概ね似ているといえます。
- ・「積極的なまちづくり活動」、「朝市」等については違いがみられ、事業所の満足度は高く、市民の満足度は低い傾向にあります。



(3) 観光客ニーズの分析

① まちなか観光客への聞き取り調査

(1) 調査方法及び時期

調査方法： まちなか観光客への聞き取り調査

調査時期： 平成24年6、7月の金曜日及び休日

(2) 調査対象、調査

越前おおの結ステーション及び七間通りを中心とした中心市街地内での
観光客への聞き取り調査

調査数 213名

○居住地別

まちなかに訪れる観光客は、約6割が県外、約3割が福井市となっています。

	割合
県外	63.7%
福井市	27.8%
勝山市	0.5%
上記以外の福井県内市町	8.0%
計	100.0%

○年齢別

まちなかに訪れる観光客は、50歳代以上が66%を占めています。

	割合
20歳未満	2.3%
20歳代	7.5%
30歳代	12.2%
40歳代	11.7%
50歳代	22.1%
60歳代	25.4%
70歳以上	18.8%
計	100.0%

○来訪の形態

配偶者や家族等と訪れる方が約7割を占めており、年齢の結果から、中年以上の夫婦やその家族が訪れていると考えられます。

	割合
配偶者・カップル(2人)	38.6%
家族	31.4%
友人・知人	11.0%
地域の団体関係者	10.5%
同伴者なし(1人)	6.2%
サークル等の仲間	1.0%
その他(ツアー旅行含む)	1.3%
計	100.0%

○訪れた回数

リピーターが約 6 割（うち 3 回以上のリピーターは約半数）、初めて訪れた方が約 4 割となっています。

	割合
初めて	43.1%
2回目	6.2%
3回以上	50.7%
計	100.0%

○交通手段（複数回答可）

市民と同様、観光客も自家用車が約 8 割と高い割合となっています。このことは、公共交通機関が不便であるとも考えられます。

	割合
自家用車(オートバイ含む)	79.7%
貸切バス(ツアー含む)	12.3%
越美北線または鉄道	5.2%
レンタカー	1.4%
自転車	1.4%
その他	1.4%
計	101.4%

○来訪の主な目的（複数回答可、上位 3 つ）

まちなか観光の目的として、歴史的な景観や文化、豊かな湧水環境を求めているといえます。

	割合
市街地における歴史めぐり	46.8%
市街地における名水めぐり	11.2%
グルメめぐり	4.3%
計	62.3%

○大野市以外の訪問地（複数回答可）

大野市のみを目的地として訪れる観光客は 24% と少ないです。

	割合
勝山市	38.0%
福井市	19.0%
上記以外の県内市町	21.0%
県外	16.0%
大野市以外には行かない予定	24.0%
計	118.0%

②まちかどのキラリさんコミュニケーションツール利用実績

(出典：越前おおの中心市街地活性化協議会の報告を市産業振興課が一部編集)

対象期間： 平成23年4月～平成24年9月利用分

利用件数： 6,120人

○男女別内訳

	男性	女性	不明	合計
合計	3,139	2,925	56	6,120
割合	51.3%	47.8%	0.9%	100.0%

○年代別内訳

	10～20代	30～40代	50代以上	不明	合計
合計	648	1,864	3,599	9	6,120
割合	10.6%	30.5%	58.8%	0.1%	100.0%

○利用内容（重複回答可）

	観光地紹介	店舗紹介	道案内	イベント紹介	合計
合計	2,456	2,107	2,329	1,570	8,462
割合	29.0%	24.9%	27.5%	18.6%	100.0%

○店舗等に関する利用者（観光客）からの主な意見

主な意見は28件あり、そのうち飲食店関係15件、土産品店関係8件、その他店舗5件と、飲食店に関する意見が多いです。

飲食店に関する主な意見（全15件）

- ・ コーヒー、お茶等を飲んで休める店が無い … 8件
- ・ 飲食店の情報が少ない … 5件

土産品店に関する主な意見（全8件）

- ・ 土産品を売る店が少ない … 4件
- ・ 土産品が少ない … 2件

○駐車場、案内サインに関する利用者（観光客）からの主な意見

主な意見は16件あり、駐車場関係9件、案内サイン関係7件となっています。

駐車場に関する主な意見（全9件）

- ・ 駐車場の不足、特にイベント時の不足 … 5件
- ・ バス専用駐車場への自家用車の駐車を要望 … 3件

案内サインに関する主な意見（全8件）

- ・ 駐車場等の案内表示が少ない … 4件
- ・ 道路標示が少ない … 2件

(4) 地域ブランド関連調査

(出典：「地域ブランドの発掘・活用による地域活性化戦略に関する調査研究」市ブランド推進室)

アンケート調査概要

1. 市民アンケート調査 (調査期間 H24. 6. 15～6. 29)

調査対象： 18 歳以上の大野市在住の市民

調査方法： 郵送による配布・回収

回答数： 601 通／1,500 通 (回収率 40.07%)

2. 市内立地企業アンケート調査 (調査期間 H24. 6. 15～6. 29)

調査対象： 大野市内立地企業

調査方法： 郵送による配布・回収

回答数： 204 通／500 通 (回収率 40.80%)

3. 観光関連事業所アンケート調査 (調査期間 H24. 6. 15～6. 29)

調査対象： 大野市内観光関連事業者

調査方法： 郵送による配布・回収

回答数： 35 通／53 通 (回収率 66.04%)

4. 都市圏住民アンケート調査 (調査期間 H24. 6. 9～6. 12)

調査対象： 関東圏 (東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県)

中京圏 (愛知県、岐阜県、三重県)

関西圏 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

調査方法： インターネットによる調査

回答数： 関東圏 208 票／中京圏 262 票／関西圏 262 票

5. 外部関係者アンケート調査 (調査期間 H24. 6. 15～6. 29)

調査対象： 越前おおのブランド大使、越前おおのサポーター倶楽部、平成大野屋支店主、関西大野会

調査方法： 郵送による配布・回収

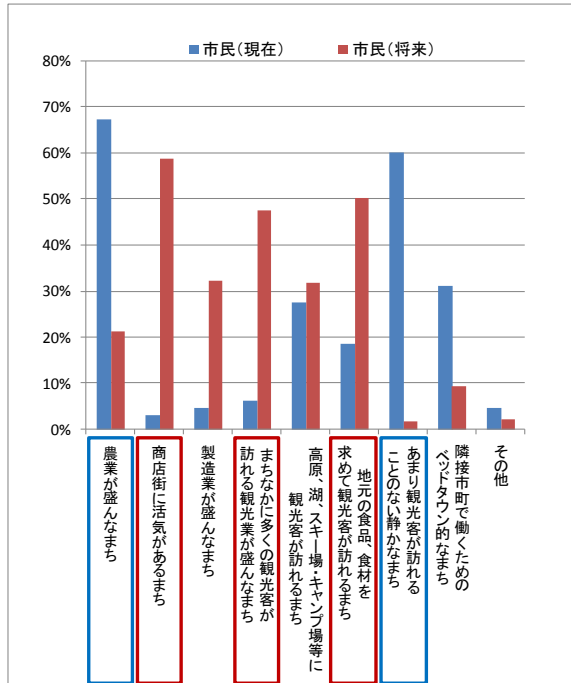
回答数： 189 通／363 通 (回収率 52.07%)

○大野市民・企業の経済の側面からみた大野市の現在と将来のイメージ

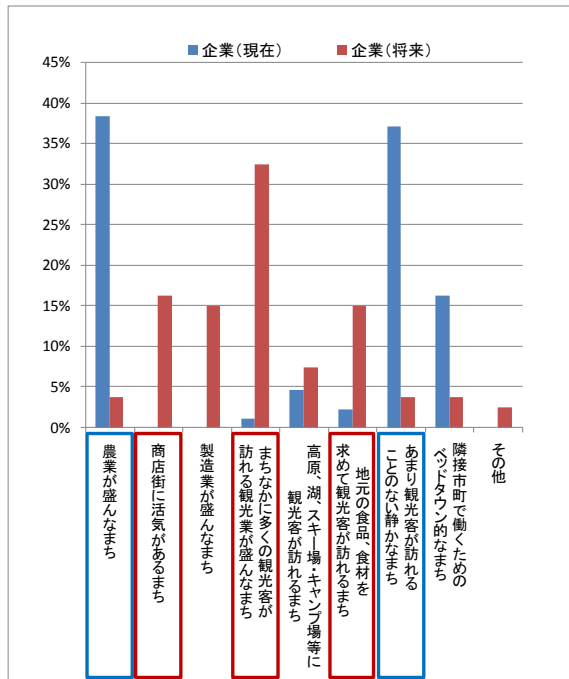
現在のイメージは、共通して「農業の盛んなまち」「あまり観光客が訪れることのない静かなまち」が強くなっています。

将来のイメージは、共通して「商店街に活気のあるまち」「まちなかに多くの観光客が訪れる観光業が盛んなまち」「地元の食品、食材を求めて観光客が訪れるまち」が強くなっています。

市民(現在・将来イメージ)



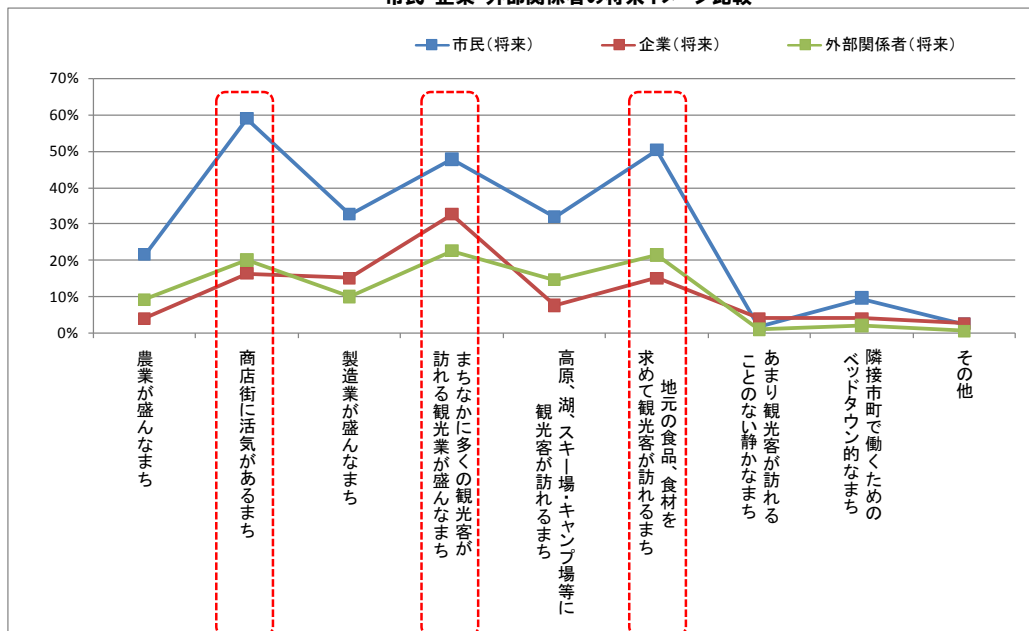
企業(現在・将来イメージ)



○大野市民・企業・外部関係者の経済の側面からみた大野市の将来のイメージ

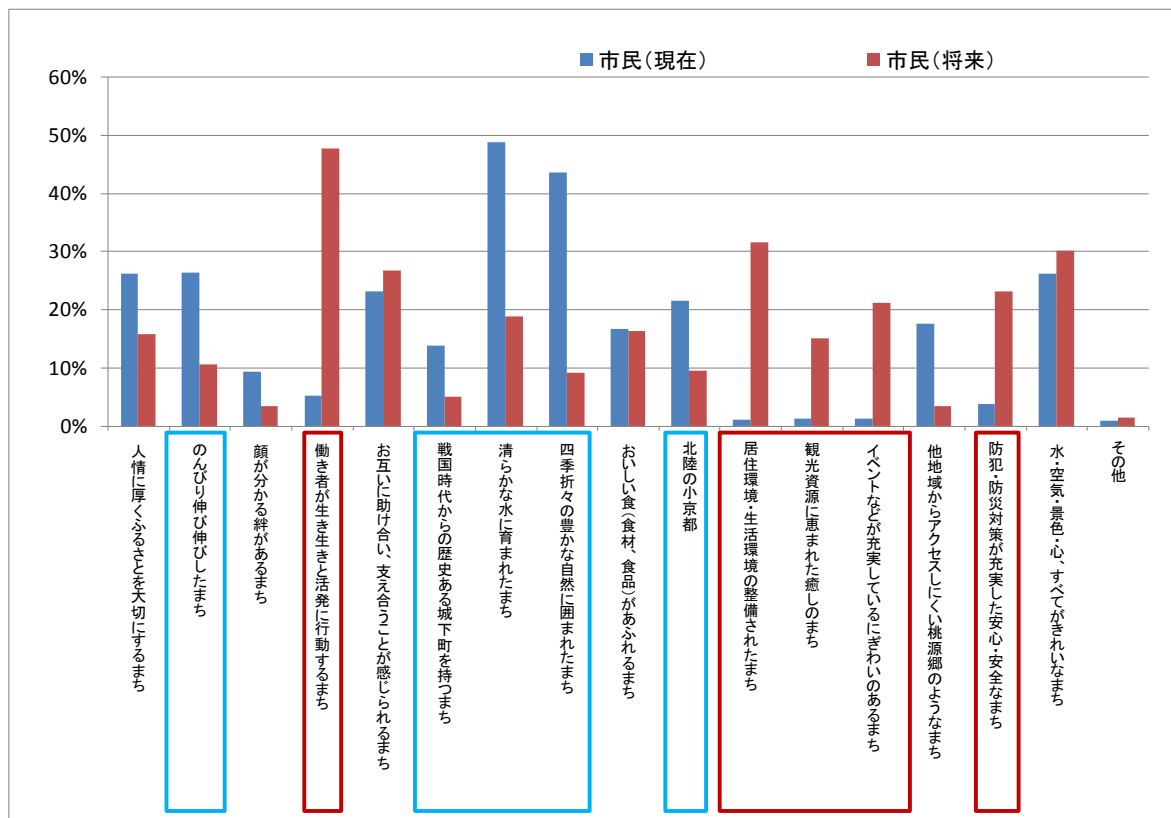
商店街に活気があり、まちなかに観光客が多く訪れ、地元の食品、食材を求めて観光客が訪れるまちになってほしいという意向が強くなっています。

市民・企業・外部関係者の将来イメージ比較



○大野市の現在のイメージと将来のイメージの比較（市民）

市民は、生活重視の将来イメージを強く持っています。



○大野市の資源（場所・催し）

市民が良く行く場所・催しと、都市圏からの大野市訪問者が行ったことがある、或いは行ってみたい場所・催しが整合していません。

都市圏住民は、主に歴史的施設に関心があるといえます。

市民中心

	市民	観光関連事業所	都市圏住民	
	よく行く場所や 催し	よく行く場所や 催し	行ったことが ある	今後、 行ってみたい
おおの城まつり	42.7%	25.8%	1.7%	13.3%
神社の祭礼(柳通社、山王神社、篠座神社等)	42.7%	12.9%	2.3%	8.7%
七間朝市山菜フードピア、三大朝市物産まつり	35.0%	38.7%	0.0%	12.1%
越前大野小京都物産五番まつり	27.9%	19.4%	1.7%	11.0%
九頭竜新緑まつり、紅葉まつり	27.5%	45.2%	3.5%	12.1%
七間朝市	25.4%	54.8%	4.0%	16.2%
越前大野城	21.6%	41.9%	17.9%	24.9%
越前おおの“とんちゃん祭”	21.4%	25.8%	0.6%	12.7%
越前大野名水マラソン	15.7%	29.0%	0.6%	6.9%
越前おおの産業と食彩フェア	14.6%	16.1%	1.7%	11.6%
九頭竜湖(九頭竜ダム含む)	14.1%	29.0%	28.9%	23.1%
結ステーション(平成大野屋、結業座等)	13.8%	25.8%	1.7%	9.2%
そばまつり	13.1%	16.1%	2.3%	13.9%
御清水(名水百選)	12.0%	35.5%	5.2%	18.5%
大野さくらまつり	12.0%	16.1%	4.0%	16.2%
農村部に広がる田園風景	11.7%	16.1%	9.2%	11.0%
星空	11.3%	22.6%	4.6%	14.5%
越前おおの冬物語	10.1%	38.7%	1.2%	9.2%
本願清水イトコの里(平成の名水百選)	9.4%	19.4%	2.9%	15.0%
寺町通り	8.7%	48.4%	7.5%	16.8%
でっちゃんかんまつり	5.6%	12.9%	1.2%	12.7%
刈込池	5.2%	38.7%	2.3%	9.8%
荒島岳	3.5%	48.4%	2.3%	10.4%
武家屋敷旧内山家	2.6%	25.8%	5.8%	17.9%
その他(自然)	3.8%	45.2%	0.0%	0.0%
その他(まちなか)	1.2%	9.7%	0.0%	0.0%
その他(祭り・イベント)	1.6%	12.9%	0.0%	0.0%
上記の中に当てはまるものはない	-	-	60.1%	46.2%

観光客に訴求

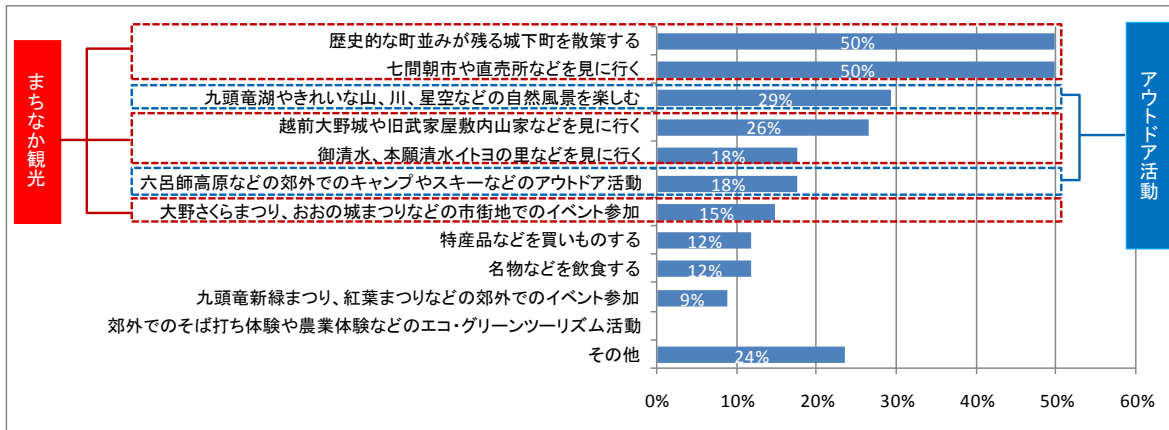
※上位5項目に対して着色

観光客に訴求

※上位5項目に対して着色

○大野市の資源（体験）

大野市に来訪する観光客は、「歴史的な町並みが残る城下町を散策する」「七間朝市や直売所などを見に行く」など、まちなかでの行動が多くなっています。その他には、九頭竜湖や六呂師高原などでの自然観賞やアウトドア活動が一定の割合を占めています。



※観光関連事業者アンケートより

〔４〕 中心市街地のまちづくりの方向性

（１） 上位計画

①第五次大野市総合計画（平成 23 年度～平成 32 年度）

本市は、平成 22 年度に「第五次大野市総合計画」を策定しました。本計画では、「第五次大野市総合計画 基本構想」に掲げる 10 年後の将来像を「ひかりかがやき、たくましく、心ふれあうまち」と定めるとともに、基本構想実現のための柱とまちづくりの目標となる基本目標を定めました。

この基本構想の実現に向け、併せて「第五次大野市総合計画 前期基本計画（越前おおの元気プラン）」を策定し、重点施策を選定し、集中的な取組みにより、成果を上げることを目指しています。

○第五次大野市総合計画における将来像と構想実現のための基本目標

・将来像

本市のこれからのまちづくりには、市民の力や地域の力、各種団体や企業の力、行政の力を合わせ、共に考え、行動していくことが求められています。

市民の誰もが、大野市に住んで良かったと実感できるように、また、未来の子どもたちにふるさとを引き継げるように、将来像を「ひかりかがやき、たくましく、心ふれあうまち」と定めました。

・構想実現のための基本目標

人や産業、自然の元気が集まり、元気が次々と新しい元気を生み出すまちづくりを目指すため、「人が元気」、「産業が元気」、「自然が元気」、そして「行財政改革」という構想実現のための柱を将来像の下に設定しました。また、「行財政改革」以外の柱については、基本目標を次のとおり定めました。

（第 1 節）優しく賢くたくましい大野人が育つまち～人が元気～

（第 2 節）共に思いやり支え合う安全で安心なまち～人が元気～

（第 3 節）誰もが快適で暮らしやすいまち～産業が元気～

（第 4 節）越前おおのの魅力あふれる活力あるまち～産業が元気～

（第 5 節）美しく豊かな自然環境を育み継承するまち～自然が元気～

○第五次大野市総合計画 前期基本計画の重点施策（中心市街地の活性化）

中心市街地においては、人口減少や高齢化が進行し、商店街の店舗の閉店により買い物に不便となり、空地や空き店舗が増加することで土地利用も進まず、厳しい状況が続いています。

しかしながら、中心市街地は碁盤の目のまち並みが今に残る城下町であり、このまち並みは大野市の宝であり、顔であります。人が集う、活気に満ちた城下町の再生を目指すため、地域住民の交流と、観光客などの来訪者のまちなかへの回遊性を高め、産業の活性化を図る必要があります。

このため、越前おおの結ステーションを活用した賑わいの創出や越前おおのの情

報発信とともに、来訪者の滞在時間が増えるよう満足度を高めていくことが求められます。また、来訪者を惹きつけるために、商店街や歴史的なまち並みの魅力をさらに高めていくことも必要となっています。

(施策1) 越前おおの結ステーションの利活用

(施策2) “まちなか” 満足度の向上

(施策3) 魅力ある商店街の形成と商業の活性化

(施策4) 歴史的なまち並みの保全や観光施設の整備

(2) 同位計画

①大野市都市マスタープラン（平成23年度～平成42年度）

都市マスタープランは、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンをつくり、将来の目指すべき「まち」の姿を定めるものであります。

平成9年の策定以降、少子化・高齢化の進行や人口減少、厳しい財政状況など社会環境が変化する中、土地区画整理事業などの市街地開発事業や中心市街地活性化の拠点施設整備の進捗、中部縦貫自動車道整備の進展など、本市の都市計画を取巻く状況が大きく変化しています。

このような状況の変化を踏まえ、新たに必要とされる土地利用の誘導や都市施設整備などを進め、今後の市民の安全・安心を支え、誰もが住みたいと感じるようなまちをつくることを目的に、平成21年から23年の2ヵ年にかけて都市マスタープランの改訂を行いました。

○都市づくりの課題

・中心市街地の活性化

本市の中心市街地は、碁盤の目のまち並みが今に残る城下町であり、このまち並みは大野市の宝であり、顔であります。事実、昭和45年頃までは、城下町を中心とし、駅や役場などが配置され、非常にコンパクトなものでありました。しかしながら、車社会の到来や高度経済成長の影響を受け、コンパクトな市街地としての特性が失われ始め、現在では、バイパスなどの整備により市街地外周に交通が移り、その沿道では駐車場を備えた店舗の立地が進んでいます。

今後、人口の減少が進むと予想される中で、維持管理コストを抑制するため都市の拡大を抑えながら「現在の市街地を有効活用する都市づくり」に方向を転換する必要があります、中心市街地の活性化が重要な課題となります。

○都市づくりの目標

都市の拡大を抑えながら「現在の市街地を有効活用する都市づくり」を進めるにあたっては、市民が自分達のまちを誇りに思い、市民が望む「まちの活性化」を実現させる必要があります。そのため、中部縦貫自動車道の整備効果を最大限に生かし、これまで育んできた人、歴史、文化、伝統、自然環境、食などに磨きをかけ、市民満足度の向上と観光など交流の活性化を図り、それらに支えられた持続可能な

都市づくりを進めることが重要であります。

平成9年に策定した都市マスタープランでは、「みんなでつくる個性豊かなまち」を目標に掲げ、自然環境や歴史、文化を産業や経済に生かすまちを目指していたが、これからの都市づくりにおいても、持続すべきものと考えました。

このことから、市民、事業者、行政などが協力しながら自然環境や歴史、文化などまちの個性を生かし魅力を高め、市民の誇りと観光客などの交流が育まれる、元気な都市づくりを進めていくため、目標を次のとおり定めました。

【都市づくりの目標】

豊かな自然環境や歴史、文化を大切にし、市民の誇りと交流が育まれる
元気なまち

○都市づくりの基本姿勢と将来都市構造（中心市街地の活性化）

・都市づくりの基本姿勢

人口減少時代に対応できる維持・管理コストの少ない機能集約型の都市づくりを行うことを目標として、行政サービスをはじめ、商業などの暮らしに必要なサービス機能を確保するため、中心市街地にその機能を集めるとともに、市民の暮らしがより安全・安心で、豊かになるよう、保健・医療・福祉などの機能の充実に努めます。

また、中心市街地と集落を結ぶ道路ネットワーク、まちなか観光拠点と郊外の観光拠点を結ぶネットワークの形成を行います。

・将来都市構造

本市は、なだらかな地形の盆地地域と急峻な地形の山地地域から構成されています。このうち、盆地地域は、「田園ゾーン」と「市街地ゾーン」から構成されており、この「市街地ゾーン」にまちづくりの拠点となる機能を集約します。

（市街地エリア）

- i) 「市民が気軽に集い、憩い、学ぶ」ことができる新庁舎の整備を行います。
- ii) 現在ある資源を有効に利活用し、「観光による交流人口の増加」と「商店街を中心とした生活の充実」を目指した機能の強化を図ります。

（越前おおの結ステーションを中心とする歴史・文化のまちづくり拠点）

- i) 市民活動や市民と観光客の交流を促すため、交流の中心となる施設の充実や有効活用を図ります。
- ii) 亀山公園は、市民の憩いの場としてより利用されるよう、さらに魅力の強化を図ります。

（保健・医療・福祉サービス拠点）

- i) 市民の暮らしを支えるため、「保健・医療・福祉サービスの総合機能」をはじめ、「健康支援機能」「子育て支援機能」「高齢者・障害者の生活支援機能」「市民活動・交流支援機能」の充実と、各機能の相互連携による質の高いサ

- ービスの提供を図ります。
- (大野インターチェンジ周辺エリア)
- i) 市街地に人を呼び込むための情報発信機能を誘導します。また、工業や商業サービス機能のうち、用途地域や未利用の工業拠点への立地が困難なものに限り、誘導を図ります。
 - ii) 越前おおのを印象づける場所にふさわしい景観づくりを進めます。

②越前おおの観光戦略プラン（平成 24 年度～平成 28 年度）

本市では、平成 19 年 3 月に『もてなしの心で「喜び」と「満足」と「感動」を』を基本理念に定め、「越前おおの観光戦略プラン」を策定し、様々な各種施策を着実に展開してきました。また、目標期間である 5 年間のうちには、「越前大野城築城 430 年祭」の効果も加わり、観光入込客数、宿泊客数ともに、数値目標を上回る成果を得ることができました。

しかしながら、この間、リーマンショックから始まる世界経済の危機や、高速道路料金割引制度の創設と廃止、東日本大震災の発生など社会経済情勢は大きく変化しています。

そこで、これまで実施してきた取組みを検証し、課題と対応策を明らかにするとともに、「第五次大野市総合計画」との整合性を図りつつ、今後の中部縦貫自動車道をはじめとする高速交通体系の整備なども見据えて、平成 24 年度から 5 年間の目標期間とする新たな「越前おおの観光戦略プラン」を策定しました。

その中では、「越前おおの」ならではの豊富な地域資源を「越前おおのブランド」としてさらに磨き上げ、「地域力」と「市民力」を生かして交流人口の拡大を図るため、5 つの基本戦略と 14 の基本施策を柱として定めており、中心市街地に関わる方向性を以下のとおり定めています。

○越前おおのの魅力向上とまちなかに生じた賑わいの拡大と広域観光

越前おおの結ステーションは、市内外から多くの人・もの・情報が集まり、交わり、広がる結節点として、観光客などの来訪者が必ず立ち寄る場所、集う場所として形成されました。

本プランにおいては、これまでの成果や蓄積を土台にし、越前おおのと他の地域との差別化を図りつつ優位性を高め、観光地としてさらなる高みへと上っていくことが求められます。また、まちなかに生じた賑わいを大きくし、周辺エリアにも拡大していくことを目指します。さらに、県内外からのさらなる誘客の拡大を目指して、広域観光の推進にも力を入れていきます。

・「越前おおの」の歴史・文化の魅力を磨く

全国的に歴史ブームが起きていますが、「越前おおの」においても、朝倉氏の重要な拠点であった戌山城址や亥山城址などの城資源、戦国武将の金森長近公が築いた越前大野城や城下町、大野藩主土井利忠公による大野丸の建造や大野屋の展開、

藩校明倫館の開設など魅力的な歴史が挙げられます。

このように、「越前おおの」には、まだまだ磨けば光輝く歴史や文化があり、これらが持つ魅力を引き出すことにより、新たな観光ルートの提供につなげていきます。

(具体施策)

- i) 越前大野城の活用
- ii) 歴史をテーマにした観光ルートの創造
- iii) 史跡の整備や史跡マップの作成

・ ゆっくり歩いて楽しめるまちなか観光の推進

「越前おおの」のまちなかは、碁盤目状の通りと古い町並みが残る城下町で、「北陸の小京都」と言われており、越前大野城をはじめとして、七間朝市や寺町通り、御清水など歴史的・文化的な観光資源があります。

これらの観光資源を有効に活用した新たな散策ルートを確立し、訪れた人がゆっくりのんびり楽しめる観光を推進します。

そこで、商店街と連携し、まちなかで見学や体験ができるメニューづくりを行うとともに、安全で安心して歩けるまちなか観光を確立することで、まちなか遠足誘致促進事業等のさらなる利用促進を目指します。

(具体施策)

- i) 商店街と連携した見学・体験メニューづくり
- ii) まちなか遠足誘致促進事業の利用促進
- iii) 学生合宿事業の誘致拡大とまちなか観光への誘導
- iv) 商店街の空き店舗対策の推進

・ 広域圏による観光の推進

現在、大野市を横断する中部縦貫自動車道の整備が進められており、全線開通を視野に入れ、中京方面からの人や物の流れを重視した広域的な観光交流の推進を図る必要があります。

特に、「越前おおの」は地理的に福井県の東の玄関口に位置しており、この優位性を活かし、県内外の近隣市町と連携し広域観光の取組みを活発化させることで、一層の交流人口の拡大が期待できます。

(具体施策)

- i) 越前街道、美濃街道ゆかりの地域での住民交流
- ii) 越前美濃街道をテーマにした観光情報の発信
- iii) 街道ゆかりの地域を周遊する観光ルートの設定
- iv) 中部縦貫自動車道を軸においた観光商品の開発
- v) 周辺観光地と連携した中京方面への誘客活動の強化

③越前おおのブランド戦略

本市では、平成24年度において、他の自治体との差別化を図り、さらに魅力あるまちとなるために、大野市が誇る「大野人、歴史、文化、伝統、自然環境、食、地場産品」等の分野における素材すべてを越前おおのブランドとして磨き上げながら、それを土台とした市全体のイメージを創り上げ、市内外への効果的な情報発信等の様々な取り組みについて定める越前おおのブランド戦略を策定しました。

その中で、市民や事業所、都市圏住民等を実施した各アンケートの結果等を参考としながら、市全体のブランドイメージを表現するキャッチコピーを「結(ゆい)の故郷(くに) 越前おおの」と決定しました。

平成25年度からは、ブランド戦略を基に、積極的な情報発信等による知名度やイメージの向上を図りながら、特産品の販路拡大や来訪者・定住者の増加等による持続的な地域経済の活性化と、市民が地域に対して自信と誇りを持ちまち全体の価値が高まる取り組みを進めていくこととしています。

○結の故郷 越前おおの

「結」という言葉は、昔の村の生活において、田植えや稲刈り等の農作業、狩猟や植林等の山仕事、道路を直したり橋を付け替えたり等の修繕、その他冠婚葬祭等のいろいろな仕事をお互いに助け合う習慣の意味があります。

以上の意味の他に、越前おおのブランド戦略では、越前と美濃を結ぶ街道の役割や幕末の時代到大野藩の財政危機を救うために、越前おおのと全国各地を結んだ大野屋の実績等、これまでの歴史において越前おおのが地域と地域を結ぶ役割を築いてきたことや、現代においては、「広域観光の展開」や「姉妹都市・友好交流市などとの交流」、「中部縦貫自動車道の整備による日本海側と太平洋側の産業や経済の循環」等の各地域の活性化に結びつく役割を担っていく意味も込めています。

このように、生活や地域が結びつきながら、ゆっくりと営んできた越前おおのを、結が詰まった一つの故郷(くに)として表現しています。

【5】第1期中心市街地活性化基本計画に基づく取組の実施状況と検証

（1）第1期中心市街地活性化基本計画の概要

＜策定＞ 平成20年7月9日

＜期間＞ 平成20年7月9日～平成25年3月31日

＜区域＞ 87ha （亀山公園を除くと76ha）

＜コンセプト＞

原点への回帰 ～人が集う、活気に満ちた城下町の再生を目指して～

- 時代の変遷とともに昔ながらの暮らしやすさや賑わいが徐々に失われてきた中心市街地を、今一度、まちづくりの原点に立ち帰って、人々の生活や営みの中心として再生することを目指します。
- 現在も保存されている歴史的・文化的資源、景観資源等を有効に活用しながら、多様な人々が集う、活気に満ちた魅力あるまちに再生することを目指します。

＜基本方針＞

- ① 多彩な交流で賑わうまち
- ② 暮らしやすく便利なまち

＜成果指標＞

中心市街地を今一度「人が集い、活気に満ちた城下町」に再生するため、第1期計画の5年間は活性化に向けて足元を固める時期と捉え、交流人口の増加とまちなか生活を充実するための取組みを実施しました。

基本方針	目標	目標指標	1期基準値	1期目標値
多彩な交流で賑わうまち	まちなか観光による交流人口の増加	関連施設の年間入込み客数	80,234人 (H19)	100,000人 (H24)
		 中心市街地の観光入込み客数	 409,100人 (H19)	 500,000人 (H24)
暮らしやすく便利なまち	商店街を中心としたまちなか生活の充実	1日当たりの歩行者通行量＜休日＞	2,001人 (H19)	2,400人 (H24)

(2) 事業実施状況と主な事業の検証

<事業実施状況>

- 掲載事業 全66事業
- 着手事業 65事業（着手率98%）
- 完了事業 26事業

第1期計画では掲載事業を計画通りに実施し活性化に取り組んできました。

<主な事業の検証>

事業名	越前おおの結ステーション整備事業 ①輝センター整備 ②越前おおの結楽座整備 ③旧大野藩武者溜（藩主隠居所）整備 ④多目的広場兼駐車場 等
実施主体	①大野商工会議所、②・③・④大野市
実施年度	平成20～22年度
事業概要 及び評価	旧小学校跡地に、まちなか観光・商店街情報等を提供する「輝（キラリ）センター」、地元の逸品を広く取り扱う店舗とフリーマーケットが開催可能な「越前おおの結楽座」、歴史的建造物を移築し休憩所等として利用する「藩主隠居所（無料休憩所）」、「多目的広場兼駐車場」等を備えた交流・観光拠点を整備した。 観光客等の来訪者をまちなかに受け入れる仕組みづくりが完成し、観光客や市民等が訪れやすくなったことで交流が促進され、まちなかの回遊性が向上した。

事業名	大野市保健・医療・福祉サービス拠点施設整備事業（結とぴあ）
実施主体	大野市
実施年度	平成22～23年度
事業概要 及び評価	児童デイサービスセンター、在宅医療相談センター、子育て支援センター、保健医療福祉行政関係事務室、保健センターなどを集約し、整備した。 保健や医療、福祉関係の申請や相談をワンストップ化することで、市民の利便性が向上した。

事業名	越前大野駅前整備事業
実施主体	大野市
実施年度	平成21～23年度
事業概要 及び評価	歩道幅を約1.5倍に拡張、段差解消、点字ブロック設置などバリアフリー化、バス、タクシーの専用レーンを設置した。「名水のまち」の玄関口にふさわしい水景施設も整備し、来訪者や公共交通機関を利用する市民等の憩いの場として利用されている。

事業名	城下町東広場整備（大和町市有地活用事業）
実施主体	大野市
実施年度	平成22～23年度
事業概要 及び評価	旧工場跡地を市が購入し仮設駐車場としていた市有地を、城下町への東の玄関口として駐車場兼多目的広場、物産販売や交流スペース、観光案内所として整備した。まちなかへの来訪者の利便性が向上し、商店街や七間朝市の活性化に効果が期待される。

事業名	越前大野城築城430年祭
実施主体	越前大野城430年祭実行委員会、市民団体、大野市等
実施年度	平成22年度
事業概要 及び評価	年間を通じて市民総参加によるイベントを実施した。記念パレードなどの実行委員会主催事業を8事業、越前おおの“とんちゃん”祭などの市民自主事業を28事業、実行委員会支援事業を18事業実施。市民や企業の力を集結することで、市民意識の高揚が図られたと共に、中心市街地への観光入込み数が約30万人増加した。

（３）目標達成状況

１）数値目標① 関連施設の年間入込み客数

目標	目標指標	1期基準値	1期目標値	最新値
まちなか観光 による交流人 口の増加	関連施設の年間入 込み客数 	80,234 人 (H19) 	100,000 人 (H24) 	136,093 人 (H23) 
	中心市街地の観光 入込み客数	409,100 人 (H19)	500,000 人 (H24)	532,800 人 (H23)

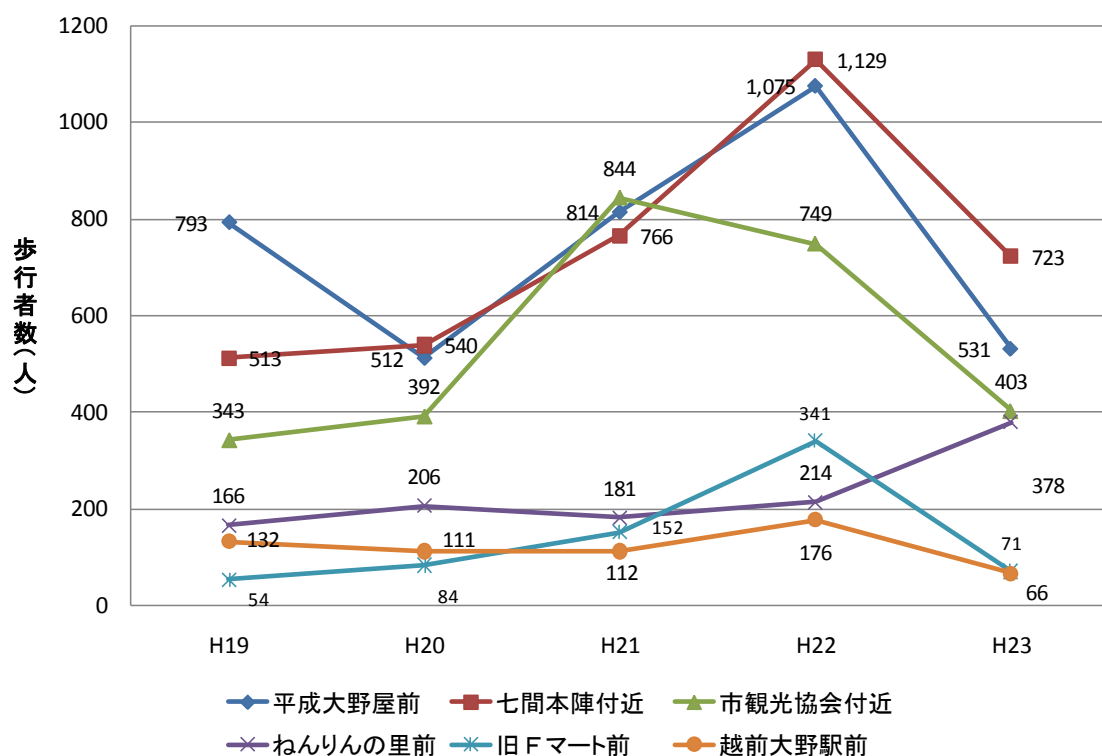
- 「まちなか観光による交流人口の増加」については、目標値 100,000 人に対し最新値 136,093 人（平成23年）と目標を既に達成しています（越前大野城築城430年祭を開催した平成22年は144,069人）。
- 目標を達成できている要因としては、越前大野城築城430年祭終了後の平成23年も、例えば、調査対象の平成大野屋では入込客数が約2倍（対19年比）、越前大野城では約1.6倍（対19年比）となるなど、イベントの効果が一過性で終わっていないことや、観光客などの来訪者が必ず立ち寄る場所、集う場所として、越前おおの結ステーションが機能していることが考えられます。

2) 数値目標② 1日あたりの歩行者通行量＜休日＞

目標	目標指標	1期基準値	1期目標値	最新値
商店街を中心としたまちなか生活の充実	1日当たりの歩行者通行量＜休日＞	2,001人 (H19)	2,400人 (H24)	2,172人 (H23)

- 「商店街を中心としたまちなか生活の充実」については、目標値2,400人に対し最新値2,172人（平成23年）と目標には達していませんが、平成22年は3,684人、平成21年は2,869人と目標を達成しています。
- 商店街を中心としたまちなか生活の充実に向けては、商店街等で取り組み始めたワゴン市や地産地消テントマーケットなどが定着し、これから集客が期待できる事業がありますが、第1期計画に記載している民間主体の「五番商店街活性化対策事業（仮称）」が、事業推進に向けたコンセンサス形成に時間を要し実現に至らなかった点は目標達成に寄与していないといえます。平成23年5月からは専門的知識を有するタウンマネージャーを設置し、商店街のにぎわい創出に向けて助言いただいています。
- また、歩行者通行量は増加傾向にあります。七間通り（七間本陣や市観光協会付近）や平成大野屋前の増加に比べ、その他の地点の増加は少ないといえます（以下、グラフ参照）。これは、越前おおの結ステーションや城下町東広場に訪れた方が、一定エリアの回遊に留まっており、中心市街地に波及出来ていないことによるものと考えられます。

歩行者通行量の地点別推移



(4) 第1期中心市街地活性化基本計画の総括

第1期計画では、市民や観光客をまちなかへ誘導し、集い交流する拠点として「越前おおの結ステーション」を整備しました。併せて、森林の豊富な本市の特性を活かし市産材を活用した「城下町東広場」の整備や「越前大野駅前」の整備を行うなど、まちなかに不足していた来訪者をもてなす施設が整備されました。

越前おおの結ステーションの整備に併せて市民総参加により開催した「越前大野城築城430年祭」は、本市の魅力を全国に発信し、中心市街地の魅力を高め、交流人口の増加に繋がりました。また、430年祭の開催を契機とし、中学生によるお神輿や小学生によるふるさと学習交流会など、若年層のふるさとの心を育む機会が創出され、また、市民が主体となった新たな取組が展開されるなど、今後の市民、事業者、行政による持続的な協働のまちづくりに向け、良い流れが生まれています。

また、まちなかでの市民生活の向上を図るため、保健・医療・福祉の公共サービスのワンストップ化を図り市民の利便性を高めた「結とぴあ」を整備するなど、公共公益施設の中心市街地への集約を進めました。

これらの取組により、市民や観光客が中心市街地に訪れやすい環境が整備され、また、まちなかの利便性が高められたことで、第1期計画の目標値を既に達成するなど、着実に活気に満ちた城下町の再生に向け歩みを進めています。

しかしながら、第1期計画は全般的に行政中心のハード整備が多く、公共投資を呼び水とした民間の投資を促すまでには至っていないため、市民、事業者、行政等の力を結集し、引き続き歴史ある城下町の魅力を高め、市民や来訪者が集いたくなるまちづくりが求められています。

[6] 課題の整理

(1) 中心市街地における課題

本市では、中心市街地を今一度「人が集い、活気に満ちた城下町」に再生するため、「まちなか観光による交流人口の増加」、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目標として着実に取り組んできました。

しかし、市全体及び中心市街地の人口減少や少子化・高齢化、事業者の高齢化や後継者不足は引き続き進行しており、第1期計画で活性化に向けた効果が現れつつある一方、中心市街地を取り巻く課題は残されたままといえます。

ここでは、「交流人口の増加」、「商店街の活性化」といった第1期計画からの視点に加え、少子化・高齢化を踏まえた「市民生活の向上」、まちの「顔」としての「城下町の姿」といった視点を新たに加え、これまでの中心市街地における取組、各種統計データ、アンケート調査結果等に基づき、中心市街地における課題を整理しました。

また、市民や観光客等のニーズ、現状分析等に基づき、これから目指すべき方向性をまとめています。

1) 交流人口の増加

＜第1期計画の総括＞

- 越前おおの結ステーション等の来訪者が必ず立ち寄る場所、集う場所が整備された
- まちかどのキラリさん事業をはじめ民間による来訪者をもてなす取組が生まれた
- 亀山公園の園路整備や水のみえるまちづくり等を実施しまちなかの魅力が高まった
- 年間を通して開催した越前大野城築城430年祭により、平成22年の観光入込み客数が増大、翌平成23年の入込み客数も開催前の年より約10万人増加している
- 観光入込み客数は既に第1期計画の目標を達成し、平成24年も達成見込みである

＜中心市街地の現状＞

- 中心市街地に訪れる観光客の特徴
 - 『県外から複数ある目的地の一つとして自家用車で訪れる中高年齢層の夫婦・家族』
 - ・観光客の6割以上が県外からの来訪者
 - ・大野市のみを目的地としている観光客は25%
 - ・観光客の8割が自家用車で訪れている
 - ・観光客の2/3が50歳以上である
 - ・観光客の7割が家族・配偶者と訪れている
- 観光客向けのサービスを行っている店舗は少ない
- 交流人口は増加しているが、多くの事業所で5年前より来店者数が減少している

＜ニーズ等＞

- 観光客が訪れる目的は、歴史的な町並みが残る城下町の散策や朝市巡りである
- 観光客から、カフェや休憩所などの憩える場を求める意見がある
- 観光客から、まちなかの駐車場等の案内サインが解り難いといった意見がある
- 経済の面から市民が求める将来の大野市は、まちなかに多くの観光客が訪れるまちである



＜今後目指すべき方向性＞

- まちの歴史的な魅力を高め効果的なソフト事業を実施することで、まちなかの回遊性を高め、滞在時間の延長と消費の増大を狙い、(将来的に)着地型観光を目指していく取組
- 隣接市町の観光施設等との連携を強化し、新たな年齢層を誘客するなど引き続き交流人口を増大していく取組
- 交流人口の増加が十分な経済効果を生んでいるとは言えないため、地域のブランド力を高め消費額を増加させる仕掛けづくり

2) 商店街の活性化

＜第1期計画の総括＞

- 越前おおの結ステーション等の整備により、近隣の歩行者通行量が増加傾向にある
- 平成22年度に空き店舗対策プランを策定するなどし、第1期計画期間中に新たに中心市街地内の空き店舗に8事業所が入居した
- 商店街による新たな取組が実施されている（五番商店街での竹あかり事業等）
- 第1期計画で予定していた旧Fマートの再生が実施出来なかった

＜中心市街地の現状＞

- 小売業の事業所数、売上、従業者数、売場面積は引き続き減少している
- 経営者の高齢化と後継者不足が進展している
- 商店街の不動産については、事業所が減少し、代わりに住宅、空き家、駐車場等が増加傾向にある（他方、空き店舗への出店も近年増えている）
- 20～59歳の約3.5人に1人が仕事で市外に出ている計算になるなど、大野市の昼間人口は年々減少し、ライフスタイルの変化に伴う小売業への影響が考えられる
- 若い世代は中心市街地や商店街等へあまり出かけていない

＜ニーズ等＞

- 経済の面から市民が求める将来の大野市は、商店街に活気のあるまちである
- 市民や観光客からは、カフェや休憩所などのまちなかで憩える場を求める意見がある
- 中心市街地に訪れる市民（主に高齢者）は、中心市街地内の病院に寄り、そのまま買い物を行う傾向があると考えられる
- 中心市街地内に大規模な食品スーパーが無く不足しているといえる（※P121 参照）



＜今後目指すべき方向性＞

- 不足業種が存在するなど、市民や観光客等の来街者のニーズを満たせていないため、新規参入を促すなど不足業種の解消と訪れたい魅力を高める取組
- 今後、60歳以上が増加し市外への人口流出は減少すると考えられたため、高齢者をターゲットとしたサービスの提供
- 経営者の高齢化と後継者不足により、空き店舗や空き家の増加が予想されるため、長期的視点に立った計画的な対策

3) 市民生活の向上

＜第1期計画の総括＞

- 保健、医療、福祉のサービス拠点施設である「結とぴあ」を整備し、サービスのワンストップ化を実現、総合案内を設けるなど市民の利便性が高まっている
- 越前おおの結ステーション及び亀山公園の整備により、中心市街地内に広場や公園等の市民の憩える場が整備された
- 平成24年度からまちなか循環バスや乗合タクシーの本格運行を開始している

＜中心市街地の現状＞

- 病院が中心市街地に集積している（※P119 参照）
- 中心市街地の事業所数が減少しており、訪れなくなる魅力が衰退している
特に、カフェ等のくつろげる空間や食品スーパーが不足している
- 中心市街地には公園や広場等が少なく、子どもを安心して遊ばせる環境が無い
- 市民の中心市街地への来訪手段は自家用車が最も多い（中心市街地内の居住者も同様）
- 本市は冬季期間雪により道路環境が悪化する
- 中心市街地には上下水道の未整備区間が存在する

＜ニーズ等＞

- 市民は、安全にすごせる環境面に対し不満が多い
- 市民は、まちなかの公園や緑地に対し不満が多く、子どもと一緒に遊べる場所を求める意見がある
- 高齢者は、病院を目的の一つに中心市街地に訪れる傾向がある



＜今後目指すべき方向性＞

- 高齢化の進展により移動制約者の増加が予想されるため、公共交通のさらなる充実と車に頼ることのない歩行者や自転車にやさしいまちの実現
- 病院や公共施設等の既存ストックが集積している中心市街地について、さらに市民のニーズに応えた施設の集積
- 上下水道の整備による生活環境の向上と豊かな生活を支える湧水の保全
- 安全で安心して人と人がふれあい交流を育めるまちの実現

4) 城下町の姿

＜第1期計画の総括＞

- 寺町通りの石畳風の整備など、歴史ある町並みに配慮した景観整備が進められた
- 修景助成事業の実施により景観に配慮した建物が年々増加している（第1期計画期間中に8件実施）
- 空き店舗対策事業により、第1期計画期間中に8つの空き店舗が再生された
- 平成20年度に大野市景観条例、平成21年度には大野市屋外広告物条例を制定し、大野らしい良好な景観の形成を図っている
- 越前おおの結ステーションや城下町東広場の整備により、中心市街地（城下町）へ訪れやすい環境が整備された

＜中心市街地の現状＞

- 空き地、駐車場等の低未利用不動産が増加傾向にあり、家並みが崩れ伝統的な町家住宅が散在する傾向にある
- 後継者不在の事業所が多く、後の不動産の利用方法が定まっていない
- 中心市街地の高齢化率は市全体と比較しても著しく高く、居住人口も減少している
また、世帯数及び世帯あたりの人数も減少している
- 中心市街地の地価は引き続き下落している

＜ニーズ等＞

- 町並みや景観の美しさを求めている市民や観光客は多い
- 市民（特に女性）にとって、町並みや景観の美しさに不満がある



＜今後目指すべき方向性＞

- 公共投資を呼び水に民間投資が誘発され、城下町が維持されることが理想
- 交流人口の増加やまちなかの賑わいを創出する観点からも、引き続き歴史ある町並みを維持保全していくことが必要
- 脈々と受け継がれた持続的な地域コミュニティ維持、継続が求められる
- 不動産の再生にあたっては、市全体の人口が減少することを踏まえ、新規起業を促す、外からの人材を取り込むなど戦略的な利活用策が求められる
- ※就業人口の流出や若者のまちなか離れにより、若い世代を中心としてまちの魅力や歴史を感じる機会が減少し、景観を保全する取組等が衰退する危険がある

〔7〕コンセプト及び基本方針

（1）コンセプト

原点への回帰 ～人が集う、活気に満ちた城下町の再生を目指して～

本市のまちづくりの原点は、天正8年（1580年）に、金森長近公が亀山に城を築き、その東麓に東西六条、南北六条の碁盤の目の城下町を造ったことにあります。

城下町は、豊かな水に育まれ、長い年月をかけて人々の生活や営みの中心として発展し、町割りはそのままだに、生活や営みに必要な都市機能や商業機能が凝縮した暮らしやすいまち、生活者はもとより近隣の来街者や旅人によって創出された賑わいあふれるまちとして現在に受け継がれてきました。

この城下町の町並みは、まさに本市の宝であり、顔であります。

第2期計画では、第1期計画のコンセプトを継承することとし、今一度、まちづくりの原点に立ち帰り、人々の生活や営みの中心として再生を目指すとともに、歴史的、文化的な魅力、景観資源、食等に磨きをかけ有効に活用し、結（ゆい）の精神が息づき、多様な人々が集う、活気に満ちた魅力あるまちに再生することを目指します。

（2）基本方針

中心市街地活性化に関する基本的な方針は、本市がこれまでまちづくりに取り組んできた背景や第2期計画のコンセプトを踏まえ、第1期計画を継承しながら、第1期計画の課題等を検証し、一部修正を加えた以下に示す2項目とします。

1 多彩な交流で賑わうまち

まちの賑わいや活気は、人々が多様な目的を持って集い、そして交流することによって創出されるものであり、そのためには、来街者の視点からは「訪れたいまち」、生活者の視点からは「安心して歩いて暮らせるまち」と感じられる魅力を創出・発信し、多くの人を招く必要があります。

このことを実現するため、第1期計画では、越前おおの結ステーションや城下町東広場等の、中心市街地への来訪者が必ず立ち寄る、集う場所が整備されました。結果、越前おおの結ステーションを起点とした一部のエリアについては賑わいが生じつつありますが、周辺エリアにも波及していくことが求められます。

そのためには、①訪れたいまちとなるよう歴史的な町並みや商店街の魅力をさらに高める、②まちなかでの回遊性が高まる仕掛けづくりを行う、③滞在時間が延びるよう来訪者がくつろげる空間を設ける、などの取組が必要となります。

また、第2期計画では、「越前おおのブランド戦略」をはじめ他の関連計画と連携し本市及び中心市街地の魅力をさらに磨き、広く情報発信していきます。歴史的なまちなかの魅力を高め、回遊性と満足度を向上させることで、来訪者と地域住民による多彩な交流を温める中心市街地をめざしていきます。

2 暮らしやすく便利なまち

快適に生活をおくることのできる空間は、子どもから高齢者までのすべての人々が希求するところであり、人々が集い、楽しむことによって、まちの魅力がさらに高められます。これを生活者の視点から見ると「安心して歩いて暮らせるまち」、「住み続けたいまち」の実現が期待されているということがいえます。

このことを実現するため、第1期計画では、分散していた保健、医療、福祉についての行政サービスを1カ所に集約し、さらに児童デイサービスセンターも加え、多くの地域住民が集い交流する施設として「結（ゆい）とぴあ」を整備しました。また、テントマーケットを始めとして商店街独自の誘客に向けた取り組みが行われ、空き地空き家対策にも力を入れるなど、商店街を中心としたまちなかの生活の利便性を高める事業を推進してきました。

しかしながら、商店街において暮らしに必要なサービスは十分に揃っているとはいえ、また、中心市街地や市全体の高齢化が進展し移動制約者が増える中で、自分の意思で自由に移動することが困難になるケースと予想されます。これらは、まちなかに人が集い、楽しむことのできる空間の形成を目指すうえで解消すべき課題といえます。

第2期計画では、「誰もが安心して歩いて暮らせるまち」、「住み続けたいくなる便利で快適なまち」、「誰もがまちなかに訪れ、まちなかを周れるまち」の実現を目指して、中心市街地における「商店街の活性化」と「公共交通の充実」を推進していきます。

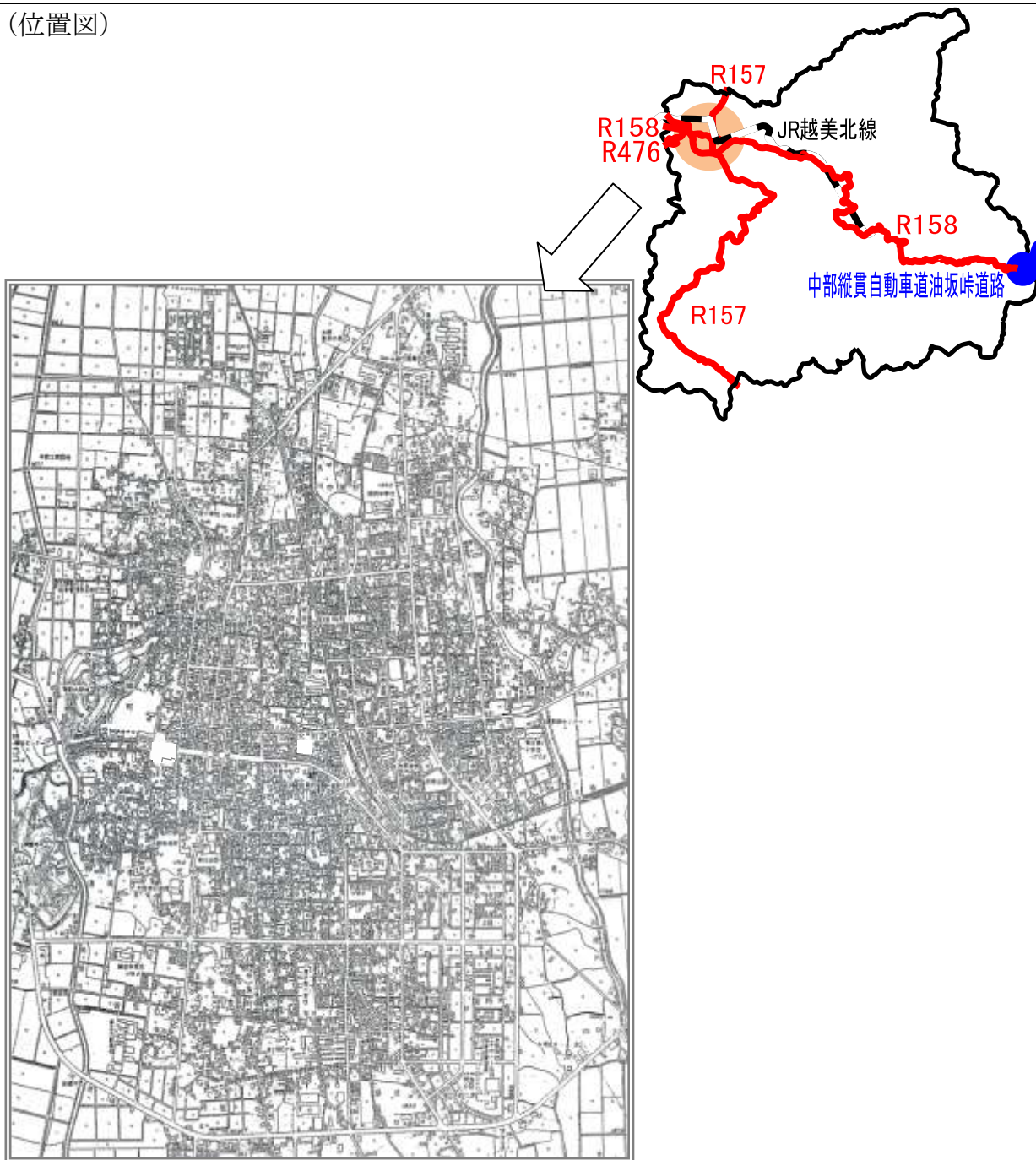
2. 中心市街地の位置及び区域

〔1〕位置

位置設定の考え方

- 越前大野城の東麓に位置する東西六条、南北六条の城下町の区域は、越前大野城の築城以降、平成の今日まで、まちの中心として発展してきた市街地であり、武家屋敷旧内山家をはじめとする歴史文化資源が数多く残されています。
- また、行政、文化、教育、交通、医療など多様な都市機能も集積していることから、本計画においても、この旧城下町地区を中心とした区域を中心市街地として位置付けることとします。

(位置図)



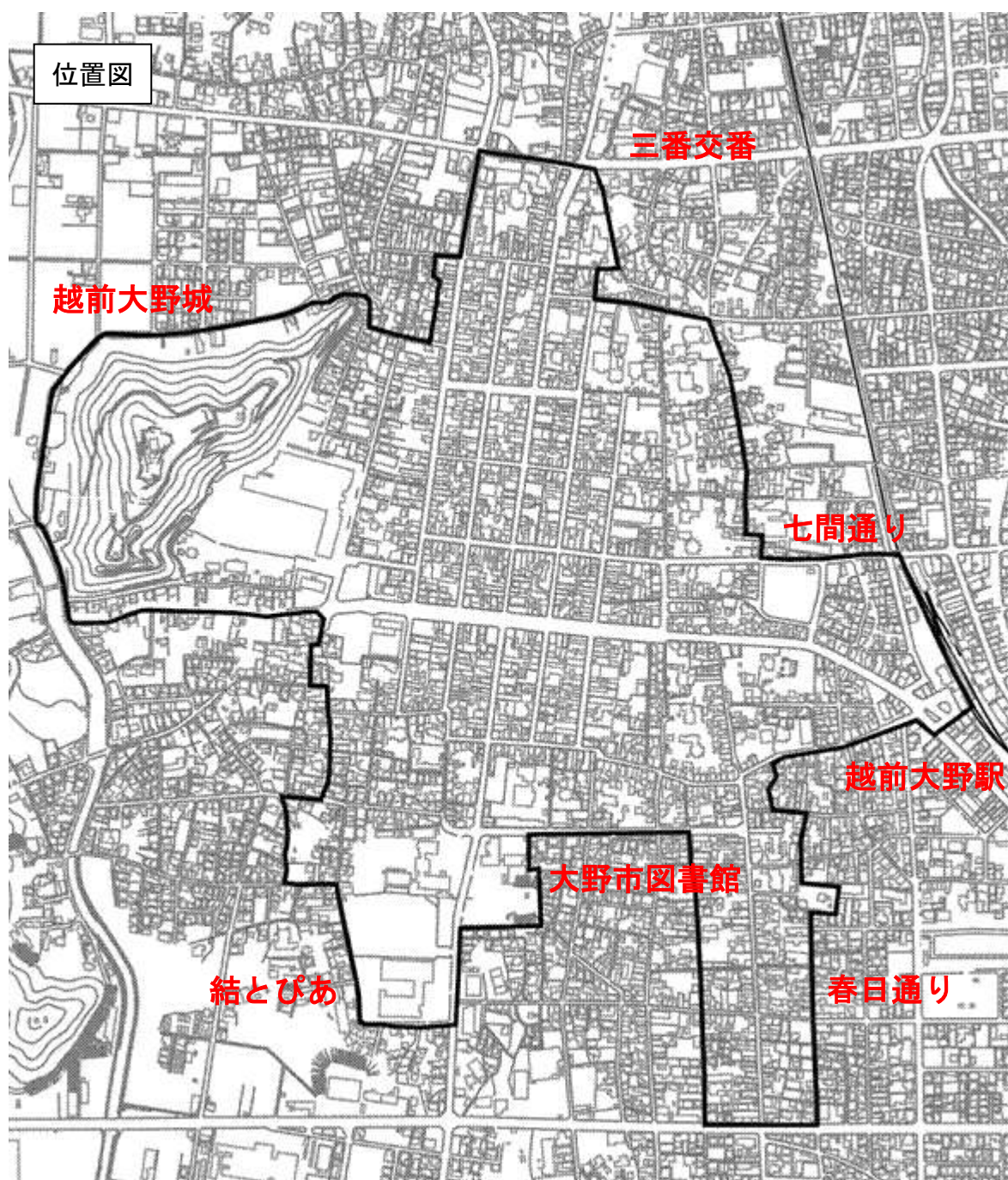
〔2〕 区域

区域設定の考え方

- 天正8年（1580年）、金森長近公が亀山に城を築き、その東麓に東西六条、南北六条の碁盤の目の城下町を造ったのが、現在の大野市街地の起こりです。
- 江戸時代には、城下町の中でも美濃街道※沿いの一番通り（本町通り）、七間通り、五番通り、横町通り及び春日通りへと通りが発展し、米屋、酒屋、呉服屋等の店が軒をならべました。また、大正時代には私鉄が大野三番駅まで延伸されたことに伴い、三番通りののにぎわいが生まれました。

このように、古くからの美濃街道沿いや三番通り沿いの店舗の集積が、現在の中心市街地における商業の中心として栄えています。
- また、公共施設は、亀山周辺に、学びの里「めいりん」（小学校や生涯学習センター等の複合施設）、大野税務署、大野簡易裁判所等が、大野市役所周辺には、図書館、歴史博物館等が集積しており、医療・福祉施設等も含めた都市機能は、中心市街地及びその周辺に集積しています。
- このような状況を踏まえた上で、次の3つの考え方を基本として、旧城下町を中心に、亀山周辺、JR越前大野駅前及び市役所周辺を加えた約98ha（うち亀山が約11haを占めており、実質的な区域は約87ha）を、第2期計画における中心市街地として設定します。
 - ① 長い歴史の中で、まちの中心地として栄えてきた旧城下町を中心とすること。
 - ② 商業が集積し、歴史的・景観的な資源が残り、まちなかの回遊性の向上が期待される美濃街道沿線を含めること。
 - ③ 本市の都市規模を考慮した身の丈にあった面積とすること。

※「美濃街道」は、古くから福井市から大野市を経由して岐阜県美濃地方に通ずる道



中心市街地面積 約98ha

〔３〕 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明																				
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	① 商店街が集積しています。 市内の全 5 商店街及び旧商店街 1 件が区域内にあります。 小売商業について、本市全体の約 1 9 %の事業所、約 1 2 %の従業者及び約 1 1 %の売場面積が集積しています。 <table><tr><td></td><td>大野市全体</td><td>中心市街地</td><td>対市シェア (%)</td></tr><tr><td>事業所数</td><td>495</td><td>94</td><td>18.9</td></tr><tr><td>従業者数(人)</td><td>2254</td><td>271</td><td>12.0</td></tr><tr><td>年間販売額(百万円)</td><td>37, 157</td><td>2, 774</td><td>7.5</td></tr><tr><td>売場面積(㎡)</td><td>60, 111</td><td>6, 672</td><td>11.2</td></tr></table> (出典：平成 19 年商業統計調査) ② 都市機能が集積しています。 大野市役所、学びの里「めいりん」、結とぴあ、大野市図書館、大野商工会議所、福井県奥越健康福祉センター等の公共公益施設、交通結節点である J R 越前大野駅、病院、幼稚園、保育所等の都市機能が集積しており、市民生活の中心となっている区域です。 ③ 歴史的にも中心的な位置付けにあります。 天正 3 年（1 5 7 5 年）に金森長近公が大野にはいり、亀山に城を、その東麓に東西六条、南北六条の碁盤の目の城下町を造ったときから、中心として栄えてきました。 ④ まとめ 本市の中心市街地には、城下町のまちなみを残す歴史的・文化的資源が多く残っているとともに、相当数の小売商業者、公共公益施設等の主要な都市機能が集積しており、さらに、歴史的な位置付けからも、本市における経済的・社会的な中心としての役割を果たしています。		大野市全体	中心市街地	対市シェア (%)	事業所数	495	94	18.9	従業者数(人)	2254	271	12.0	年間販売額(百万円)	37, 157	2, 774	7.5	売場面積(㎡)	60, 111	6, 672	11.2
	大野市全体	中心市街地	対市シェア (%)																		
事業所数	495	94	18.9																		
従業者数(人)	2254	271	12.0																		
年間販売額(百万円)	37, 157	2, 774	7.5																		
売場面積(㎡)	60, 111	6, 672	11.2																		

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

① 低・未利用地が増えています。

平成6年と平成24年を比較すると、中心市街地において、空き家及び駐車場が約1.5倍増えています。

店舗や住宅を取り壊した後の土地の駐車場への転換により商店街の商業集積が阻害されていることなどから、中心市街地の空洞化と活力の低下が一層進み、さらに集客力や人口が減少して活力を失うという悪循環に陥っています。

中心市街地の空き家・駐車場・空き地（件）

	平6	平8	平12	平17	平19	平24
空き家	18	22	26	33	28	22
駐車場	19	23	26	35	33	32
空き地	2	3	4	2	3	7

（出典：商店街用途別利用状況調査結果報告書及び市産業振興課調べ）

② 人口及び世帯数が減少しています。

人口の郊外への流出により、中心市街地の人口及び世帯数が減少傾向にあり、中心市街地の活力の低下につながっています。

中心市街地の人口（人）

	平9	平14	平19	平24
大野市	41,682	40,499	38,455	35,963
中心市街地	3,474	3,147	2,820	2,525
割合	8.3	7.8	7.3	7.0

（出典：住民基本台帳）

中心市街地の世帯数（世帯）

	平9	平14	平19	平24
大野市	11,578	11,694	11,781	11,579
中心市街地	1,013	976	948	907
割合	8.7	8.3	8.0	7.8

（出典：住民基本台帳）

③ コミュニティーが衰退の傾向にあります。

人口減少と少子化・高齢化の進展により、自治会活動や自主防災活動が困難な町内が出始めるなど、地域のつながり、助け合い等が衰退傾向にあります。

高齢化率

	平19	平20	平21	平22	平23	平24
大野市	38,455	37,884	37,480	37,077	36,503	35,963
大野市のうち65才以上	10,681	10,748	10,844	10,839	10,676	10,669
中心市街地人口	3,844	3,731	3,657	3,558	3,496	3,424
中心市街地のうち65才以上	1,307	1,317	1,310	1,292	1,271	1,260
大野市の高齢化率	27.8	28.4	28.9	29.2	29.2	29.7
中心市街地の高齢化率	34.0	35.3	35.8	36.3	36.4	36.8

（中心市街地のうち65才以上人口は、中心市街地の隣接地のものを含む。）

（出典：住民基本台帳）

④ 商業活動が衰退しています。

大規模小売店舗の中心市街地域外への立地等により、事業所及び年間小売販売額が減少し、中心市街地全体の商業活動が衰退しています。

事業所数（店/%）

	平6	平9	平14	平16	平19
大野市	689	650	570	549	495
中心市街地	168	188	105	104	94
割合	24.4	28.9	18.4	18.9	19.0

従業者数（人/%）

	平6	平9	平14	平16	平19
大野市	2,611	2,392	2,529	2,359	2,254
中心市街地	553	594	373	334	271
割合	21.2	24.8	14.7	14.2	12.0

年間小売販売額（百万円/%）

	平6	平9	平14	平16	平19
大野市	48,355	48,937	39,601	36,995	37,157
中心市街地	7,613	7,526	3,920	3,166	2,774
割合	15.7	15.4	9.9	8.6	7.5

（出典：商業統計調査）

⑤ まとめ

本市の中心市街地は、人口の郊外流出、大規模小売店舗の郊外立地、中心市街地の事業所等の減少、空き店舗や低・未利用地の増加が商店街のさらなる衰退を招き、機能的な都市活動の確保、経済活力の維持に支障を生じています。

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

① 中心市街地の活性化を推進することは、奥越地域全体の発展に寄与すると考えられます。

本市は、福井県の東部に位置することから、中京圏からの東の玄関口に当たるとともに、奥越地域全体を管轄する国、県の事務所等が市内に多く存在し、北側に隣接する勝山市を含む奥越地域の中心都市となっています。

本市がこうした地理的条件を効果的に活用したまちづくりを進めることにより、本市の中心市街地に観光客によるにぎわいを呼び、その効果が郊外一帯に広がることにより、社会的・経済的なつながりも強い奥越地域全体への波及効果も期待できます。

② 総合計画との整合性が取れています。

まちづくりの将来像を「ひかりかがやき、たくましく、心ふれあうまち」とし、基本構想実現のための柱の一つ「産業が元気」の中で、「越前おおのの魅力あふれる活力あるまち」を基本

目標として定めています。

この基本目標の中で、中心市街地を人が集う、活気に満ちた城下町として再生させるため、地域住民の交流と、観光客などの来訪者のまちなかへの回遊性を高め産業の活性化を図る必要性や越前おおの結ステーションを活用した賑わいの創出、商店街や歴史的まち並みの魅力をさらに高めていくことが必要としています。

③ 都市マスタープランとの整合性が取れています。

市街地レベルの将来都市構造の基本方針として、

- ・将来の人口フレームに見合った適正な規模の市街地を設定し、コンパクトな市街地の形成に努めます。
- ・居住環境の向上、まちなか観光と連携した商業機能の再編などにより中心市街地の活性化を進め、個性豊かで風格と活力のある市街地を目指していきます。
- ・市民の暮らしを支えるため、「保健・医療・福祉サービスの総合機能」をはじめとする各種機能の充実と、各機能の相互連携による質の高いサービスの提供を図ります。
- ・中部縦貫自動車道の開通を見据え、市街地に人を呼び込むための情報発信機能を誘導します。

④ 越前おおの観光戦略プランとの整合性が取れています。

市街地レベルでの観光戦略基本施策として、

- ・前プランの計画期間中に整備を行った、越前おおのの魅力を体感する出発駅となる「越前おおの結ステーション」を活用し、まちなかに生じた賑わいを大きくし、周辺エリアへの拡大を目指します。
- ・越前大野城をはじめとして、七間朝市や寺町通り、御清水などの観光資源を有効に活用した新たな散策ルートを確立し、訪れた人がゆっくりのんびり楽しめる観光を推進します。さらには、商店街と連携し、まちなかで見学や体験ができるメニューづくりを行うとともに、安全で安心して歩けるまちなか観光を確立することで、まちなか遠足誘致促進事業等のさらなる利用促進を目指します。

⑤ まとめ

本市の中心市街地において、人が集う、活気に満ちた城下町再生を目指すため、市民、事業者、行政などあらゆる関係者が一体となって、コンパクトな市街地の形成やまちなか観光による交流人口の拡大を図るとともに、越前おおの結ステーション

	を活用した賑わいの創出、商店街や歴史的まち並みの魅力をさらに高めるまちづくりを目指します。 この賑わいの波及効果により、中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上が図られ、市全域をはじめ周辺地域への経済効果が期待されます。
--	--

3. 中心市街地の活性化の目標

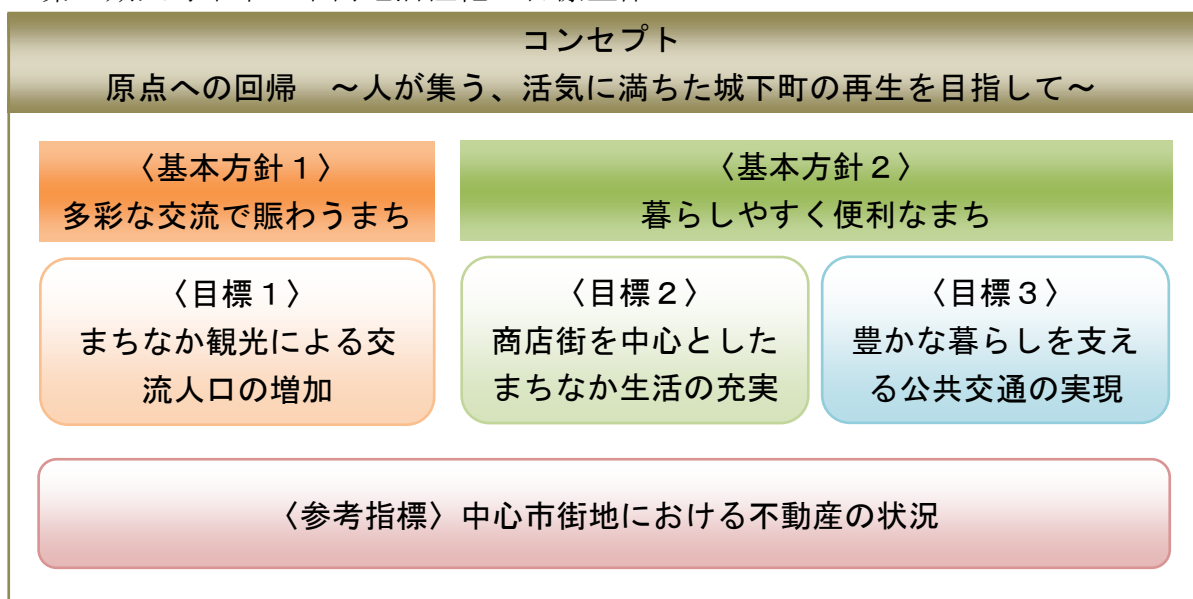
〔1〕 中心市街地活性化の目標

第1期計画では、まちの顔であり宝である中心市街地を今一度「人が集い、活気に満ちた城下町」に再生するため、まずは足元を固める時期と捉え、越前おおの結ステーションの整備をはじめとした各種事業を計画通りに着実に取り組んできました。

第2期計画においても、まちの顔であり宝である城下町の再生という方針は不変であることから、第1期計画のコンセプトや基本方針、目標を継続することとします。

しかしながら、引き続き進展している人口減少や高齢化等の課題を踏まえ、第2期計画においては、1つの目標と参考指標を新たに追加することとします。

■ 第2期大野市中心市街地活性化の目標全体



■ 第2期大野市中心市街地活性化の目標

〈目標1〉 まちなか観光による交流人口の増加

人口約3.6万人の地方小都市である本市においては、引き続き人口減少が予測されることから、観光客などの交流人口が増加することで中心市街地における消費活動を促し、地域経済の活性化に繋げていくことが必要となります。

城下町ならではの歴史的・文化的資源、自然環境、食などの地域資源を磨き、子どもから高齢者までの幅広い層がまちなか散策を楽しめ、さらに、地域住民との多彩な交流ができる、個性あるまちとすることで、多彩な交流により賑わいある中心市街地を目指していきます。

〈目標2〉 商店街を中心としたまちなか生活の充実

暮らしやすいまちには、様々な場面において利便性、快適性等が求められ、これらはそのまちが持つ大きな魅力となります。

中心市街地の中核的存在である商店街は、こうした魅力を創出する主役として大きな役割を担っており、生活者や訪れた人達に、利便性の高い様々なサービスが提供される空間の形成が求められています。

こうしたことから、現在、商店街にストックされている様々な資源を有効に活用するとともに空き家空き店舗の増加が予想される中で新規出店を促し、子どもから高齢者までの幅広い層が快適に暮らしやすく楽しむことができる空間を形成することで、商店街を中心とした充実したまちなか生活の再生を目指していきます。

〈目標3〉 豊かな暮らしを支える公共交通の実現

本市は、福井県内最大の約872平方キロメートルと広大であり、中心市街地周辺以外には、公共施設、医療福祉施設、商業施設などが少なく、多くの人が中心市街地まで車を利用し、買い物や通院を行っています。

身近な移動手段である公共交通は、高齢者や学生などの移動制約者、今後高齢化の進展により自動車を運転できなくなる人達にとっては、豊かな日常生活を営む上で必要不可欠です。平成21年に実施した市民意識調査（第五次大野市総合計画策定時）では、「将来、大野市が活気のあふれるまちになるために必要なもの」の項目の中で、公共交通網の整備やバス路線の整備拡充など、公共交通に関する三つの項目の必要性が高くなっており、公共交通の利便性の向上は、これからの人口減少、高齢社会を迎える上で求められています。

中心市街地に今ある既存ストックを有効に活用し「暮らしやすく便利なまち」を実現するため、公共交通の利便性を向上させ、誰もが円滑にまちなかに訪れることができる環境づくりと、環境にやさしい持続可能なまちの実現を目指していきます。

〈参考指標〉 中心市街地における不動産の状況

本市の中心市街地は、越前大野城や430年以上残る町割りを始め歴史的な景観、風情が残された城下町です。この城下町という資源は、交流人口の増加に向けた鍵であり、また、市民にとっては、城下町と共に生活する中で自然と育まれた文化や誇りがつまった財産であり、後世に遺していきたいと願うものです。まさに中心市街地＝城下町は、まちの「顔」でありまちの「宝」といえます。

第2期計画においては、この城下町を形成する中心市街地の不動産（主に商店街等に面する不動産）の利用状況等の把握を行い、城下町の再生を目指していきます。

〔2〕 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、平成25年4月から、目標達成のための事業が完了し、事業の効果が表れると考えられる平成30年3月までの5ヵ年とします。

〔3〕数値目標指標の設定の考え方

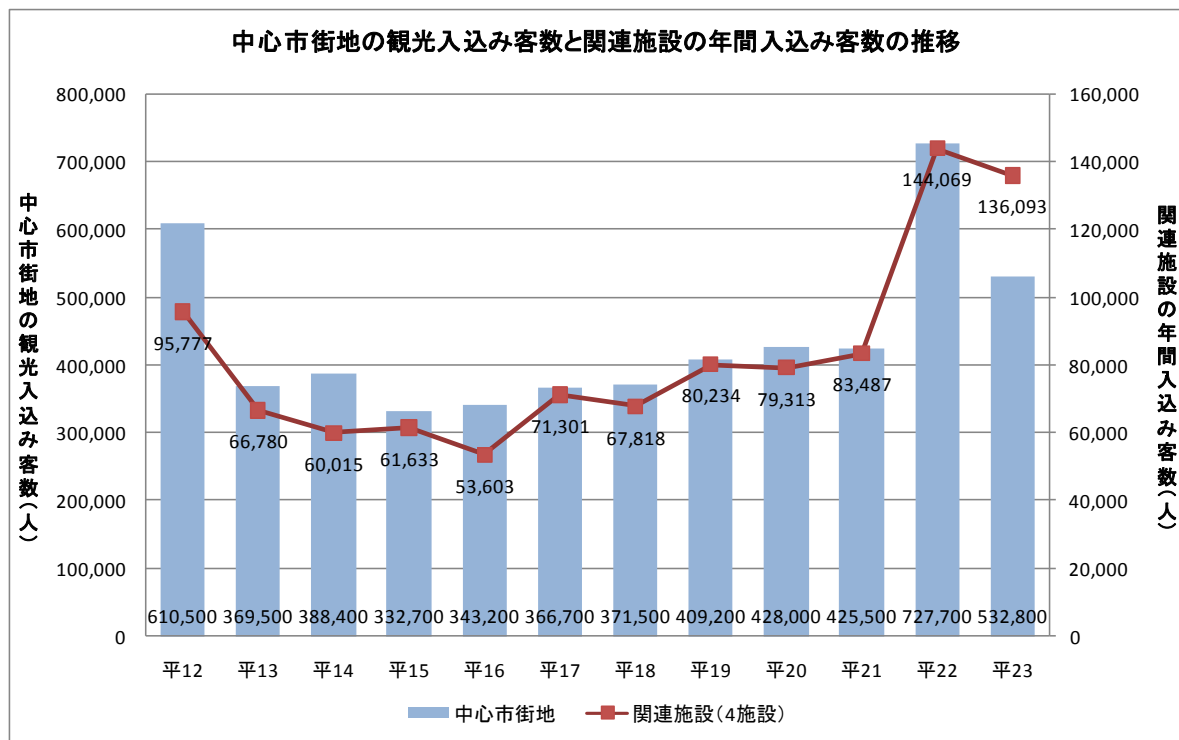
（１）目標１ 「まちなか観光による交流人口の増加」の達成状況を示す指標

「まちなか観光による交流人口の増加」に関しては、第１期計画においては、中心市街地の観光入込み客数が客観的に測定可能な指標として適さないと判断し、中心市街地の観光入込み客数と増減の傾向が良く似ており、客観的に測定が可能な市内主要施設の年間入込み客数を、達成状況を示す指標として代用していました。

また、主要施設としてあげた「平成大野屋」、「越前大野城」、「民俗資料館」、「武家屋敷旧内山家」の４施設の年間入込み客数は、従前から把握していたものであり、連続して状況を把握することが可能でした。

そこで、第２期計画においても、第１期計画からの継続性や客観性を重視し、また、市民や商業者にも理解されやすい「**関連施設の年間入込み客数（中心市街地主要４施設）**」を指標として設定します。

なお、第１期計画において関連施設として想定していたものの、施設の管理運営の方針から結果的に正確に数値を把握することが困難となった「旧大野藩主武者溜（藩主隠居所）」の１施設については、関連施設から除くこととします。



（２）目標２ 「商店街を中心としたまちなか生活の充実」の達成状況を示す指標

暮らしやすく賑わいと魅力があふれる中心市街地とするためには、身近な商店街において暮らしに必要なサービスが受けられる利便性や快適性が求められ、これを実現することにより、商店街を往き来する人も増えていきます。

中心市街地の賑わい度を測る目安としては、空き店舗数や居住人口なども考えられますが、端的に示す指標としては、中心市街地の来街者数の動向を把握することがで

きる歩行者通行量が適当と考えられます。

また、中心市街地に位置する各商店街等の主要地点における歩行者通行量は定期的なフォローアップが可能であり、市民や商業者にも理解されやすい指標でもあります。

第1期計画では「1日当たりの歩行者通行量」を目標指標に設定し、10月におけるイベントの無い1休日に6地点で歩行者通行量を調査していました。また、平成21年度からは参考数値として5月の数値も測定しています。

第2期計画においては、この5月の値を追加し、春（5月）と秋（10月）におけるイベントの無い「1日当たりの歩行者通行量（休日）」の合計値を目標指標として設定します。なお、第2期計画においては第1期計画からのエリア拡大に伴い、調査地点を1地点増やし、7地点における歩行者通行量とします。

（3）目標3 「豊かな暮らしを支える公共交通の実現」の達成状況を示す指標

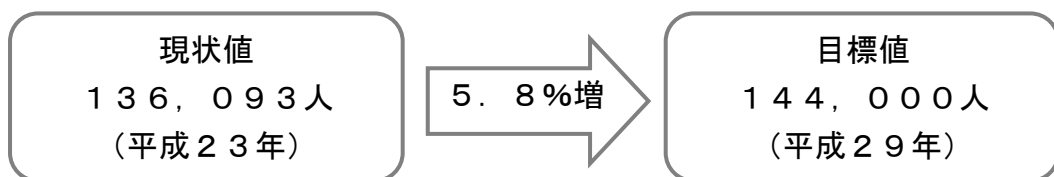
本市では、平成21年度から「地域の自立と市民の豊かな暮らしを支える、持続可能な公共交通の実現」を目標に、まちなか循環バスや乗合タクシーなどの試験運行を行い、運行ルートやダイヤについて検証し、平成24年度から本格運行を開始しているところです。

よって、豊かな暮らしを支える公共交通の実現を図る指標としては、「まちなか循環バス、乗合タクシーの利用者数」が適当と考えられます。また、まちなか循環バス、乗合タクシーの利用者数は、交通事業者が自ら調査を行い定期的にフォローアップが可能であり、市民に理解されやすいことから指標として設定します。

〔4〕具体的な数値目標の考え方

（1）「まちなか観光による交流人口の増加」に関する数値目標

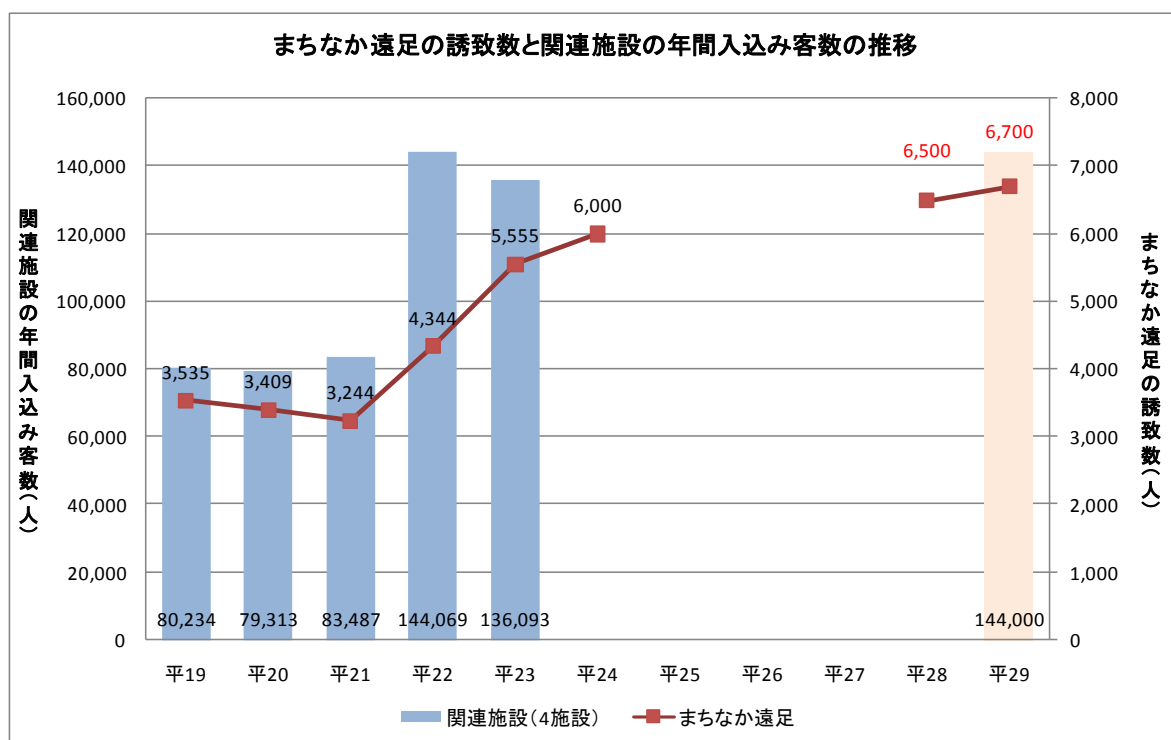
○関連施設の年間入込み客数（中心市街地主要4施設）



1) 越前おおのおもてなし事業

第1期計画では、来訪者をまちなかに誘導する越前おおの結ステーション、城下町東広場（観光交流センター整備事業）の整備により、観光バスの駐車台数が41台純増しました。第2期計画では観光客等をまちなかに呼び込む取組の一つとして「越前おおのおもてなし事業」を実施します。

同事業の中には、小中高校生の遠足等の誘致を行う「まちなか遠足誘致事業」があり、これまでの推移等は以下のとおりとなっています。



第2期計画では、越前おおのの城下町散策と隣接市にある県立恐竜博物館（来館者数年間50万人以上）との広域での連携を図るなど誘客の魅力を高め、さらに誘致を促進していきます。平成24年3月に策定した「越前おおの観光戦略プラン」では、平成28年度にまちなか遠足の入込数6,500人（65校）を目標としており、同様に推移した場合、2期計画終期の平成29年度には6,700人（67校）が目標となります。基準となる平成23年度の実績が5,555人であったことから、まちなか遠足の参加者が関連4施設のうち駐車場に隣接する「平成大野屋」を訪れると想定し、その効果を以下の通りとします。

$$6,700人 - 5,555人 = 1,145人 \quad \dots A$$

また、越前おおのおもてなし事業の中には、高齢者及び団塊の世代に対しまちなか散策を誘致する「シルバーエイジまちなか散策誘致事業」も含まれています。「越前おおの観光戦略プラン」では平成28年に5,000人（130団体）を目標とし、まちなか遠足と同様に考えると、平成29年度には5,250人が目標となります。平成23年度の実績が2,830人（震災の影響等により前年比3,666人減）であったことから、同事業参加者が関連4施設のうち駐車場に隣接する「平成大野屋」を訪れると想定し、その効果を以下の通りとします。

$$5,250人 - 2,830人 = 2,420人 \quad \dots B$$

2) 歴史的建造物保存整備事業及び亀山公園整備事業

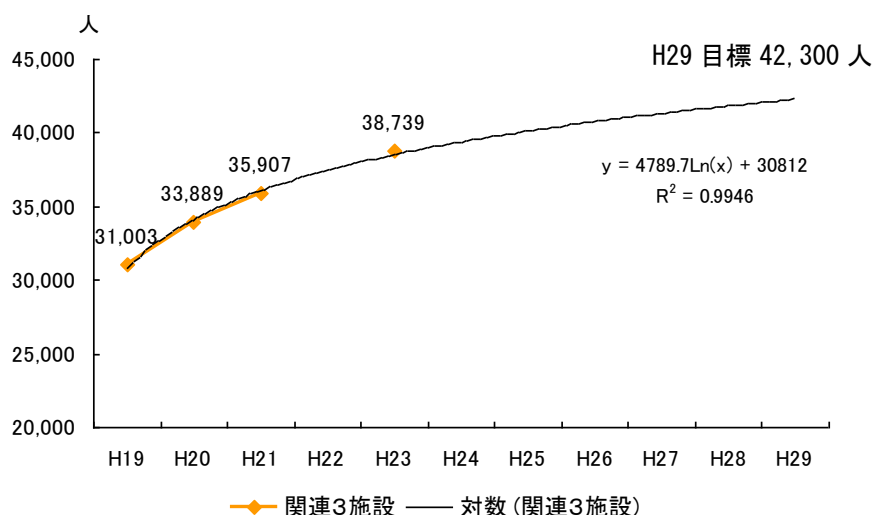
430年の歴史的な城下町の魅力をさらに高め、観光客等をまちなかに呼び込む取組みとして、市指定史跡である「田村又左衛門家屋敷」の保存と活用のための整備を行います。整備後は、大野藩上級武士の暮らしがわかる施設として一般公開を予定しており、目標指標のうち武家屋敷旧内山家、民俗資料館、越前大野城の3施設（飲食・

物販施設である平成大野屋を除く）との相乗効果が期待できるものであります。

また、越前大野城が築かれる亀山公園においても、園路の改修などを実施し、訪れる市民や観光客等にやさしい公園としていきます。

ここで、関連３施設（武家屋敷旧内山家、民俗資料館、越前大野城）の年間入込み客数の推移は以下の通りとなっています（平成２２年度は通年でイベントを実施した越前大野城築城４３０年祭により入込み客数が突出しているため除外しています）。

関連３施設の年間入込客数の推移



関連３施設への入込み数に相乗効果が期待できる歴史的建造物保存整備事業や亀山公園整備事業を実施することで、平成２３年度に３８，７３９人であった関連３施設の入込数を平成２９年度には４２，３００人を目標とします。

$$42,300 \text{ 人} - 38,739 \text{ 人} = 3,561 \text{ 人} \quad \dots C$$

３）まちなかなビゲート事業

越前おおの結ステーション内の輝（キラリ）センターにおいて、第２期計画で実施される「お宝探検ツアー（仮称）」等のまちなかで実施されるイベントやまちなかの見どころ等の情報を提供する「まちなかなビゲート事業」を実施します。

同事業の利用者の推移は、越前大野城築城４３０年祭を開催した平成２２年度が４１，２４６人、平成２３年度は３８，１９８人となっています。平成２９年度は４３０年祭を開催した平成２２年度と同様の実績を目標とし、利用者の３割が関連４施設のいずれかを訪れると想定し、その効果を以下の通りとします。

$$(41,246 \text{ 人} - 38,198 \text{ 人}) \times 0.3 = 914 \text{ 人} \quad \dots D$$

平成２９年の目標値は、平成２３年の基準値に上記ＡからＤの人数を加算し、

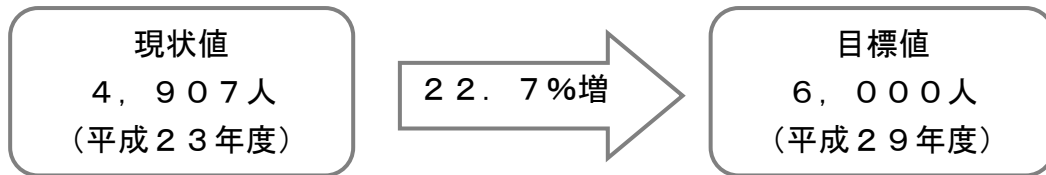
基準値： １３６，０９３人

Ａ～Ｄ： １，１４５人＋２，４２０人＋３，５６１人＋９１４人＝８，０４０人

合計： １４４，０９３人 → 目標値 １４４，０００人

(2)「商店街を中心としたまちなか生活の充実」に関する数値目標

○1日当たりの歩行者通行量(休日) 春・秋の合計値



■数値目標の積算

1) 中心市街地商店街賑わい集客施設整備事業(仮称)

中心市街地商店街賑わい集客施設整備事業(仮称)により、商店街に不足している業種や高齢化が進展する本市及び中心市街地において、地域コミュニティを補完する機能等を提供する施設を整備します。

当該事業は、平成25年度から地域の商業量や商店街等に求められる機能の調査・分析を実施し、調査・分析結果に基づき事業計画を立案するものです。従って、事業計画は具体化していないものの、事業の効果を以下の通りとします。

休日1日の利用者数100人（各店舗や施設の利用者を合計した総利用者数）
通行量の増加分 $100人 \times 2（往復） \div 2 = 100人$ …… A

※整備予定地は立地場所の関係から、駐車場の設置が想定されません。観光協会や越前おおの結ステーション等の近隣駐車場からの徒歩での来訪が想定されるため、観光協会及び七間本陣の歩行者通行量が増加します。

2）城下町南広場整備事業（仮称）及び六間通り（国道476号）の整備

現庁舎跡に、まちなか観光の駐車場やイベントなどが出来る集いの場とし、さらにはヘリポート等の防災機能を併せ持った多目的広場を整備します。また、越前大野駅前を通り越前おおの結ステーションへ繋がる「六間通り」について、歩道幅の拡幅や無電柱化、ベンチや親水空間の整備、自転車と歩行者の通行帯分離等の整備（地域自主戦略交付金事業）を実施します。これら2つの事業により市民が楽しくまちなかを散策できる環境を整え、まちなかへの来街動機を高めるとともに回遊性の向上が期待できます。

ここで、越前おおの結ステーションを整備した際、同施設付近の調査地点（平成大野屋前）の通行量が約35%増加（793人から1,075人へ）したことから、当該2つの事業により、調査地点である六間通りにおける市民の通行量増加を20%と見込みます。平成23年の六間通りの通行量が378人であったことから、その効果を以下の通りとします。

$378人 \times 0.2 \times 2（往復） = 151人$ …… B

3）歴史の道再生事業及び新にぎわい商業ゾーン形成事業

歴史の道再生事業や秋に実施を予定している「お宝探検ツアー（仮称）」等を含む新にぎわい商業ゾーン形成事業等の中心市街地内の回遊性を高める事業を実施することで、観光協会のある七間通りの歩行者の一部が五番通り、春日通りへ流れることが期待されます。

これらまちなかの回遊性を高める事業により、観光協会へ立ち寄った方のうち20%が、新たに調査地点である五番通り及び春日通りへ足を伸ばすと想定すると、平成23年度の観光協会利用者の実績から、五番通り及び春日通りの2地点の歩行者通行量は、以下の通りとなります。

5月の1休日の観光協会利用者数の平均は、152人（1,673人÷11休日）であることから、5月の歩行者通行量増加分は、

$（152人 \times 0.2） \times 2地点 \times 2（往復） \div 2 = 121人$

10月の1休日の観光協会利用者数の平均は、167人（1,507人÷9休日）であることから、10月の歩行者通行量増加分は、

$（167人 \times 0.2） \times 2地点 \times 2（往復） \div 2 = 133人$

合計 $121 + 133 = 254$ 人

・・・C

4) その他（観光客誘致による歩行者通行量の増加）

平成29年度には中心市街地の関連4施設への入込客数が約8,000(人/年)増える見込みであり、これら交流人口の増加により歩行者通行量も純増します。

ここで、平成23年度の通行量調査地点である観光協会の利用状況は、休日の利用者が全体の47.3%を占めていることから、休日の歩行者通行量の増加分は、

$$8,000人 \times 0.473 = 3,784人$$

また、年間のまちなか観光に占める5月と10月分の入込数の割合は、平成19年から23年までの実績を平均すると5月が12%、10月が23%となっていることから、5月及び10月の観光客による歩行者通行量の増加を以下の通りとします。

5月の1休日分

$$3,784人 \times 0.12 \div 11休日 \div 41人$$

10月の1休日分

$$3,784人 \times 0.23 \div 9休日 \div 97人$$

合計 $41人 + 97人 = 138人$

・・・D

平成29年度の目標値は、平成23年度の基準値に上記AからDの人数を加算し、

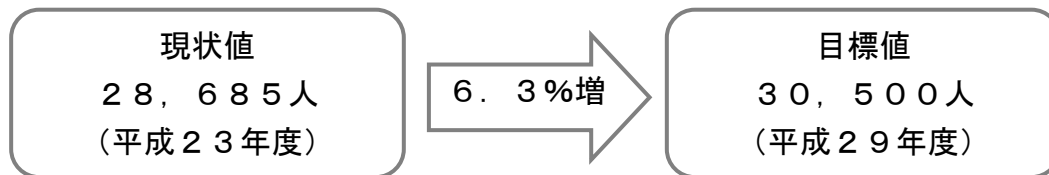
基準値： $4,907$ 人

$$\begin{aligned} A \sim D: & (200人 + 151人) \times 2(5, 10月分) + 254人 + 138人 \\ & = 1,094人 \end{aligned}$$

合 計： $6,001$ 人 → 目標値 $6,000$ 人

(3)「豊かな暮らしを支える公共交通の実現」に関する数値目標

○まちなか循環バス、乗合タクシー利用者数（年間）



■数値目標の積算

1) 市民ホール整備事業

市民ホール整備事業は、新庁舎内に展示やイベント会場に利用できるギャラリーのほか、市政に関する情報を提供する情報コーナーを設けるものです。また、新庁舎の隣には城下町南広場整備事業（仮称）により市民等が集う多目的広場を整備します。

上記2事業は、既存の平成大野屋二階蔵（市民展示等で利用）と越前おおの結ステーション多目的広場との関係に機能が似ていることから、その事業効果を、「結ステーション停留所」の利用者数を基に算出すると、

平成23年度の結ステーション停留所利用者数 $1,827$ 人

(内訳) まちなか循環バス

平均利用者数 3. 4 人/日 × 3 6 1 日 (運行数) = 1, 2 2 7 人
乗合タクシー

平均利用者数 2. 4 人/日 × 2 5 0 日 (運行数) = 6 0 0 人

ここで、結ステーション停留所周辺には、平成大野屋や武家屋敷旧内山家といった観光関連施設があります。平成 2 3 年度において、これら施設の利用者を控除した二階蔵の利用者数が 1 8, 1 7 5 人、平成大野屋と武家屋敷旧内山家の利用者数の合計が 1 0 7, 3 8 9 人であったことから、その事業効果は以下の通りとなります。

(結ステーション停留所利用者数) × $\frac{\text{(二階蔵利用者数)}}{\text{(二階蔵+平成大野屋+内山家利用者数)}}$

1, 8 2 7 人 × 1 8, 1 7 5 人 ÷
(1 8, 1 7 5 人 + 1 0 7, 3 8 9 人) ÷ 2 6 4 人 …… A

2) バス停留所整備及び城下町南広場整備事業 (仮称)

第 2 期計画では、広域路線バス、まちなか循環バス、乗合タクシーの共通の停留所として、中心市街地における医療機関や金融機関、商店街との接続拠点である大野六間バス停留所 (上下 2 箇所) を整備します。当該停留所は、新たに雨や雪を避けて待つことができるよう上屋やベンチの整備を行い、利便性を高め利用の促進を図ります。

また、六間通り整備事業による水の見える修景施設などの景観整備により利用者数の増加を図ります。

バス停留所の整備を含む六間通り整備事業や城下町南広場整備事業 (仮称) の効果は、目標指標である歩行者通行量と同様に考えると、六間通りを訪れる方が 2 0 % 増加します。よって、これら事業による効果を以下の通りとします。

平成 2 3 年度の六間停留所利用者数 2, 8 6 6 人

(内訳) まちなか循環バス

平均利用者数 5. 1 人/日 × 3 6 1 日 = 1, 8 4 1 人
乗合タクシー

平均利用者数 4. 1 人/日 × 2 5 0 日 = 1, 0 2 5 人

2, 8 6 6 人 × 0. 2 = 5 7 3 人 …… B

3) 高齢者ゆうゆう購買促進事業及び市内路線バス等運行事業

共通ポイントカードを付与するなど、商店街とまちなか循環バスや乗合タクシーの連携を図ることで、今後増加が見込まれる高齢者等の移動制約者が、まちなかに訪れる機会を誘発し、公共交通の利用が促進されます。また、市内路線バス運行事業により、商店街など利用者のニーズに応じて乗合タクシーの停留所等を新設することで、まちなか循環バスや乗合タクシーの利便性を高めていきます。

ここで、自動車の運転が困難になってくるケースの多い 7 0 歳以上の人口は、平成 2 3 年が 8, 3 8 4 人 (国勢調査結果からの推計値)、平成 2 9 年が 8, 6 6 7 人 (国立社会保障人口問題研究所数値からの推計値) と約 3. 4 % 増加します。この増加分を、上記 2 事業によるまちなか循環バス、乗合タクシーへの効果に転化するとし、そ

の効果は以下の通りとなります。

平成23年度まちなか循環バス、乗合タクシー利用者数 28,685人

$$28,685人 \times 0.034 = 975人$$

平成29年度の目標値は、平成23年度の基準値に上記AからDの人数を加算し、

基準値： 28,685人

A～D： 264人+573人+975人=1,812人

合計： 30,497人 →

目標値 30,500人

【5】フォローアップの考え方

それぞれの目標値について、以下の方法で数値を把握し、越前おおの中心市街地活性化協議会等に報告します。

（1）関連施設の年間入込み客数（中心市街地主要4施設）

毎年1回、関連施設の年間入込み客数（中心市街地主要4施設）を把握し、その効果を検証したうえで、状況に応じて目標達成に向けた措置を講じます。

（2）1日当たりの歩行者通行量

毎年春と秋の2回、中心市街地内7地点で歩行者通行量を把握し、その効果を検証したうえで、状況に応じて目標達成に向けた措置を講じます。

（3）まちなか循環バス、乗合タクシー利用者数

毎年1回、まちなか循環バス、乗合タクシーの利用者数を把握し、その効果を検証したうえで、状況に応じて目標達成に向けた措置を講じます。

（4）その他（中心市街地における不動産の状況把握）

毎年1回、城下町を形成する中心市街地の不動産（主に商店街等に面する不動産）の利用状況等の把握を行うとともに、状況に応じて措置を講じます。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

（1）現状分析

1) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業

本市の中心市街地は、金森長近公により東西六条、南北六条の碁盤の目の城下町で、碁盤目状の町割は400年以上経った現在もほぼ当時の姿で継承され伝統的な町家も数多く残っています。この町並みは市の宝であり、まちなか観光に求められる貴重な資源となっているため、第1期計画に引き続き土地区画整理事業及び市街地再開発事業による新たな整備の必要性は低いものと認識しています。

2) 道路

本市では、車社会への対応を優先した反面、歩きやすいまちづくりという視点が欠けていたことから、市民全体が過度に自動車に頼りすぎたまちになっています。今後は、自動車優先から歩行者や自転車にやさしいまちづくりへの転換が求められています。

3) 公園

中心市街地内には亀山公園と山王公園があり、そのうち特に亀山公園は、越前大野城址があり歴史的価値が高く、「日本の歴史公園百選」に選定されるなど市民のシンボルともいえる風致公園となっています。しかし、市民アンケート結果からは中心市街地内に市民が憩える公園等が不足しているといえます。

4) 景観形成

本市では「大野市水のみえるまちづくり計画」に基づき、亀山周辺やJR越前大野駅等を中心に、水を体感できる、水のみえるまちの復活を目指した事業を計画的に進めています。また、「街なみ環境整備事業」による景観助成制度では、景観形成地区を中心に平成23年度までに14棟が整備され、城下町の町並みが形成されつつありますが、エリアとして統一されていないなど線や面への広がりになっていません。

（2）事業の必要性

これらの現状を踏まえた市街地の整備改善に関する事業の必要性は、以下のようになります。

1) 道路

まちなかの回遊性や通過性をより一層向上するため、六間通りにおいては、歩道の拡幅や段差の解消、自転車専用通行帯を設けるなど、玄関口を結ぶ道路として、だれもが安心できる賑わいのある道路へと整備していきます。

また、まちなかへの案内サインが解り難いため、国県道、市道の案内看板を、観光客等の来訪者にとって分かりやすいものに更新し、まちなかへのアクセスを向上させます。

2) 公園

観光客用駐車場の他に、市民の交流や観光客が集うイベント用広場として、現

庁舎跡地に「城下町南広場（仮称）」を整備し、中心市街地に来訪者が集う場を提供します。また、亀山公園については、越前大野城を訪れる観光客も多く散策の場として市民にも親しまれているため園路の改修などを実施します。

3) 景観形成

旧城下町地区には、町家や武家屋敷が残っており、良好な景観形成に努めることで観光や地域の活性化に大きな役割を果たすため、これらを保全するとともに、城下町のまちなみに調和するような建物づくりを誘導します。

(3) フォローアップの考え方

平成25年度から毎年度完了又は継続している事業について進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進など改善措置を講じます。また、計画期間満了時点においても進捗調査を行い、効果の検証を行います。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 1. 観光交流センター整備事業 【内容】 木造平屋の建屋2棟の整備 【実施時期】 平成26年度～27年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、イベント時の物産品販売や来訪者の休憩スペースなど多目的に使用できる賑わい創出を担った建屋を整備する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 【実施時期】 平成26年度～27年度	

【事業名】 2. 防災倉庫整備事業 【内容】 S 造 2 階建て備蓄倉庫の整備 【実施時期】 平成 2 5 年度～ 2 7 年度	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、災害時における安全性を高めるため広場整備に併せ防災倉庫を整備する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 【実施時期】 平成 2 5 年度～ 2 7 年度	
【事業名】 3. 亀山公園整備事業 【内容】 亀山公園の園路の改修や公園施設整備等 【実施時期】 平成 2 0 年度～ 2 9 年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、亀山公園に園路、広場等を整備するとともに、四季の移ろいを感じられる環境整備を行うことで、歴史と自然が融合した空間や市民や観光客の潤いとやすらぎの空間を形成する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 【実施時期】 平成 2 0 年度～ 2 9 年度	
【事業名】 4. バス停留所整備事業 【内容】 六間通り（国道 4 7 6 号）でバス停留所の整備 【実施時期】 平成 2 9 年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、六間通り（国道 4 7 6 号）の歩道拡幅に伴い、公共交通利用者の便益施設として停留所を整備する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 【実施時期】 平成 2 9 年	

			度	
【事業名】 5. 都市景観推進事業（屋外広告物改修促進事業） 【内容】 大野市屋外広告物条例の施行により、既存不適格となる中心市街地の広告物等の改善、除去に対し経費の一部を助成 【実施時期】 平成24年度～29年度	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、大野市屋外広告物条例により既存不適格となった広告物等の改善、除去に対して経費の一部を助成することで、まちなかの良好な景観形成を促進し、まちなか生活の充実が期待される事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 【実施時期】 平成24年度～29年度	
【事業名】 6. 街なみ環境整備事業（城下町地区） 【内容】 城下町のまちなみに調和する建築物の新築、改築等を行う者に対する補助（七間通り・五番通り・寺町通り） 【実施時期】 平成17年度～29年度	建物所有者等	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、旧城下町地区のまちなみに調和する建築物等の新築、改築等に係る工事費のうち、外観に係る経費等を補助することにより、城下町としての魅力を高める景観を形成する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 【実施時期】 平成27年度～29年度	
【事業名】 76. 背割水路整備事業 【内容】 背割水路の水の流れを復活させ、「水」を体感できる空間を整備 【実施時期】 平成26年度～28年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、歴史ある中心市街地の生活文化である背割水路について、水の流れを復活させることにより、市民や観光客等が「水」を体感でき、癒しや潤	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 【実施時期】 平成26年度～28年	

		いある空間を形成する事業です。	度	
【事業名】 77. 結の故郷づくり交付金事業 【内容】 地域づくり団体が企画立案し実施する地域づくり事業に対し経費の一部を助成 【実施時期】 平成26年度～29年度	市 大野地区 まちづくり推進協議会	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、推進協議会が亀山公園東側斜面の環境整備を行い、市民や観光客をもてなし潤いのある空間を形成する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 【実施時期】 平成26年度～27年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 6. 街なみ環境整備事業（城下町地区）[再掲] 【内容】 城下町のまちなみに調和する建築物の新築、改築等を行う者に対する補助（七間通り・五番通り・寺町通り） 【実施時期】 平成17年度～29年度	建物所有者等	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、旧城下町地区のまちなみに調和する建築物等の新築、改築等に係る工事費のうち、外観に係る経費等を補助することにより、城下町としての魅力を高める景観を形成する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 【実施時期】 平成17年度～29年度	
【事業名】 7. 地域自主戦略交付金事業 【内容】 一般国道476号（通称：	福井県	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指	【支援措置】 地域自主戦略交付金（道路事業）	

六間通り) について自転車歩行者空間の整備、無電柱化等を実施 事業延長 : L = 1, 170 m 【実施時期】 平成 23 年度 ~ 28 年度		すもので、大野市のシンボルロードとして市民に親しまれ、周辺の市役所や図書館などへの連絡路として、自動車、歩行者・自転車交通量ともに多い六間通りについて、安全安心な自転車歩行者空間を創出します。また、電線類の地中化により越前大野城への眺望を改善する等、城下町としての魅力を高める景観を形成する事業です。	【実施時期】 平成 23 年度 ~ 28 年度	
【事業名】 9. 道標でやさしいまちづくり事業 【内容】 国県道、市道の案内看板の撤去、新設、更新 【実施時期】 平成 22 年度 ~ 平成 25 年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、国県道、市道の案内看板を、観光客等の来訪者にとって分かりやすいものに更新することにより、まちなかへのアクセスを向上させる事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業と一体の効果促進事業） 【実施時期】 平成 22 年度 ~ 25 年度	
【事業名】 10. 鍬掛新庄東中線外 8 路線 【内容】 市道の道路標識の撤去、新設、更新 【実施時期】 平成 25 年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、国県道、市道の道路標識を、観光客等の来訪者にとって分かりやすいものに更新することにより、まちなかへのアクセスを向上させる事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業と一体の効果促進事業） 【実施時期】 平成 25 年度	
【事業名】 11. 自転車を活用したまちづくり事業	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街	【支援措置】 社会資本整備総合交付	

〔内容〕 自転車を活用したまちづくり計画に基づき、自転車走行空間や駐輪場の整備、自転車利用促進PR 〔実施時期〕 平成24年度～		を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、環境保全や健康志向の高まりを受け自転車の子どもや高齢者が安全安心にまちなかを回遊することができる環境を形成する事業です。	金（道路事業と一体の効果促進事業） 〔実施時期〕 平成25年度～29年度	
〔事業名〕 13.（仮称）城下町南広場整備事業 〔内容〕 三番市庁舎新庄線の観光客用駐車場やイベント広場、防災機能を備えた多目的広場を整備 〔実施時期〕 平成25年度～27年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、不足する観光客用及び長距離ドライバー用の駐車場や、交流促進のためのイベント広場に加え、ヘリポート等の防災機能を併せ持った多目的広場を整備する事業です。	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（道路事業） 防災・安全交付金（道路事業と一体の効果促進事業） 〔実施時期〕 平成25年度～27年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 3. 亀山公園整備事業〔再掲〕 〔内容〕 亀山公園の園路の改修や公園施設整備等 〔実施時期〕 平成20年度～29年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、亀山公園に園路、広場等を整備するとともに、四季の移ろいを感じられる環境整備を行うことで、歴史と自然が融合した空間や市民や観光客の潤いとやすらぎの空間を形成する	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 社会資本整備総合交付金（街なみ環	

		事業です。	境整備事業)	
			【実施時期】 平成 20 年度～29 年度	
【事業名】 12. 道整備交付金事業 【内容】 市道三番市庁舎新庄線の整備 歩道幅員を 2.5m から自転車歩行者道幅員 4.0m へ拡幅 事業延長 L=320m 【実施時期】 平成 23 年度～26 年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、国道 158 号と中心市街地を結ぶ市道を改良し、さらに自転車歩行者道を整備することにより、地域住民や来街者の利便性を向上する事業です。	【支援措置】 地域再生基盤強化交付金（道整備交付金） 【実施時期】 平成 23 年度～26 年度	
【事業名】 18. 上水道拡張事業（国道 476 号） 【内容】 寺町通り～本町通り L=800m（400m×両側） 【実施時期】 平成 25 年度～26 年度	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、六間通り（国道 476 号）の歩道拡幅に伴い、上水道を整備し、安心して安全な水を供給するとともに、消火栓の設置など災害に強い居住環境を提供する事業です。	【支援措置】 水道水源開発等施設整備費 【実施時期】 平成 26 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 14. 歴史の道再生事業 【内容】	市 越前おおの中心市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中	【支援措置】 新にぎわい商業ゾーン	

本町、七間、五番、横町、春日の各通りに提灯を設置 【実施時期】 平成25年度～26年度	街地活性化協議会 （株）結のまち越前おの	心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、美濃街道（本町、七間、五番、横町、春日の各通り）沿いの商店に提灯を設置し、城下町としての景観形成に寄与するとともに、災害時における緊急用の照明として活用することにより、安全で安心な居住環境を形成する事業です。	形成事業補助（県補助） 【実施時期】 平成25年度～26年度	
【事業名】 15. 歩行者にやさしいまちづくり事業 【内容】 来街者や生活者の安全性の確保を図るため通行規制、駐車規制等を協議する協議会の設置 【実施時期】 平成20年度～	越前おのの中心市街地活性化協議会	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、主要な通りにおける自動車の通行・駐車規制について商店街等の合意を形成し、生活者や来街者にとってやさしいまちを創出する事業です。		
【事業名】 90. 上水道拡張事業（春日通り） 【内容】 市道春日糸魚篠座線（春日通り）に配水管を布設 【実施時期】 平成28年度～29年度	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、春日通りに上水道の配水管を布設することで、生活環境を改善し、まちなか生活の充実を図る事業です。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

（1）現状分析

1）教育文化施設

中心市街地における教育文化施設は、亀山公園の越前大野城をはじめ、民俗資料館及び武家屋敷旧内山家が立地しています。これらの施設についてはまちなか観光客の増加や亀山公園整備に伴い市民が訪れる機会が増え、入館者数が増加傾向にあります。歴史ある中心市街地の魅力をより高めるため歴史的な資源の保存や利活用を推進していく必要があります。

また、平成18年には県立大野高校跡地に、有終西小学校、生涯学習センター及び大野公民館の複合施設である学びの里「めいりん」が建設され、多くの市民に利用されています。大野市図書館及び大野市歴史博物館については、大野市役所に隣接して立地しています。

2）医療施設及び社会福祉施設

医療施設については、本市には総合病院はありませんが、中心市街地には、現在、外科、内科などの医療施設が7箇所あり、身近なかかりつけ医としての医療施設は充足しているという状況です。

また、平成24年には、子育て世代から高齢者まで、すべての市民が安心して生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉サービスをワンストップで提供する「結とびあ」が整備されました。

3）公共施設

中心市街地には、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設などの都市福利機能は集積している状況にありますが、行政サービスを提供する市庁舎については、昭和37年に建設され、経年劣化が著しく、平成3年度に実施した老朽度調査においては耐震性の問題を指摘されています。さらに、近年、全国的に大規模地震や豪雨被害など大規模災害が発生する中で、現庁舎が市民の生命と財産を守る防災の拠点としての機能を果たすことができるか、また、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応庁舎であるのか、といった観点から最適な時点を踏まえ検討が求められています。

（2）事業の必要性

これらの現状を踏まえた都市福利施設に関する事業の必要性は、以下のようになります。

1）教育文化施設

教育施設については、学びの里「めいりん」が、有終西小学校と生涯学習センター等との複合施設として機能しています。

文化施設については、城下町の歴史を現在に伝え、また、越前大野城等との相乗効果により交流人口の増加に寄与する歴史的建造物の保存整備が必要となっています。

2）医療施設及び社会福祉施設

本市及び中心市街地の高齢化の進展が予想されることから、NPO等の市民が主体となって実施する空き家、空き店舗等を活用した高齢者交流施設の開設などを支援していきます。

3) 公共施設

新庁舎の整備については、市民の安全・安心な暮らしを支え、隣接する「結とぴあ」などの公共公益施設が集積する位置へ整備することによる利便性の向上を図ることで、暮らしやすく便利なまちの実現とまちのにぎわい創出に向けて必要とされています。

(3) フォローアップの考え方

平成25年度から毎年度完了又は継続している事業について進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進など改善措置を講じるとともに、計画期間満了時点においても進捗調査を行い、効果の検証を行います。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 19. 歴史的建造物保存整備事業（田村又左衛門家屋敷保存事業） 〔内容〕 大野藩家老の「田村又左衛門家屋敷」の復元解体に係る調査及び保存整備、庭園・通路などを整備 〔実施時期〕 平成22年度～26年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので市指定史跡である大野藩家老の「田村又左衛門家屋敷」を整備・公開し、大野の歴史の啓発及び亀山周辺の歴史的景観の保全に努め、城下町の散策ルートに加えることで周辺観光施設及びまちなかへの回遊性を高める事業です。	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 〔実施時期〕 平成25年度～26年度	

【事業名】 20. 新庁舎整備事業（市民ホール整備事業） 【内容】 市役所本庁舎の新築に際し、庁舎1階に市民ホールを設け、ギャラリー等として活用 【実施時期】 平成24年度～26年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、市役所本庁舎を結とびあとの連携性を重視し「市民が集い、憩い、学ぶ」を基本理念とし、市民ホールを設け、展示やイベント会場に利用できるギャラリーや情報コーナーを設け、地域住民の交流の場としての機能や、観光客を含む来庁者の回遊性を高める機能を併せ持った空間を形成する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 【実施時期】 平成25年度～26年度	
【事業名】 21. 商店街空き地空き家活性化対策事業 【内容】 空き家、空き店舗等を活用して高齢者支援施設や子育て支援センターなどを開設する事業者に対する店舗改装経費補助、家賃補助等 【実施時期】 平成20年度～29年度	社会福祉法人 NPO 商店街振興組合 大野商工会議所等	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、空き店舗等に高齢者支援施設や子育て支援センターを開設する者に対し家賃補助（1～2年目分）を行うことにより、子どもから高齢者までの幅広い層が安心して暮らせる空間を形成する事業です。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 福井県中心市街地店舗等集積支援事業（県事業） 【実施時期】 平成20年度～29年度	
【事業名】 24. 越前大野城ライトアップ事業 【内容】 本市のシンボルである越前大野城をLED灯光器	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、越前大野城を夜間にLED灯光器でライトアップすることにより、イメージアップと景観	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地	

でライトアップ 【実施時期】 平成4年度～		形成を図り、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。	区)) 【実施時期】 平成27年度	
【事業名】 78. 木の香る公共空間創造事業 【内容】 中心市街地に地場産材を使用した木製製品を設置することにより来訪者がくつろげる空間を整備 【実施時期】 平成25年度～27年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、地場産材を使用した木製製品を中心市街地に設置することにより来訪者がくつろげる空間の形成を図るため、木製製品の開発・設置・モニタリング等を実施する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 【実施時期】 平成25年度～27年度	
【事業名】 91. 越前大野城歴史空間整備事業 【内容】 歴史、文化的に貴重な作品を紹介するスペース及び情報発信を強化する光通信回線を整備 【実施時期】 平成28年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、「天空の城」として注目を集めている越前大野城において歴史、文化的に貴重な作品を紹介するスペース及びお城からの情報発信強化のため、光通信回線を整備する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 【実施時期】 平成28年度	
【事業名】 92. 古民家ギャラリー整備事業 【内容】 遺贈を受けた古民家を、市民が所有する名画を紹介するスペースとして整備	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、観光客など来訪者のまちなかへの回遊性を高める「小コレクター運動」に代表される	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区））	

【実施時期】 平成２８年度～２９年度		市民所有の名画を紹介するスペースとして整備する事業です。	【実施時期】 平成２８年度～２９年度	
------------------------------	--	------------------------------	------------------------------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 22. 新庁舎整備事業 【内容】 築５０年が経過する市役所本庁舎の建て替え 【実施時期】 平成２４年度～２６年度	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、市役所本庁舎を結とびあとの連携性を重視し「市民が集い、憩い、学ぶ」を基本理念に建て替えることで、住民サービスの向上を図るとともに、市民の交流の拠点を形成する事業です。		
【事業名】 25. 武家屋敷旧内山家活用事業 【内容】 観光客への抹茶サービス、お月見会、茶会等のイベント・サービスを実施 【実施時期】 平成９年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、年間を通じたイベント・サービスを実施することにより、旧内山家への入館者の増加を図り、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。		
【事業名】 26. 高齢者まちなかカフェ	福祉ボランティア	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活		

事業 【内容】 高齢者や障害者をはじめ、 地域の人たちが気軽に交 流できる憩いの場を提供 【実施時期】 平成23年度～	グループ 「ちま た」	の充実」を目指すもの で、商店街内の空き家 を高齢者のカフェとし て整備し、家に閉じこ もりがちな高齢者、障 害者などが交流できる 憩いの場を提供する事 業です。		
---	-------------------	--	--	--

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

- 1) 本市の中心市街地は、基盤の目の町割り等により「北陸の小京都」と呼ばれ、城下町としての歴史的資源や伝統が数多く残っています。
- 2) しかし、少子化・高齢化やモータリゼーションの進展に伴い人口及び世帯数が共に減少し、近年では空き家や空き地が目立つようになり、地域コミュニティの衰退も懸念されています。
- 3) 昭和55年までに建てられた住宅が多く、住宅の耐震診断や耐震改修工事を行った持ち家は非常に少ない状況です。
- 4) 生活様式の変化に加えて住宅の老朽化が進行しており、その建替えに際しては、間口が狭く敷地面積が狭い等の制約の多い中心市街地よりも、敷地面積を十分に確保できる郊外の住宅地へ流出しています。
- 5) 中心市街地やその周辺では民間賃貸住宅は増えておりますが、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅にも空室があり、まちなかの居住は確保されています。

(2) 事業の必要性

中心市街地の居住人口の増加を図ることは、人が集う、活気に満ちた城下町の再生を目指す上で必要不可欠なものであります。

中心市街地における共同住宅の供給については、これまでに中心市街地の定住人口の増加及び美しいまちなみの創造を目的として、空き地等を活用した民間資本による共同住宅を、市が一括借上げして賃貸する特定優良賃貸住宅（東二番町家住宅14戸・西二番町家住宅10戸）を供給してきました。

今後は、空き家、空き地等の既存ストックを有効利用しながら、Uターン・Iターン者を含め、住替えを希望する人たちが、まちなかに居住しやすい環境を整備するために、中心市街地への新規転入者の住宅取得に対する補助をします。また、民間事業者等による高齢者向け優良賃貸住宅や地域優良賃貸住宅の建設を支援し、商店街等の活性化や中心市街地の賑わいにつなげます。



(3) フォローアップの考え方

平成25年度から毎年度完了又は継続している事業について進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進など改善措置を講じます。また、計画期間満了時点においても進捗調査を行い、効果の検証を行います。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 27. 結の故郷越前おおのまちなか町家暮らし支援事業 〔内容〕 中心市街地における伝統的町家型住宅の新築、改修等に対する補助 〔実施時期〕 平成20年度～29年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、中心市街地における町家住宅の新築や修繕に伴う外観の修景整備に対し助成することで、城下町の良い景観と潤いのある居住環境の形成を促進する事業です。	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 〔実施時期〕 平成20年度～29年度	
〔事業名〕 85. 定住促進町家住宅家賃補助事業 〔内容〕 市外から町家住宅へ移り住む世帯（単身は除く）に対し一定の家賃を補助 〔実施時期〕 平成27年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、町家住宅に市外から移り住む世帯（単身は除く）の家賃を一部補助することで、まちなか居住を推進する事業です。	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 〔実施時期〕 平成27年度～28年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 29. 公的賃貸住宅家賃低廉化事業 【内容】 高齢者向け賃貸住宅に対し一定の家賃を補助 【実施時期】 平成13年度～	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、高齢者向け優良賃貸住宅について、入居者の家賃を一部補助することで、中心市街地における高齢者の居住の安定を図る事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 【実施時期】 平成22年度～29年度	
【事業名】 30. 越前おおの定住促進事業 【内容】 転入者及び若者の住宅取得費、新婚世帯、多世代同居世帯の住宅リフォーム費用の一部補助 【実施時期】 平成20年度～32年度	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、空洞化の進む中心市街地への転入者及び若者の住宅取得費や親等と同居する新婚世帯、多世代同居世帯のリフォーム費用の一部を補助することで、まちなか居住を促進する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進事業)) 【実施時期】 平成21年度～29年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

【事業名】 28. まちなか居住促進住宅供給事業 【内容】 町家型賃貸住宅を市が一括借り上げし供給、加えて、子育て、高齢者、障害者世帯を対象に入居条件を緩和（家賃低廉化） 【実施時期】 平成13年度～	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、中堅所得者向け町家型賃貸住宅を市が民間から一括借り上げし供給、加えて子育て、高齢者、障害者世帯を対象に入居条件の緩和を行い、中心市街地における居住を促進する事業です。		
【事業名】 30. 越前おおの定住促進事業[再掲] 【内容】 転入者及び若者の住宅取得費、新婚世帯、多世代同居世帯の住宅リフォーム費用の一部補助 【実施時期】 平成20年度～32年度	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、空洞化の進む中心市街地への転入者及び若者の住宅取得費や親等と同居する新婚世帯、多世代同居世帯のリフォーム費用の一部を補助することで、まちなか居住を促進する事業です。	【支援措置】 多世代同居・近居住まい推進事業（県補助） 【実施時期】 平成21年度～29年度	
【事業名】 31. 越前おおの暮らし応援事業 【内容】 大野市に定住・移住を希望する人の相談業務、ポータルサイトの運営、越前おおの空き家情報バンクの運営等 【実施時期】 平成19年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、大野市に定住・移住を希望する人の相談業務、ポータルサイトの運営、越前おおの空き家情報バンクの運営によるサポートのほか、越前おおの暮らしを体験してもらうことで、まちなか居住を推進する事業です。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

〔1〕 商業の活性化の必要性

（1） 現状分析

車社会の進展、郊外への大規模小売店舗の進出などにより、商店街の活力が大きく低下していたことを受け、第1期基本計画に基づき、交流人口の増加と商店街の活性化を図るための事業を実施してきました。

とりわけ、地域住民の交流拠点としての機能と、観光客などの来訪者に中心市街地や郊外のイベント情報、観光情報を発信することで、まちなかへの回遊性を高める機能を併せ持つ「越前おおの結ステーション」の整備により、まちなかへの観光客のアクセスが飛躍的に向上しました。

また、「越前大野城築城430年祭」をはじめとする各種事業を合わせて実施したことにより、中心市街地の入り込み客数及び歩行者通行量は現在も増加傾向にあります。

一方で、商店街の多くの事業所では、5年前に比べて来店者数が減少傾向にあり、増加している観光客に対するサービスを行っている店も少なく、事業主の高齢化と後継者不足の進展などの問題を抱えており、依然として中心市街地の商店街を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

（2） 事業の必要性

これらの現状を踏まえた商業の活性化と中心市街地の賑わいづくりのための事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」と「商店街を中心としたまちなか生活の充実」という目標達成に大きく寄与するものとして必要性が高く、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置づけます。

- 1) 第1期計画期間中に整備した越前おおの結ステーションや城下町東広場といった、まちなか観光の拠点施設を最大限活用するため、高齢者や団塊の世代を対象としたいわゆるシルバーエイジや、小・中・高校生を対象にしたまちなか遠足の積極的な誘致を引き続き実施します。
- 2) 430年以上続く城下町である中心市街地に散在している歴史・文化・食といった資源を掘り起こし、磨き上げるための事業を実施することにより、交流人口の増加を図ります。
- 3) 中心市街地を舞台に、市民・観光客が交流する各種事業を、商店街や市民団体をはじめとする民間が主体となって実施することにより、中心市街地の魅力向上と日常的な賑わいにつなげ、歩行者通行量の増加を図ります。

（3） フォローアップの考え方

平成25年度から毎年度完了又は継続している事業について進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進など改善措置を講じます。また、計画期間満了時点においても進捗調査を行い、効果の検証を行います。

〔2〕 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 32. 新にぎわい商業ゾーン形成事業 〔内容〕 商店街買遊「お宝探検ツアー」(仮)、まちなか休憩所設置事業等、市民、観光客、商店街が互いに交流できる事業の実施 〔実施時期〕 平成24年度～26年度	大野商工会議所 各商店街 市民団体等 市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、大野の歴史に着目したまちなか回遊のための事業や、来街者が安らげる憩いの空間の創出など、市民、観光客、商店の三者が交流することを通じて、まちなか全体に活気と賑わいを創出する事業です。	〔支援措置〕 中心市街地活性化ソフト事業 新にぎわい商業ゾーン形成事業補助（県補助） 〔実施時期〕 平成25年度～26年度 平成24年度～26年度	
〔事業名〕 33. まちなか観光客誘致拡大事業 〔内容〕 まちなか遠足の利用促進や団体を対象とした散策ツアーの誘致、滞在型観光の推進 〔実施時期〕 平成21年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、まちなか遠足や、団体ツアー客の誘致といった、滞在型観光を推進することにより、商店街をはじめ、まちなか全体に活気と賑わいを創出する事業です。	〔支援措置〕 中心市街地活性化ソフト事業 〔実施時期〕 平成21年度～	

【事業名】 34. 商店街振興対策事業 【内容】 (三番商店街) 夏の装飾、夏の三番まつり、商店街にぎわい創出事業 (五番商店街) 夏の装飾、竹あかりコンテスト、冬の季節のあかり、高校生のチャレンジ事業、春の物産市、五番百円商店街 (六間通り商店街) イルミネーション事業、イメージアップ (七間商店街) 商店街にぎわい創出イメージアップ事業、四季の色彩 (春日通り商店街) ふれあい行事と年末ジャンボ市、旧盆ふるさとまつり、季節のあかり 【実施時期】 平成20年度～	三番商店街 五番商店街 六間通り商店街 七間商店街 春日通り商店街	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、各商店街自らが、景観向上や魅力あるイベントを実施することにより、商店街の魅力を高め、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成21年度～
【事業名】 21. 商店街空き地空き家活性化対策事業[再掲] 【内容】 空き店舗に出店する事業者に対する店舗改装経費補助、家賃補助等 【実施時期】 平成20年度～29年度	事業者	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、商店街に点在する空き店舗を意欲ある起業家に対して店舗改装経費補助、家賃補助（1～2年目分）等を行うことにより、新規開業しやすい条件整備を行うとともに、商店街に活気を	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成20年度～29年度

		呼び戻し、賑わいの創出につなげていく事業です。		
【事業名】 36. まちなか交流観光体験事業 【内容】 観光拠点施設において、市民と観光客との交流の場として、手作り体験や工芸品の製作実演を実施 【実施時期】 平成20年度～29年度	市 大野手技グループ「もっこ」の会 (株)平成大野屋	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、観光や遠足、イベント等で訪れた観光客や市民に対し、手作り体験メニューを提供、民芸品・工芸品の実演などにより、交流の場を作ることによって体験活動を求める観光ニーズに対応した、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 【実施時期】 平成20年度～29年度	
【事業名】 79. 中心市街地店舗再生事業 【内容】 空き家、空き店舗への出店者及び中心市街地に位置する事業継承者への店舗改装費等に対する助成 【実施時期】 平成26年度～28年度	事業者	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、空き家、空き店舗への出店者及び中心市街地に位置する事業継承者に対し店舗改装費や家賃の一部を助成することにより、中心市街地の空洞化を防ぎ活気を維持することで賑わいの創出につなげていく事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 【実施時期】 平成26年度～28年度	
【事業名】 80. 結の故郷発祥祭事業（民間主催事業） 【内容】 越前おおのブランド戦略（越前おおのブランドキャッチコピー「結の故郷」）	結の故郷発祥祭民間実行委員会（事務局：(株)結のまち越前おおの）	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、越前おおのブランド戦略（越前おおのブランドキャッ	【支援措置】 中心市街地再興戦略事業費補助金 【実施時期】 平成26年度	

郷 越前おおの」) に基づき、年間を通したイベント「結の故郷発祥祭」を開催 〔実施時期〕 平成 26 年度		チコピー「結の故郷 越前おおの」) に基づき、約 1 年を通したイベントを開催することにより、全国に情報発信するとともに、中心市街地の誘客促進と賑わいの創出を図り地域経済の活性化に資する事業です。		
〔事業名〕 81. 結の故郷発祥祭事業（市主催・支援事業） 〔内容〕 越前おおのブランド戦略（越前おおのブランドキャッチコピー「結の故郷 越前おおの」) に基づき、年間を通したイベント「結の故郷発祥祭」を開催 〔実施時期〕 平成 26 年度	結の故郷発祥祭実行委員会（事務局：市）	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、越前おおのブランド戦略（越前おおのブランドキャッチコピー「結の故郷 越前おおの」) に基づき、約 1 年を通したイベントを開催することにより、全国に情報発信するとともに中心市街地の誘客促進と賑わいの創出を図り地域経済の活性化に資する事業です。	〔支援措置〕 中心市街地活性化ソフト事業 〔実施時期〕 平成 26 年度	
〔事業名〕 82. 民間まちづくり支援事業 〔内容〕 まちづくり会社（株）結のまち越前おおのが実施する、事業の具体化に向けた調査、合意形成等の事業に対する支援 〔実施時期〕	市（株）結のまち越前おおの）	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、まちづくり会社（株）結のまち越前おおのが実施する活性化事業の具体化に向けた調査、合意形成等の事業に対し支援を行い、中心市街地の	〔支援措置〕 中心市街地活性化ソフト事業 〔実施時期〕 平成 26 年度～27 年度	

平成25年度～27年度		活性化を図る事業です。		
【事業名】 86. まちの魅力再発見事業 【内容】 市内事業者と連携して、女性などターゲットを絞った観光パッケージを構築 【実施時期】 平成27年度～	(株)結のまち 越前おおの	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、市内事業者と連携した「まち講座」を活用して、ターゲットを絞った観光パッケージ構築を目指すことで、まちの魅力発信と商業の活性化を図る事業です。	【支援措置】 中心市街地再興戦略事業費補助金 【実施時期】 平成27年度	
【事業名】 94. 旧水本高等女学園を活用したタイムスリップ体験施設整備事業 【内容】 旧女学校校舎の改修 【実施時期】 平成29年度	豊実精工(株)	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、元女学校の校舎を飲食施設や体験施設等に改修することで、生活者の利便性の向上及び観光客の回遊性の向上、外国人観光客の誘致を図ることで中心市街地の賑わい創出につなげていく事業です。	【支援措置】 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業のうち先導的・実証的事業） 【実施時期】 平成29年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 84. 中心市街地魅力発掘・創造支援事業 【内容】 専門的知識を有するタ	(株)結のまち 越前おおの	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、専門的知識を有するタ	【支援措置】 中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金	

ウンマネージャーを設置 〔実施時期〕 平成 2 5 年度～		ウンマネージャーを設置し、総合的なまちづくりのコーディネートの実現を図る事業です。	〔実施時期〕 平成 2 5 年度 〔支援措置〕 中心市街地再興戦略事業費補助金 〔実施時期〕 平成 2 6 年度～ 2 7 年度 〔支援措置〕 地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）のうち専門人材活用支援事業 〔実施時期〕 平成 2 8 年度～	
--	--	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 53. 旧Fマート整備事業 〔内容〕 空き店舗（旧Fマート）解体・再整備 〔実施時期〕 平成27年度～	五番商店街振興組合(株)まちづくり 55.5	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、空き店舗（旧Fマート）を解体・再整備し、五番商店街再生の核となる店舗を入れることにより、観光客の回遊を高めつつ、生活者の利便性の向上と商店街の賑わい創出につなげていく事業です。	〔支援措置〕 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） 〔実施時期〕 平成29年度	
〔事業名〕 93. 結の宿再生促進事業 〔内容〕 宿泊事業者の経営改善計画作成及び施設の改修等に対する支援 〔実施時期〕 平成28年度～31年度	宿泊事業者	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、宿泊施設の改修等を通じて宿泊客受入環境を充実させることで、滞在時間の延長と観光消費額の増加による地域経済の活性化を図る事業です。	〔支援措置〕 地方創生推進交付金 〔実施時期〕 平成28年度～30年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	-------------------	-------------------	--------

【事業名】 37. 中心市街地商店街賑 わい集客施設整備事業 (仮称) 【内容】 遊休不動産を活用した コミュニティカフェ等 の整備 【実施時期】 平成25年度～	(株)結のまち 越前おおの	本事業は、「まちなか観 光による交流人口の増 加」及び「商店街を中心 としたまちなか生活の 充実」を目指すもので、 中心市街地にある空き 地を有効に利活用する ことで、多彩な交流の場 を提供する事業です。		
【事業名】 38. 観光まちなみ魅力ア ップ事業 【内容】 「恐竜」、「食」、「歴史」 の3つのテーマの連携 による交流人口の拡大 と滞在型観光を推進 【実施時期】 平成24年度～	市	本事業は、「まちなか観 光による交流人口の増 加」を目指すもので、恐 竜博物館との連携事業、 歴史をテーマにまちな かを散策する歴史アド ベンチャー事業、飲食店 等と連携した郷土料理 おもてなし事業を実施 し、観光による交流人口 の増加をする事業です。	【支援措置】 観光まちな み魅力アッ プ事業(県補 助) 【実施時期】 平成24年 度～25年 度	
【事業名】 40. 結の四季彩まつり事 業 【内容】 大野の四季を「灯り」を テーマに演出し、城下町 大野の風情と魅力を高 める事業 【実施時期】 平成22年度～29年 度	(一社)大 野市観光協 会	本事業は、「まちなか観 光による交流人口の増 加」及び「商店街を中心 としたまちなか生活の 充実」を目指すもので、 大野の四季に併せて「灯 り」をテーマに城下町大 野の風情と魅力を演出 し、観光客の誘致による 交流人口の増加や、市民 が豊かに感じる生活環 境を創出する事業です。		
【事業名】 41. 結の故郷越前おおの 元気創造事業 【内容】 市民団体が企画する自 主事業に対する支援 【実施時期】	市民団体	本事業は、「まちなか観 光による交流人口の増 加」及び「商店街を中心 としたまちなか生活の 充実」を目指すもので、 市民団体が企画する事 業を支援することで、観		

平成25年度～29年度		光による交流人口の増加や、市民が暮らしやすい生活環境を創出する事業です。		
【事業名】 42. 市民協働推進事業 【内容】 市民提案・行政提案事業を行政との協働事業として市民活動団体に委託 【実施時期】 平成25年度～29年度	NPO法人 市民活動団体等	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、市民提案・行政提案事業について市民活動団体に行政との協働事業として委託し、観光による交流人口の増加や、市民が暮らしやすい生活環境を創出する事業です。		
【事業名】 43. 越前おおの食べ歩き・見て歩きマップ事業 【内容】 まちなかを散策しながら飲食店等で大野の魅力を体験できる「越前おおの食べ歩き・見て歩きマップ」の活用を推進 【実施時期】 平成22年度～	㈱結のまち 越前おおの	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、飲食店や観光関連施設等で活用できる「越前おおの食べ歩き・見て歩きマップ」の活用を推進し、観光客の増加を図りまちなかの回遊性を高め観光消費額を増加する事業です。		
【事業名】 44. 七間朝市事業 【内容】 七間朝市の継続的な出店と後世への継承 【実施時期】 平成25年度～	大野市朝市 出荷組合	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、伝統ある七間朝市を後世に継承し、発展させることで観光客を増加させるとともに、商店街の振興を図る事業です。		
【事業名】 45. 結の故郷おもてなし事業 【内容】 まちなかと郊外の観光	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、まちなかと郊外の観光資源を結ぶ観光ルートを		

資源を結びつける観光ルートの開発、宿泊を伴う観光客を誘致 【実施時期】 平成25年度～		開発する。また、まちなか遠足や高齢者等を対象にまちなか観光の誘致を行い、観光客の増加と観光消費額の拡大を図る事業です。		
【事業名】 46. 第50回越前大野名水マラソン 【内容】 名水マラソンの50回を記念し、例年以上に盛大に開催 【実施時期】 平成26年度	越前大野名水マラソン実行委員会	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、例年県内外から多くの参加がある名水マラソンの50回を記念して盛大に開催し、「名水のまち」を全国にPRする事業です。		
【事業名】 47. 良縁の樹活用事業 【内容】 良縁の樹を活用した新商品の開発やイルミネーション、イベントの実施等 【実施時期】 平成25年度～	春日通り商店街 カスガ良縁団	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、良縁の樹を活用した新商品の開発やイルミネーション、イベントを実施することで、まちなかの回遊性を高めるとともに、商店街の振興を図る事業です。		
【事業名】 48. 越前おおのふるさと味物語事業 【内容】 でっち羊かんまつりの実施等、越前おおのの伝統的な食に焦点を当てた事業の実施 【実施時期】 平成25年度～	大野商工会議所 各種団体等	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、越前おおのの伝統的な食に焦点を当てた「でっち羊かん」まつり等の実施や、まちなかの飲食店を市民・観光客が回遊するイベントを実施することで、まちなかの賑わいを創出する事業です。		

【事業名】 49. 第 73 回国民体育大会自転車競技リハーサル大会開催事業 【内容】 全国都道府県対抗自転車競技大会の開催 【実施時期】 平成 29 年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、全国都道府県対抗自転車競技大会を開催することで、関係者を始め多くの観光客等を誘致し、まちなかの賑わい創出を図る事業です。		
【事業名】 50. 歴史博物館特別展開催事業 【内容】 普段は公開していない収蔵資料及び、民間、他館（他自治体）に収蔵されている貴重な資料を、一定のテーマに沿って収集し、展示を行う。 【実施時期】 平成 26 年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、歴史博物館で普段は公開していない収蔵資料及び、民間、他館（他自治体）に収蔵されている貴重な資料を、一定のテーマに沿って収集し、展示を行うことで、歴史の観点から市民・観光客に訴求し、まちなかへの来訪者の増加を図る事業です。		
【事業名】 51. まちなかナビゲート事業 【内容】 観光シーズンや休日、輝（キラリ）センターにおいて、まちなか観光・商店街情報等を提供。 【実施時期】 平成 21 年度～	大野商工会議所	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、春、夏、秋の観光シーズンや休日の間、輝（キラリ）センター内に人員を配置し、まちなか観光や商店街情報を提供することにより、商店街の賑わいを創出する事業です。		
【事業名】 52. まちかどのキラリさん事業 【内容】	越前おおの中心市街地活性化協議会	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、事業主等が自ら観光		

事業主等が自ら観光客にまちなか観光・商店街の情報等を提供。 【実施時期】 平成21年度～	事業者	客にまちなかの観光や歴史、商店街の情報を提供することにより、商店街の賑わいを創出する事業です。		
【事業名】 24. 越前大野城ライトアップ事業[再掲] 【内容】 本市のシンボルである越前大野城をLED灯光器でライトアップ 【実施時期】 平成4年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、越前大野城を夜間にLED灯光器でライトアップすることにより、イメージアップと景観形成を図り、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。		
【事業名】 25. 武家屋敷旧内山家活用事業[再掲] 【内容】 観光客への抹茶サービス、ひなまつり展、茶会等のイベント・サービスを実施 【実施時期】 平成9年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、年間を通じたイベント・サービスを実施することにより、旧内山家への入館者の増加を図り、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。		
【事業名】 54. 高齢者ゆうゆう購買促進事業 【内容】 協賛店にて買物、またはまちなか循環バス等（ゆう・ゆうバス）を利用した際に、特典を付加することで消費の拡大につなげる。 【実施時期】 平成25年度～27年度	大野商工会 議所 商店街振興 組合連合会 市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、まちなかの商店の売上げに大きな割合を占める高齢者が、まちなか循環バス等（ゆう・ゆうバス）の利用により、中心市街地に足を伸ばし、商店で買物する機会を作ることで、まちなかの回遊性を高めるとともに、特典の付加により消費拡大を図る事業です。		

【事業名】 55. 観光お土産品開発事業 【内容】 地元素材を活用したお土産品の開発 【実施時期】 平成21年度～	大野市観光土産品協会	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、地元の食材等を活用した加工品やお土産品を開発する事業です。これらの商品を各商店街で販売することにより、来訪者の購買意欲を刺激し、店舗を活性化させることが期待されます。		
【事業名】 56. 結の故郷産品確立事業 【内容】 地元の食材・商品等の地域団体商標登録等によるブランド化を進め、まちなかの商店の取扱商品の魅力を高める。 【実施時期】 平成25年度～27年度	大野商工会議所 事業者 市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、地元の食材・商品等に全国に通用するブランドを付与することで、まちなかの商店が取り扱う商品を魅力的なものにし、来訪者の購買意欲を刺激し、店舗を活性化させることが期待されます。		
【事業名】 57. 観光セールス事業 【内容】 旅行会社、バス会社等へのツアー企画の提案活動や名水探訪ツアー等の本市独自のツアーの実施等 【実施時期】 平成19年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、旅行会社、バス会社等に対してツアー企画の提案など観光PR活動を展開することにより、観光客の誘致を進めるための事業です。		
【事業名】 58. エコ・グリーンツーリズム推進事業 【内容】 越前おおの農林楽舎を拠点とするまちなか観光と農村資源が連携し	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、エコ・グリーンツーリズムを目的に本市を訪れる観光客を、まず総合窓口となる農林楽舎で受		

たエコ・グリーンツーリズムの推進 【実施時期】 平成20年度～		付後、まちなか観光に誘導し、その後郊外へ出発させることにより、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。		
【事業名】 59. 結の故郷イメージ確立事業 【内容】 ブランド戦略に基づき市外・県外への効果的な情報発信等を実施 【実施時期】 平成25年度～27年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、ブランド戦略に基づき各分野の地域資源の磨き上げを通して、まちのイメージを効果的に市外・県外へ発信し、越前おおのの認知度やイメージの向上と、特産品の販路開拓や観光客等の増加につなげる事業です。		
【事業名】 60. 越前おおのブランド推進事業 【内容】 本市の魅力、観光素材等を「越前おおのブランド」として情報発信するとともに、「越前おおのブランド大使」等を活用した知名度アップ 【実施時期】 平成19年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、「越前おおのブランド大使」や「サポーター倶楽部」の活用、職員がセールスマンとなった活動の実施、民間会社との提携によるブランド発信により、「越前おおの」の魅力を発信し、特産品の販路開拓、誘客等、交流人口の増加につなげる事業です。		
【事業名】 61. 平成大野屋オリジナルブランド開発事業 【内容】 大野産品にこだわった自社ブランド商品を開発し、観光客に提供 【実施時期】	(株)平成大野屋	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、観光客に大野産品にこだわった自社ブランドの新商品を提供することにより、新たな観光客の獲得を図り、多彩な交流		

平成19年度～		による賑わいを創出する事業です。		
【事業名】 62. 平成大野屋事業 【内容】 全国の「大野」姓の支店主とのネットワークを活かした大野市のPR、平成大野屋番頭会による情報発信等 【実施時期】 平成9年度～27年度	市（平成大野屋番頭会）	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、全国に41人いる「大野」姓の支店主のネットワークを活用したPR活動や平成大野屋番頭会による越前おおのブランドの情報発信を展開することにより、本市の知名度アップ、イメージアップと多彩な交流を促進する事業です。		
【事業名】 63. 市民総観光ガイド事業 【内容】 観光ボランティアガイド大野によるまちなか散策の観光ガイドを実施 【実施時期】 昭和63年度～	（一社）大野市観光協会	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、観光客に対してまちなか散策の観光ガイドを実施する観光ボランティアの育成や組織強化、活動の推進を図り、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。		
【事業名】 64. 人力車運行事業 【内容】 まちなかを案内する人力車を運行 【実施時期】 平成8年度～	越前こぶし組	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、まちなかを案内する人力車を運行し、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。		
【事業名】 65. 越前大野感性はがき展 【内容】 全国から募集した自然をテーマにした作品を高札や掲示板などでまちなかに約6ヶ月間展	越前大野感性はがき展実行委員会	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、全国から応募された作品を高札や掲示板などでまちなかに展示し、中心市街地を美術館化することにより、多彩な交流		

示 【実施時期】 平成10年度～		による賑わいを創出する事業です。		
【事業名】 66. ふるさと文化創造事業 【内容】 ふるさと学習交流会の実施、おおの城まつりでの中学生みこし、ダンスパフォーマンスの実施 【実施時期】 平成22年度～	小中学生	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、小学生が市内の歴史等を学び発表する「ふるさと学習交流会」やおおの城まつりでの中学生みこし、ダンスパフォーマンスを通じて、若者による大野の新たな文化や魅力を創出する事業です。		
【事業名】 67. 元気チャレンジ企業支援事業 【内容】 農商工連携商品の開発や設備等整備に対する補助 【実施時期】 平成21年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、市内事業所の農商工連携商品の開発を促し、観光客が大野を訪れた際の新たな魅力として提供する事業です。		
【事業名】 68. ふるさと大野今昔物語事業 【内容】 大野の歴史、伝統、文化、暮らし等が記録された写真等を収集・保存・展示する。 【実施時期】 平成24年度～26年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、大野の歴史、伝統、文化、暮らし等が記録された写真等を収集・保存し、イベント等とのタイアップにより市民、観光客向けに公開、展示することで、市民と観光客の交流の機会を創出する事業です。		
【事業名】 69. 寺町通り御朱印帳事業 【内容】 寺町通りの16寺院が	寺町まちづくりの会	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、観光客が16寺院の御朱印を押しながら、寺町		

御朱印帳による寺院巡りを実施 【実施時期】 平成20年度～		通りを巡る新たなまちなか散策を愉しむメニューを提供することにより、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。		
【事業名】 87. おもてなし商業エリア創出事業 【内容】 外部専門家の派遣、指導に基づく飲食店や旅館等に対する改修を支援 【実施時期】 平成27年度～28年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、外部専門家の派遣、指導に基づく飲食店や旅館等に対する改修を支援することにより、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。	【支援措置】 おもてなし商業エリア創出事業補助金（県補助金） 【実施時期】 平成27年度～28年度	
【事業名】 88. 地酒で乾杯推進事業 【内容】 市内に4つある酒蔵めぐりなどを実施 【実施時期】 平成26年度～	市 大野商工会議所	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、市内に4つある酒蔵めぐりなどを実施することにより、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。		
【事業名】 89. 酒枡コレクションラリー事業 【内容】 市内に4つある酒蔵で酒枡のパーツを集め、オリジナル酒枡を製作 【実施時期】 平成26年度～	市 （一社）大野市観光協会	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、市内に4つある酒蔵で酒枡のパーツを集め、オリジナル酒枡を製作することにより、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

（1）現状分析

本市の公共交通には、福井市と本市を結ぶＪＲ越美北線をはじめ民間事業者が運行している広域路線バスなどがありますが、市民アンケート等からもわかるように他の地方都市と同様、市民生活は自動車に大きく依存している状況にあります。

ＪＲ越美北線については、市民の生活に不可欠な「足」として、また本市を訪れる観光客の交通アクセスとして重要な役割を担っていますが、車社会の進展や人口減少、平成１６年７月の福井豪雨による橋梁流失等により、利用者は減少傾向にありました。

第１期計画期間に、越美北線開業５０年記念事業やラッピング列車の運行、「食べ歩き見て歩きマップ」と乗車券との連携（引き換えサービス）、定期券購入に対する助成等を行ったことにより、越前大野駅の利用者は、平成２３年度は１１７，０６４人と約２２％増加（対１９年度比）しています。

路線バスについては、地域によっては公共交通を利用できない交通空白地域があることや、高齢化の進展により高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加とそれに伴う移動制約者の増加が予想され、日常生活を営む上で不可欠な移動手段の確保が求められていました。このような経緯から、平成２１年１０月から中心市街地内の公共施設、医療施設、商業施設等を循環する「まちなか循環バス」と、郊外から中心市街地へ移動する「乗合タクシー」の試験運行を行い、平成２４年４月からは、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用し本格運行を開始しています。

（２）事業の必要性

これらの現状を踏まえた４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業の必要性は、以下のようになります。

ＪＲ越美北線については、まちなか観光による交流人口の増加を図るためには、自然豊かな山間部を走るディーゼル列車という希少性を逆に活用し、また、食べ歩き見て歩きマップ等の中心市街地内へ誘導するソフト事業との連携を図るなどし、よりＪＲ越美北線の魅力を発信していく必要があります。

また、「まちなか循環バス」や「乗合タクシー」等の路線バスについては、高齢化が進み移動制約者は確実に増加することから、医療・福祉施設や公共施設、商業施設など日常の暮らしに不可欠な施設が集積している中心市街地までのアクセスのしやすさを確保することが求められています。市民のニーズを踏まえ、適宜サービスの見直しや利便性の向上を図り、市民の豊かな暮らしを支えていく必要があります。

（３）フォローアップの考え方

平成２５年度から毎年度完了又は継続している事業について進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進など改善措置を講じます。また、計画期間満了時点においても進捗調査を行い、効果の検証を行います。

〔２〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 70. 越美北線等利用促進事業 〔内容〕 J R 越美北線を利用して本市を訪れた観光客に対して、市内観光施設等で利用できる「越前おおの食べ歩き見て歩きマップ」を配布 〔実施時期〕 平成 23 年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、J R 越美北線を利用して本市を訪れる観光客に対する独自のサービスを提供することにより、乗降客数の増加と商店街の賑わいを促進する事業です。	〔支援措置〕 中心市街地活性化ソフト事業 〔実施時期〕 平成 23 年度～29 年度	
〔事業名〕 83. 越美北線ラッピング列車運行事業 〔内容〕 J R 越美北線の車両（1 車両）についてラッピングを実施 〔実施時期〕 平成 25 年度～26 年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、J R 越美北線の 1 車両について越前おおのをイメージしたラッピングを施し、観光客等をもてなし誘客を促進する事業です。	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区）） 〔実施時期〕 平成 25 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 71. 広域路線バス運行事業 〔内容〕 広域路線バスの運行 〔実施時期〕 平成24年度～	市 運行事業者	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」、「豊かな暮らしを支える公共交通の実現」を目指すもので、広域路線バスを運行することで、公共交通空白地を解消し、移動制約者の通院や買物等まちなかへの外出や、来訪者が回遊するのに役立つ事業です。	〔支援措置〕 地域公共交通確保維持改善事業 福井県生活バス路線維持対策事業補助（県事業） 〔実施時期〕 平成24年度～	
〔事業名〕 72. 市内路線バス等運行事業 〔内容〕 まちなか循環バスや乗合タクシーなど市内公共交通の運行 〔実施時期〕 平成24年度～	市 運行事業者	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」、「豊かな暮らしを支える公共交通の実現」を目指すもので、まちなか循環バス、乗合タクシーを運行することで、公共交通空白地を解消し、移動制約者の通院や買物等まちなかへの外出や、来訪者が回遊するのに役立つ事業です。	〔支援措置〕 地域公共交通確保維持改善事業 市町公共交通維持支援事業補助（県事業） 〔実施時期〕 平成24年度～	
〔事業名〕 73. まちなか未来創造事業 〔内容〕 エリアの現況調査及び将来予測、地域住民等によるエリアの再生プラン策定、	越前おおの中心市街地活性化協議会	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、中心市街地エリア内の詳細な現況調査及	〔支援措置〕 民間まちづくり活動促進事業 〔実施時期〕	

市民参加による人材育成 の実施 【実施時期】 平成 2 5 年度		び将来予測、地域住民等によるエリア再生プランの検討、市民参加によるまちづくりへの機運を高める人材育成を実施する事業です。	平成 2 5 年度	
---	--	--	-----------	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 74. 広域路線バス利用促進事業 【内容】 6 5 歳以上の市民を対象に、広域路線バス市内区間の運賃をまちなか循環バスと同じ 1 0 0 円で利用できるよう運賃の差額を助成 【実施時期】 平成 2 4 年度～	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」及び「豊かな暮らしを支える公共交通の実現」を目指すもので、広域路線バスの市内区間の運賃を助成することで、移動制約者の通院や買物等まちなかへの外出に役立つ事業です。		
【事業名】 75. 運転免許自主返納支援事業 【内容】 6 5 歳以上の運転免許自主返納者に対し、まちなか循環バス、乗合タクシー、広域路線バス市内区間の無料乗車券を交付 【実施時期】 平成 2 4 年度～	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」及び「豊かな暮らしを支える公共交通の実現」を目指すもので、移動制約者の通院や買物等まちなかへの外出に役立つ事業です。		

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市町村の推進体制の整備等

（1）庁内における体制整備

1）中心市街地活性化を担当する組織の設置

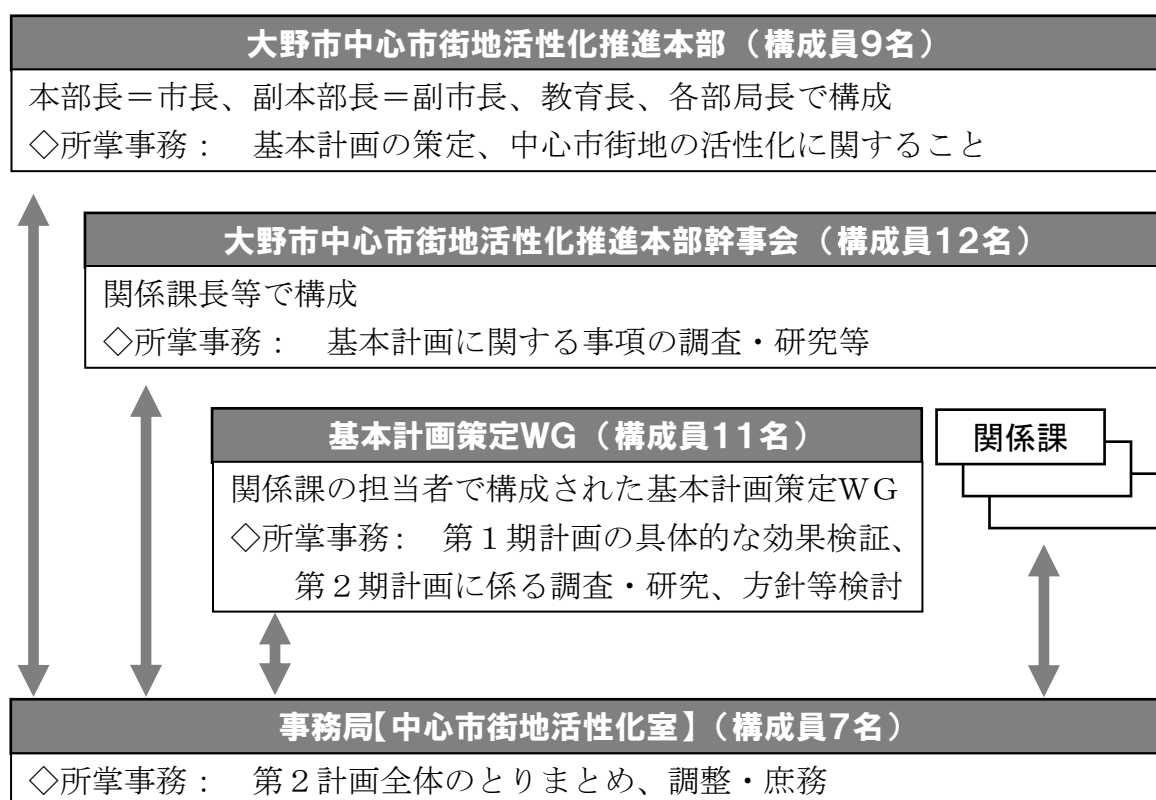
大野市の中心市街地活性化策について及びその他関係部局との連絡調整を行う組織として、平成24年4月に、産業経済部内に「中心市街地活性化室」を設置し、職員7名（うち専任職員1名）を配置しました。また、平成20年4月から経済産業省へ職員1名を派遣しており、中心市街地の活性化に向けた具体的事務について学んでいます。

2）第2期大野市中心市街地活性化基本計画策定推進体制

本市では、平成19年4月17日に、市長、副市長、教育長及び関係部局長の計9名で組織する「大野市中心市街地活性化推進本部」及び関係課長11名で組織する「大野市中心市街地活性化推進本部幹事会」を設置し、基本計画の策定、事業の推進、効果の検証等を行っています。

加えて第2期計画の策定にあたっては、平成23年11月9日に関係課の担当者で構成されたワーキンググループ（以下、「WG」）を設置し、組織横断的に第1期計画の効果検証や今後の取組の方向性について議論を深めて来しました。

■第2期大野市中心市街地活性化基本計画策定推進体制



■大野市中心市街地活性化推進本部委員及び幹事会委員

大野市中心市街地活性化本部	
本部長	市長
副本部長	副市長
委員	教育長
〃	秘書政策局長
〃	総務部長
〃	市民福祉部長
〃	産業経済部長
〃	建設部長
〃	教育委員会事務局長
大野市中心市街地活性化本部幹事会	
幹事長	産業経済部 中心市街地活性化室長
副幹事長	秘書政策局 行政戦略課長
委員	秘書政策局 庁舎整備課長
〃	総務部 総務課長
〃	総務部 財政課長
〃	市民福祉部 健康長寿課長
〃	市民福祉部 くらし環境課長
〃	産業経済部 農業農村振興課長
〃	産業経済部 観光振興課長
〃	建設部 建設課長
〃	建設部 都市計画課長
〃	教育委員会事務局 文化課長
事務局	産業経済部 中心市街地活性化室

■大野市中心市街地活性化推進本部及び幹事会の検討経過
(第2期計画の策定に係る検討経過抜粋)

日 時	会議名・議事等
平成24年4月16日	第22回大野市中心市街地活性化推進本部幹事会議 ・第1期計画の効果検証・第2期計画掲載事業の抽出 ・策定スケジュール・第2期計画の目標
4月18日	第11回大野市中心市街地活性化推進本部会議 ・第1期計画の総括・第2期計画掲載事業の抽出 ・策定スケジュール・第2期計画の目標及び区域
10月1日	第12回大野市中心市街地活性化推進本部会議 第23回〃幹事会議 合同会議 ・第2期計画の目標指標の追加について

	・第2期計画掲載事業について
11月13日	第13回大野市中心市街地活性化推進本部会議 第24回〃幹事会議 合同会議 ・第2期計画素案について

■第2期大野市中心市街地活性化基本計画策定ワーキンググループ検討経過

日 時	会議名・議事等
平成23年11月15日	第1回策定WG ・大野市中心市街地活性化基本計画について
平成24年1月27日	第2回策定WG ・第1期計画効果検証シート・第2期計画策定スケジュールについて
2月29日	第3回策定WG ・第1期計画掲載事業の効果検証・第2期計画掲載事業の抽出
3月29日	第4回策定WG ・第1期計画掲載事業の効果検証・第2期計画掲載事業の抽出・消費者、事業所ニーズ調査について
平成24年4月24日	第5回策定WG ・第1期計画の総括 ・第2期計画の掲載予定事業、区域、目標及び目標値積算、ニーズ調査等について
7月6日	第6回策定WG ・第2期計画策定進捗状況確認 ・ニーズ調査（アンケート）結果について
9月27日	第7回策定WG ・第2期計画の目標指標の追加について ・第2期計画素案（主に掲載事業）について
10月26日	第8回策定WG ・第2期計画素案について

※その他WG以外にも関係各課等との連携を図っています。

〔２〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

（１）越前おおの中心市街地活性化協議会

平成１９年７月３１日に、住民、商業者、経済団体、金融機関、交通機関、医療福祉の代表者等で構成される「越前おおの中心市街地活性化協議会」を設立しました。

協議会は、本市が作成した中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的としています。開催経過及び協議事項は、以下のとおりです。

■越前おおの中心市街地活性化協議会委員名簿

団体名	根拠法令
大野商工会議所	法第 15 条第 1 項第 2 号イ
株式会社平成大野屋	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ
株式会社結のまち越前おおの	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ
大野市	法第 15 条第 4 項(市)
大野市商店街振興組合連合会	法第 15 条第 4 項(商業者)
大野市区長連合会	法第 15 条第 8 項(自治会)
大野地区区長会	法第 15 条第 8 項(自治会)
(一社) 大野市観光協会	法第 15 条第 8 項(観光)
テラル越前農業協同組合	法第 15 条第 8 項(地域経済)
(社) 大野青年会議所	法第 15 条第 8 項(地域経済)
大野商工会議所青年部	法第 15 条第 4 項(商業者)
大野商工会議所女性会	法第 15 条第 4 項(商業者)
おかみの会（観光協会）	法第 15 条第 8 項(観光)
越前信用金庫	法第 15 条第 8 項(地域経済)
大野観光自動車株式会社	法第 15 条第 4 項(公共交通機関)
西日本旅客鉄道(株)福井地域鉄道部	法第 15 条第 4 項(公共交通機関)
大野市社会福祉協議会	法第 15 条第 8 項(医療福祉)

事務局：大野商工会議所

■越前おおの中心市街地活性化協議会の検討経過

日 時	議事等
平成 24 年 5 月 24 日	平成 24 年度越前おおの中心市街地活性化協議会総会 ・ 23 年度実績報告及び 24 年度事業計画等について ・ 近畿経済産業局施策紹介
8 月 8 日	越前おおの中心市街地活性化協議会運営委員会 ・ 若者によるまちなか活性化プロジェクト等について ・ 第 2 期計画の方針等について

9 月 28, 29 日	越前おおの中心市街地活性化協議会先進地視察研修 ・佐賀県唐津市、熊本県山鹿市
10 月 29 日	越前おおの中心市街地活性化協議会運営委員会 ・第 2 期計画の概要について ・協議会事業等の進捗について

■越前おおの中心市街地活性化協議会の開催状況

日 時	議事等
平成 25 年 5 月 21 日	平成 25 年度越前おおの中心市街地活性化協議会総会 ・ 24 年度実績報告及び 25 年度事業計画等について ・ 新規事業（美濃街道プロジェクト）について ・ 中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 26 年 1 月 28 日	越前おおの中心市街地活性化協議会運営委員会 ・ 25 年度事業の進捗報告等について ・ 中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 26 年 5 月 21 日	平成 26 年度越前おおの中心市街地活性化協議会総会 ・ 25 年度実績報告及び 26 年度事業計画等について ・ 中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 27 年 1 月 27 日	越前おおの中心市街地活性化協議会運営委員会 ・ 中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 27 年 5 月 20 日	平成 27 年度越前おおの中心市街地活性化協議会総会 ・ 26 年度実績報告及び 27 年度事業計画等について ・ 五番商店街活性化対策事業（仮称）の事業計画について
平成 27 年 12 月 2 日	越前おおの中心市街地活性化協議会商業等活性化部会 ・ Popolo.5 整備事業の事業内容・進捗状況について
平成 28 年 1 月 13 日	越前おおの中心市街地活性化協議会商業等活性化部会 ・ Popolo.5 整備事業に対する意見について
平成 28 年 1 月 21 日	越前おおの中心市街地活性化協議会運営委員会 ・ 中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 28 年 5 月 24 日	平成 28 年度越前おおの中心市街地活性化協議会総会 ・ 27 年度実績報告及び 28 年度事業計画等について
平成 29 年 1 月 10 日	越前おおの中心市街地活性化協議会運営委員会 ・ 中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年 5 月 30 日	平成 29 年度越前おおの中心市街地活性化協議会総会 ・ 28 年度実績報告及び 29 年度事業計画等について ・ 中心市街地活性化基本計画の変更について

平成25年1月10日に、越前おおの中心市街地活性化協議会から市に提出された意見書は、次のとおりです。

お中活協発第15号
平成25年1月10日

大野市長 岡田 高大 殿

越前おおの中心市街地活性化協議会
会 長 稲 山 幹 夫

「第2期大野市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見書

平成24年12月27日付け中第23号で大野市より意見照会のありました「第2期大野市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画（案）」という。）」につきましては、妥当であるとの結論に至りました。

なお、基本計画（案）が実効性あるものとなるため、下記のとおり意見を申し添えます。

（付帯意見）

（1）中心市街地活性化の基本方針・目標について

今回の第2期基本計画では、第1期基本計画の基本方針「1 多彩な交流で賑わうまち」と「2 暮らしやすく便利なまち」、目標「1 まちなか観光による交流人口の増加」と「2 商店街を中心としたまちなか生活の充実」、目標の達成状況を示す指標「中心市街地の観光入込み客数（関連施設の年間入込み客数）」と「1日当たりの歩行者通行量（休日）」に加えて、新たに目標「3 豊かな暮らしを支える公共交通の実現」及びその指標「まちなか循環バス、乗合タクシーの利用者数」と「参考指標 中心市街地における不動産の状況」を掲げておりますが、これは、第1期計画での事業状況やその効果を分析し導かれたものであり妥当なものと考えます。

（2）中心市街地活性化の事業の推進について

平成20年7月に認定を受けた「大野市中心市街地活性化基本計画」に基づき、スピード感をもって各種事業を着実に進める中、協議会においても民間事業を促進する団体として事業を行ってまいりました。

しかしながら、認定以来、民間による新たな取組も出ておりますが、中心市街地

商店街には、未だ①空き店舗の増加に伴う魅力度の低下、②公共交通の弱体化や公共施設の郊外移転などによる集客機能の低下、③商店街組合員の高齢化・後継者不足による事業意欲の低下、④商店街再開発事業の遅れ、⑤商店街核施設・店舗の退店、⑥消費者ニーズ、ライフスタイルの変化への対応の遅れなど多くの課題があり、残念ながら民間主体で取り組むには、第１期基本計画内には困難な状況であり、市当局に対し平成２３年１０月、新たな基本計画の策定について要望をいたし、民間による中心市街地活性化事業への支援と協力をお願いしたところです。

第２期基本計画（案）には民間での活性化事業の促進が盛り込まれておりますので、協議会としても更なる民間事業の促進を図ってまいるところです。

大野市におかれては、基本方針に則り中心市街地の活性化に向け、国、県、関係機関と十分に連携を図るとともに、地域住民、商店街、関係団体等と一丸となって着実かつ効果的に取り組むことを切に望むものであります。

〔３〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

（１）客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

１）統計的データの客観的な把握・分析

「１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔２〕中心市街地の現状分析」の「（３）地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載しています。（Ｐ．６～Ｐ．２１ 参照）

２）地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔３〕ニーズ等の把握、分析」の欄に、「市民ニーズ」「事業所ニーズ」「観光客ニーズ」「ブランド関連調査」等に基づく把握・分析を記載しています。（Ｐ．２２～Ｐ．３６ 参照）

３）第１期中心市街地活性化基本計画等に基づく取組の実施状況と検証

「１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔５〕第１期中心市街地活性化基本計画に基づく取組の実施状況と検証」の欄に記載しています。（Ｐ．４３～Ｐ．４７ 参照）

（２）様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

中心市街地活性化の推進にあたっては、市民、民間事業者、まちづくり団体、商工会議所、行政、など多様な主体の連携・協働により取り組みを行っていきます。また、これらの主体間のコーディネート役として期待される「まちづくり会社」等の機能の強化を図っていきます。

（３）「第２期大野市中心市街地活性化基本計画」策定に関してのパブリックコメントの実施状況

第２期大野市中心市街地活性化基本計画の策定にあたり市民の声を基本計画に取り入れるため、平成２４年１２月３日から１７日までの１４日間、第２期計画

の素案についてパブリックコメントを実施しました。

その結果、1件の意見が寄せられました。これについては、第2期計画作成の参考としました。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方

「大野市都市マスタープラン」における都市づくりの目標の中で、「人口減少が進むと予想される中で、維持管理コストを抑制するため都市の拡大を抑えながら「現在の市街地を有効活用する都市づくり」へ方針を転換し、市民が望む「まちの活性化」を実現させる必要がある」としています。

また、都市づくりの基本姿勢の項目の一つとして、「暮らしに必要な様々な機能が集まり、住みたいと思う市街地の形成」が掲載されています。

〔2〕 都市計画手法の活用

（1）大規模集客施設の立地状況等

本市における大規模集客施設の立地状況は、国道158号をはじめとする幹線道路沿いの用途地域が定められていない白地地域に集中しています。

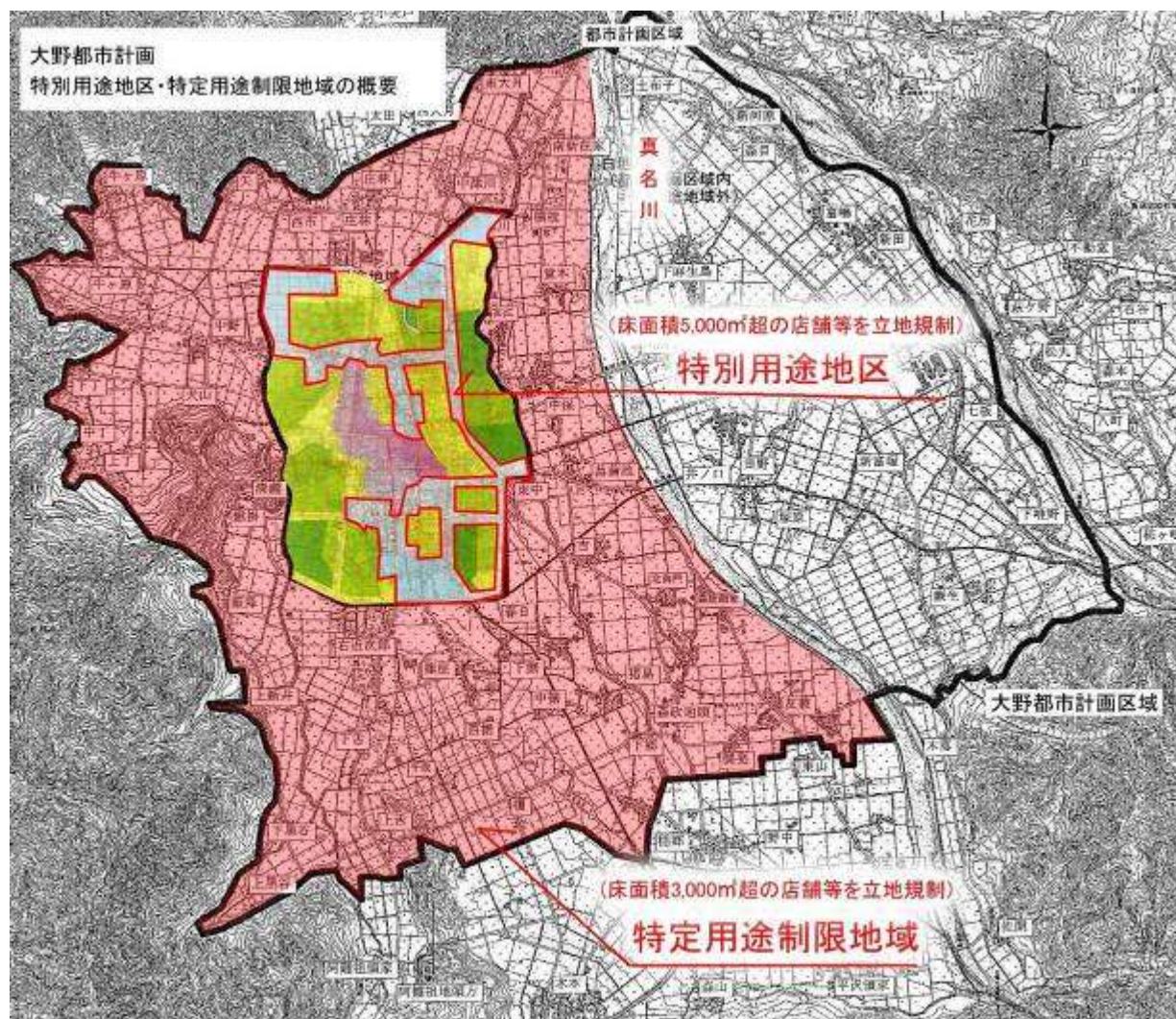
また、本市における準工業地域は、繊維工場の立地状況を反映して、中心市街地の周辺地域に指定されていることが特徴です。

（2）準工業地域等における大規模集客施設の立地規制

中心市街地に都市機能を集積し、コンパクトなまちづくりを進めていくためには、大規模集客施設のこれ以上の郊外立地が大きな阻害要因になることから、「都市計画法等の一部を改正する法律」の規定より厳しい市独自の規制として、工業地域及び準工業地域については5,000㎡、白地地域のうち真名川以西の地域については3,000㎡を超える集客施設の立地を制限することとし、これに必要な都市計画決定及び条例（大野市特別用途地区内及び特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例）の整備について、第1期計画策定時において以下のとおり手続きが完了しています。

- 都市計画住民事前説明会：平成19年8月23日、25日及び29日
- 都市計画原案の縦覧：平成19年9月20日～10月4日
- 都市計画住民説明会：平成19年9月30日
- 都市計画公聴会：平成19年10月10日
- 都市計画案の縦覧・パブリックコメントの実施：平成19年10月23日～11月6日
- 都市計画審議会：平成19年11月20日
- 県知事への協議：平成19年12月3日（同意：同月7日）
- 特別用途地区及び特定用途制限地域に関する都市計画の決定の告示：平成19年12月20日
- 大野市特別用途地区内及び特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の制定及び施行：平成19年12月20日

特別用途地区・特定用途制限地域の概要図



〔３〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

（１）中心市街地における主な公共公益施設の立地状況

	施設名	所在地	備考
1	大野市役所	大野市天神町 1－1	
2	結とぴあ	大野市天神町 1－1 9	
3	大野公共職業安定所	大野市城町 8－5	
4	大野簡易裁判所	大野市城町 1－5	
5	大野税務署	大野市城町 7－2 8	
6	大野労働基準監督署	大野市弥生町 1－3 1	
7	自衛隊福井地方協力本部大野地域事務所	大野市本町 6－2 7	
8	福井県奥越健康福祉センター	大野市天神町 1－1	
9	越前おおの結ステーション (大野商工会議所等)	大野市明倫町 3－2 8	
10	城下町東広場	大野市大和町 3－7	

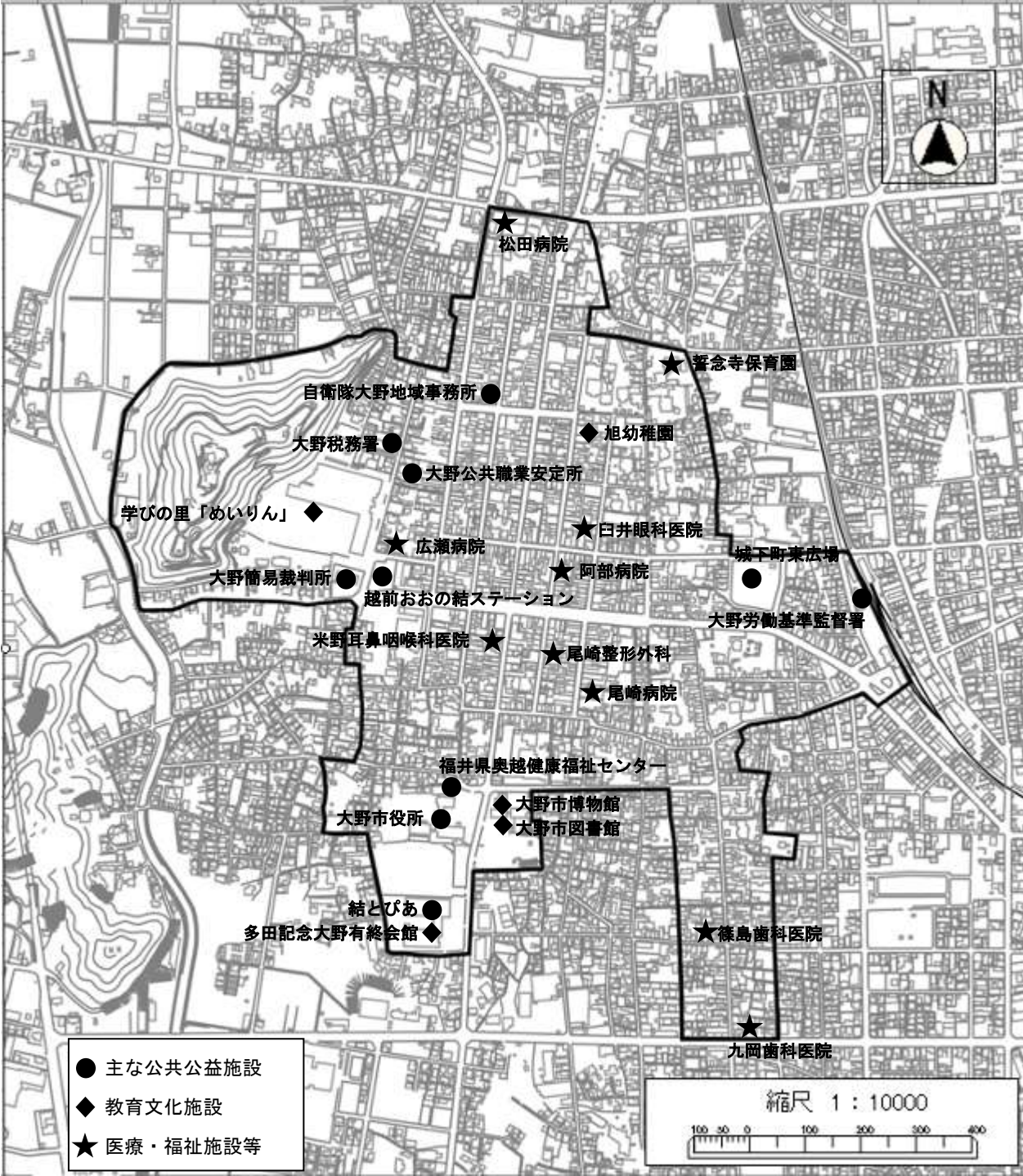
（２）中心市街地における教育文化施設の立地状況

	施設名	所在地	備考
1	学びの里「めいりん」	大野市城町 9－1	
2	旭幼稚園	大野市本町 1 0－7	
3	多田記念大野有終会館	大野市天神町 1－1 9	
4	大野市図書館	大野市天神町 2－4	
5	大野市歴史博物館	大野市天神町 2－4	

（３）中心市街地における医療・福祉施設等の立地状況

	施設名	所在地	備考
1	阿部病院	大野市元町 8－6	
2	尾崎病院	大野市明倫町 1 1－2	
3	広瀬病院	大野市城町 1 0－1	
4	松田病院	大野市要町 1－1 3	
5	尾崎整形外科	大野市明倫町 1 0－7	
6	臼井眼科医院	大野市元町 9－1 6	
7	米野耳鼻咽喉科医院	大野市明倫町 6－2 0	
8	誓念寺保育園	大野市錦町 4－1 7	
9	篠島歯科医院	大野市春日 1 丁目 3－1 3	
10	九岡歯科医院	大野市春日 1 丁目 8－7	

主な公共公益施設・教育文化施設・医療福祉施設等の立地状況



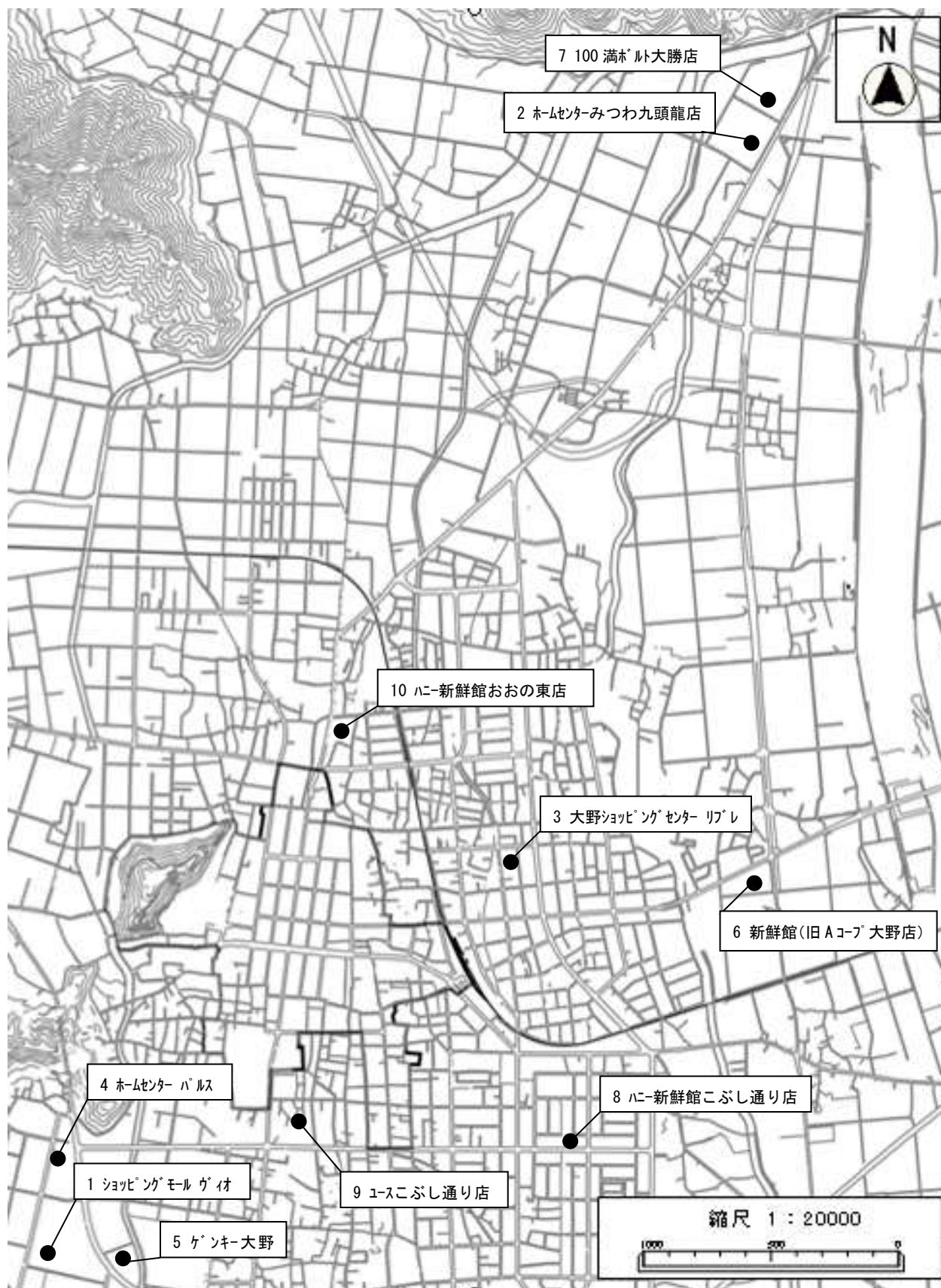
(4) 大規模小売店舗の立地状況 (床面積 1, 000㎡以上)

No.	建築物名称	店舗面積(㎡)	開設年	中心市街地区域内外
1	ショッピングモール ウィオ	10,886	平成 11 年	区域外
2	ホームセンターみつわ九頭龍店	9,670	平成 12 年	区域外
3	大野ショッピングセンター リブレ	8,416	昭和 51 年	区域外
4	ホームセンター パルス	3,515	平成 14 年	区域外
5	ケンキ-大野店	2,996	平成 17 年	区域外
6	新鮮館 (旧 A コープ 大野店)	2,398	平成 12 年	区域外
7	100 満ホルト大勝店	2,107	平成 19 年	区域外
8	ハニ-新鮮館こぶし通り店	1,528	平成 17 年	区域外
9	ユ-スこぶし通り店	1,366	平成 4 年	区域外
10	ハニ-新鮮館おおの東店	1,442	平成 23 年	区域外

(資料：市産業振興課)

※「大規模小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法第 2 条及び第 3 条並びに同法施行令第 2 条に規定する、「一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 1, 000㎡を超えるもの」をいう。

大規模小売店舗位置図



【4】都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に当たっては、以下に示す事業を進める。

これらの事業では、中心市街地内外から集積した都市機能にアクセスしやすくする公共交通の利便性を高める取り組み、中心市街地の景観を整備する取り組み、商店街振興、賑わい創出を目的とした店舗・公共的施設を整備する取り組みを総合的に進める計画であり、これらの事業を一体的に進め、相乗的な事業効果により市街地の活性化を図る。

【都市機能の集積のための事業】

第4章 市街地の整備改善のための事業

- ①（仮称）城下町南広場整備事業
- ②防災・イベント建屋整備事業、防災倉庫整備事業
- ③地域自主戦略交付金事業（六間通り整備）

第5章 都市福利施設を整備する事業

- ①新庁舎整備事業
- ②市民ホール整備事業（新庁舎整備）
- ③歴史的建造物保存整備事業（田村又左衛門家屋敷保存事業）

第7章 商業の活性化のための事業

- ①中心市街地商店街賑わい集客施設整備事業（仮称）
- ②五番商店街活性化対策事業（仮称）

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容

1) 地域公共交通の充実

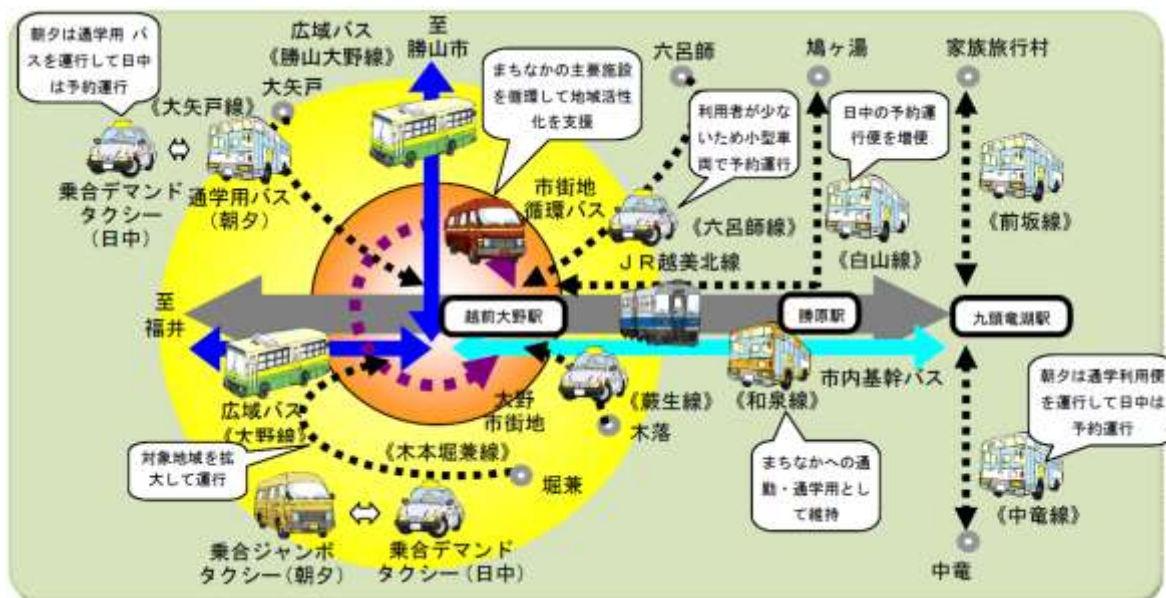
大野市では、地域の自立と市民の豊かな暮らしを支える持続可能な公共交通の実現を目標に地域公共交通の充実に取り組んできました。具体的には、中心市街地内等を循環する「まちなか循環バス」と郊外から中心市街地内を繋ぐ「乗合タクシー」の運行であり、平成21年から継続的に試験運行を実施し、平成24年4月から本格運行を行っています。

第2期計画においても、これら「市内路線バス等運行事業」を引き続き実施し、市民の豊かな暮らしを支え、中心市街地の賑わい創出に繋がる公共交通の実現に向けて取り組んでいきます。



(まちなか循環バス／愛称「ゆう・ゆうバス」)

【将来公共交通体系図】



〔2〕都市計画との調和等

（1）第五次大野市総合計画（平成23年2月策定）

まちづくりの将来像として、「ひかりかがやき、たくましく、心ふれあうまち」とし、その将来像の実現に向かって、基本目標と施策の方向性を次のように掲げています。

1）越前おおのの魅力あふれる活力あるまち

① 魅力ある商店街の形成と商業の活性化

商店街の魅力向上や賑わい創出のため、観光客のニーズに対応した商品開発や魅力ある店舗展開を支援します。

② 戦略的な観光の推進

中心市街地にある歴史的、文化的施設の掘り起こしと磨き上げ、イベントの充実、これら資源を結ぶルートの設定などにより観光客の増加を図ります。

2）美しく豊かな自然環境を育み継承するまち

① 地下水の保全と湧水文化の再生

地下水量や水質を維持するため、湧水の再生に関する総合的な取り組みを進めます。

② 良好なふるさと景観の形成

城下町の歴史的な資源を生かしたまち並み整備を推進するとともに、良好な景観建築物の保存促進や空き家などの活用を図ります。

特に、活気に満ちた城下町の再生を目指し、第1期計画中に整備した越前おおの結ステーションや城下町東広場等を活用し、中心市街地の賑わい創出や“まちなか”における満足度・充足度の向上に取り組む。

（2）大野市都市マスタープラン（平成23年7月策定）

都市づくりの目標として、「現在の市街地を有効活用する都市づくり」への方針転換の必要性を掲げており、まちの将来イメージ、市街地レベルの将来都市構造の基本方針、土地利用の基本方針等を次のように掲げています。

1）まちの将来イメージ

自然環境や歴史・文化的環境を産業・経済の発展に活かすまち

2）市街地レベルの将来都市構造の基本方針

奥越地域の中心都市としての都市機能が集積する拠点及び市民生活を支える各種都市機能の集積する拠点としての都市づくりを図ります。

3）土地利用の基本方針

① 市民の暮らしを支える市街地の維持

市街地外での大型店などの立地規制を講じながら市街地の拡大を抑制します。既に行行政サービスや商業などの生活サービス機能が集まる中心市街地では、暮らしに必要な機能を維持し、高齢化社会でも暮らしやすい都市づくりを進めます。

② 魅力ある中心市街地の保全、充実

昔からのまち並み、歴史や文化を感じる亀山周辺を核とする古くからの様式

を残す建築物群が、中心市街地の魅力を形成しており、その保全、充実を誘導します。特に近年増加している空き地と空き家の有効活用を図ります。

(3) 市長選挙公約等

平成22年6月の市長選挙における現市長の選挙公約である「越前おおの元気プラン」の政治姿勢の中で「産業が元気」を柱の一つとし、その重要施策への取り組みについて、次のように掲げ、市民に公表しています。

- ① 中心市街地の活性化（中心市街地活性化や産業振興の施策）
中心市街地活性化基本計画をよりいっそう進めるとともに商店街や事業者への支援策を充実する。
- ② 湧水・自然環境の保全（恵まれた自然環境を後世に伝えていく施策）
緑化活動や環境保全活動を推進し、また、湧水文化の再生を進める。

(4) その他

1) 大野市水のみえるまちづくり計画（平成18年3月策定）

基本理念として、『「名水のまち大野」の文化や歴史、風土に根ざした「水のみえるまちづくり」を目指します。』とし、計画の方針を「水の多様な魅力を歩いて体感できるまちづくり」としています。

2) 越前おおの観光戦略プラン（平成24年3月策定）

基本理念として、『磨きあげよう大野の宝、深めようふれあい交流を』とし、基本戦略、基本施策及び具体的施策を次のように掲げています。

- ① 基本戦略1 地域資源の魅力の向上
 - ア 基本施策1 「越前おおの」の自然の魅力を磨く
具体的施策 水資源を活かしたまちづくり
 - イ 基本施策2 「越前おおの」の歴史・文化の魅力を磨く
具体的施策 歴史や文化にスポットを当てた観光の提供
- ② 基本戦略4 滞在型観光の推進
 - ア 基本施策10 ゆっくり歩いて楽しめるまちなか観光の推進
具体的施策 新たな観光資源の掘り出しと散策ルートの確立、滞在時間の延長につながる仕掛けづくり
- ③ 基本戦略5 広域観光交流の拡大
 - ア 基本施策13 広域圏による観光の推進
具体的施策 越前美濃街道を通じた交流の促進

3) 大野市景観計画（平成19年5月策定）

本市が全国に誇ることができる景観資源に水と城下町を上げ、景観形成の方針、地域別の景観形成方針を次のように定めています。

- ① 景観形成の方針
 - ア 美しい自然を育む
潤いのある水辺空間をつくります。

イ 伝統を受け継ぎ、新しい文化を育てます。

(ア) 大野独自の生活や文化に合わせて築き上げられてきた伝統的な町家を保全し、歴史の積み重ねが感じられる街並みづくりを進めます。

(イ) 越前大野城への眺望を確保し、後世に継承します。

(ウ) 城下町の町割りを保全するとともに、都市の骨格となる道路を魅力的にします。

(エ) まちを構成する道路や建物はもとより、街路灯、ベンチ等の施設や設備についても、周辺環境に調和したものとします。

② 地域別の景観形成方針

城下町地区

(ア) 城下町地区を本市の核として、にぎやかさやゆとりを出すとともに、歴史性豊かな景観形成を進めます。

(イ) 城下町地区の「みち」を歩いて楽しめるよう歩行空間に配慮した景観形成を進めます。

(ウ) 町家や武家屋敷を保全するとともに、歴史的な街並みに調和するような建物づくりを誘導します。

(エ) 越前大野城への眺望を大切にします。

(オ) 空き地や空き家の適切な維持管理を促します。

(カ) 寺町や亀山などの緑を生かし、城下町を取り囲む緑の輪をつくります。

4) 越前おおの湧水文化再生計画（平成23年10月策定）

貴重な資源である地下水や古くから受け継がれてきた湧水文化を後世に引き継げる環境を創り出すために、取り組むべき具体的施策を次のとおり示しています。

① 文化・伝統の継承と湧水活用の推進

ア 湧水地の保全 市内に残る湧水地の保全、湧水の復元も視野に入れ市民や来訪者が水を感じられる親水空間の形成を図る。

イ 湧水地の活用 名水スポットや七間朝市、寺町通りなど城下町の街並みなどの観光資源を活用し、名水探訪ツアーを中心としたまちなか観光を推進する。

5) 越前おおの地域公共交通総合連携計画（平成21年3月策定、平成26年3月改定予定）

当市の公共交通の将来像として、「地域の自立と市民の豊かな暮らしを支える、持続可能な公共交通の実現」を掲げ、目標とそれを実現するための施策を次のとおり示しています。

① 中心市街地の目標 コンパクトなまちづくりの推進と旧城下町として魅力ある大野市街地の賑わい創出のため、中心市街地の活性化策とあわせて利便性の高い交通環境を構築します。

ア 中心市街地の活性化支援と市外との移動機能の強化

中心市街地の主要な公共施設をつなぐ循環バスの運行、商店・事業所との

6) 越前おおの自然・城下町の交流基盤整備推進計画（平成22年3月認定）

本市の豊かな地域資源を有効にかつ有機的に活用し中心市街地の活性化とともに、農山村での交流やエコ・グリーンツーリズムを推進し、交流人口の増加による活性化を図るため、農山村における交通基盤整備とともに、交流拠点を有機的につなぐ交通ネットワークの整備の必要性とその施策を示しています。

また、目標を次のとおり示しています。

目標2 市外や郊外から市街地へのアクセスを改善するための道路の整備を行うことにより、中心市街地の賑わいの再生を図る。

（指標2 中心市街地の主要6箇所の歩行者通行量について、平成19年度と比較して45%の増を図る）

〔3〕その他の事項

（1）越前おおの農林楽舎

越前おおの農林楽舎とは、「越前おおの型農業」の推進役及び農家の下支え役として、平成21年4月に本市が独自に設立した組織です。エコ・グリーンツーリズムを扱う都市部との交流の他、人材育成、特産振興等を役割としています。

（2）株式会社結のまち越前おおの

株式会社結のまち越前おおのとは、中心市街地活性化に資する事業の牽引役として、賑わいと魅力あるまちづくりのために、当市の実情を踏まえ行政や民間企業等では実施が難しい事業に取り組む公益性と企業性を併せ持つ会社です。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	【1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針及び3. 中心市街地の活性化の目標 参照】
	認定の手續	【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 参照】
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしています。【2. 中心市街地の位置及び区域 [3] 中心市街地要件に適合していることの説明 参照】
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析等及び様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について、十分取り組んでいます。【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 参照】
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	【10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 参照】
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	市総合計画基本構想などの法やその他法令に基づく種々の計画と整合を図った計画となっています。【11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 参照】
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	3. 中心市街地の活性化の目標に掲げる2つの目標を目指し、必要な事業を4. から8. において記載しています。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明しています。【3. 中心市街地の活性化の目標 参照】

第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業の主体について、【4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項】、【5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項】、【6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項】、【7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項】、【8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項】にそれぞれ記載しています。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業の実施スケジュールは、平成29年度までに完了及び着手を前提としたものとなっています。